

第5次湯梨浜町総合計画

(案)

住みやすく 魅力と活気あふれる
愛のまち

2026～2035

令和8年●月 湯梨浜町

(令和8年2月26日時点)

I. 策定にあたって	1	7. 土地利用の方向性（土地利用計画）	24
1. 趣 旨	2	（1）基本方針	24
2. 構成及び期間	2	（2）土地利用の方針	25
（1）構 成	2	III. 基本計画	28
（2）期 間	3	第5次総合計画 指標	29
3. 町の概要	3	第1節 支えあい 安全・安心で	
（1）位置及び地勢	3	住み続けられるまち	35
（2）土地利用	4	第1項 防災・減災対策の推進	36
（3）人 口	4	第2項 防犯対策の推進	37
（4）沿 革	5	第3項 生活安全対策の推進	38
4. 基本フレーム（将来人口、産業等）	6	第4項 交通安全対策の推進	39
（1）人 口	6	第5項 交通環境の整備	39
（2）世 帯	8	第6項 交通手段の維持・確保	40
（3）産 業	9	第7項 情報基盤の維持・整備	41
5. 基本となる課題	10	第8項 脱炭素・循環型社会の実現	42
まちづくりの課題	10	第9項 環境保全・良好な生活環境の促進	43
II. 基本構想	13	9-1 東郷池の環境保全	43
1. 基本理念	14	9-2 景観まちづくり	43
2. 基本方針	14	第10項 総合的な住宅施策の推進	44
3. 将来のまちづくりに向けて		第11項 適切な河川・上下水道の	
認識しておくべき社会の変化	16	維持・整備	45
○ 人口減少・超高齢化	16	第2節 認めあい 未来と今を創造するまち	47
○ 少子化	17	第1項 移住・定住の促進	47
○ ウェルビーイング	17	第2項 コミュニティ活動の促進	48
○ 共創社会	18	第3項 町民協働・男女共同参画の推進	49
○ DX・デジタル社会	18	第4項 交流による活力の創出	50
○ 脱炭素	18	第5項 国際交流の推進	51
○ 多様性・インクルーシブ（包摂性）	19	第3節 ふれあい 誰もが健康長寿で	
○ 不確実性	20	暮らすまち	52
4. 重点的な課題	21	第1項 少子化対策の推進	52
①若者・女性の活躍（出愛）	21	第2項 出産・子育て環境の充実	54
②子どもや子育て世代、お年寄り、多くの		第3項 地域福祉の推進	55
世代が安心できる居場所づくり（ふれ愛）	21	3-1 福祉施策の推進	55
③継続と承継（支え愛）	21	3-2 重層的支援体制整備事業	56
5. 基本目標	22		
6. 行政経営の考え方	22		

第4項	高齢者福祉の推進	57
第5項	障がい者（児）福祉の推進.....	58
	5-1 日常生活および社会生活の総合的な支援	58
	5-2 療育体制の充実.....	59
第6項	疾病予防・健康づくりの推進.....	60
	6-1 母子保健.....	60
	6-2 成人保健.....	60
第7項	社会保障制度の充実	62

第4節 湯梨浜愛 志を立て

	共に学ぶ ひとづくり	64
第1項	学校教育の推進	64
第2項	学校教育環境の充実	67
第3項	社会教育環境の向上	68
第4項	運動・スポーツ活動の充実	70
第5項	文化、伝統、自然環境の継承 及び芸術・文化の振興	72

第5節 高めあい 魅力と挑戦に

	あふれるまち.....	74
第1項	農業の振興、鳥獣被害対策の推進...	75
第2項	林業の振興	76
第3項	水産業の振興	78
第4項	商工業の振興	79
第5項	観光の振興	80

IV. 行政経営計画

行政経営施策.....	83
第1項 効率的で健全な行財政運営	83
第2項 歳入確保に向けた取り組み	85
第3項 自治体DXの推進	87
第4項 公有施設の整備・維持	89
第5項 情報発信の充実	90
第6項 広域行政の推進	91

V. 参考資料.....

1. 個別事業計画・プラン一覧.....	94
2. 統計等資料.....	97
3. 町民アンケート.....	105
4. 計画策定関係者.....	109

I . 策定にあたって

1. 趣 旨	2
2. 構成及び期間	2
3. 町の概要	3
4. 基本フレーム	6
5. 基本となる課題	10

1. 趣 旨

湯梨浜町ではこれまで4次にわたって総合計画を策定し、人口減少・少子高齢化を見据えながら、その時代の潮流を踏まえた指針を示し、まちづくりを進めてきました。

この間、本町を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行、デジタル化、技術革新の進展、環境問題や激甚化する自然災害の発生など目まぐるしく変化し、また新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を経験し、多様な生活様式の定着とそこからの再生に向かう最中、長期的な国際紛争や主食である米を含めた物価高騰等、抱える課題も多岐複雑化しました。

このように、社会が大きな転換期を迎える中で、本町が将来にわたって、まちの魅力と活気を維持・向上し、持続的で良質な行政サービスを提供するためには、これまでの成長を前提としたまちづくりの発想を転換し、長期的な社会変化や新たな地方創生への動きなど時代の潮流の変化を的確にとらえつつ、町民の皆さんが何世代にもわたって、豊かに安心して共に暮らすことができるまちの進展、未来に向かって愛で支えるまちづくりの進展を図るため、第5次湯梨浜町総合計画を策定するものです。

2. 構成及び期間

本計画は、湯梨浜町の今後のまちづくりの指針となるもので、本町が目指す将来像や基本理念、それを実現するためのまちづくりの目標など、町行政推進のため総合的かつ基本的な事項を定めるまちづくりの最も基本となる計画です。今後の施策は、本総合計画に沿って遂行されるものであり、予算編成など毎年度の経営方針の基本的な指針となります。国、県及び本町における様々な行政計画との整合性に配慮し、日々変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、弾力的な運用を図るものとします。

また、本計画には国土利用計画法第8条に基づく土地利用計画も一体として策定します。

(1) 構 成

この計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成します。

①基本構想

町民の積極的な行政参画を促しながら、町民と行政が、共に進めていくまちづくりの基本理念を示すものです。本町が目指す将来像、基本理念、まちづくりの目標を掲げています。

②基本計画

基本構想を実現するための柱となるもので、目指すべき将来像を達成するための分野別の施策の方向を定めたものです。

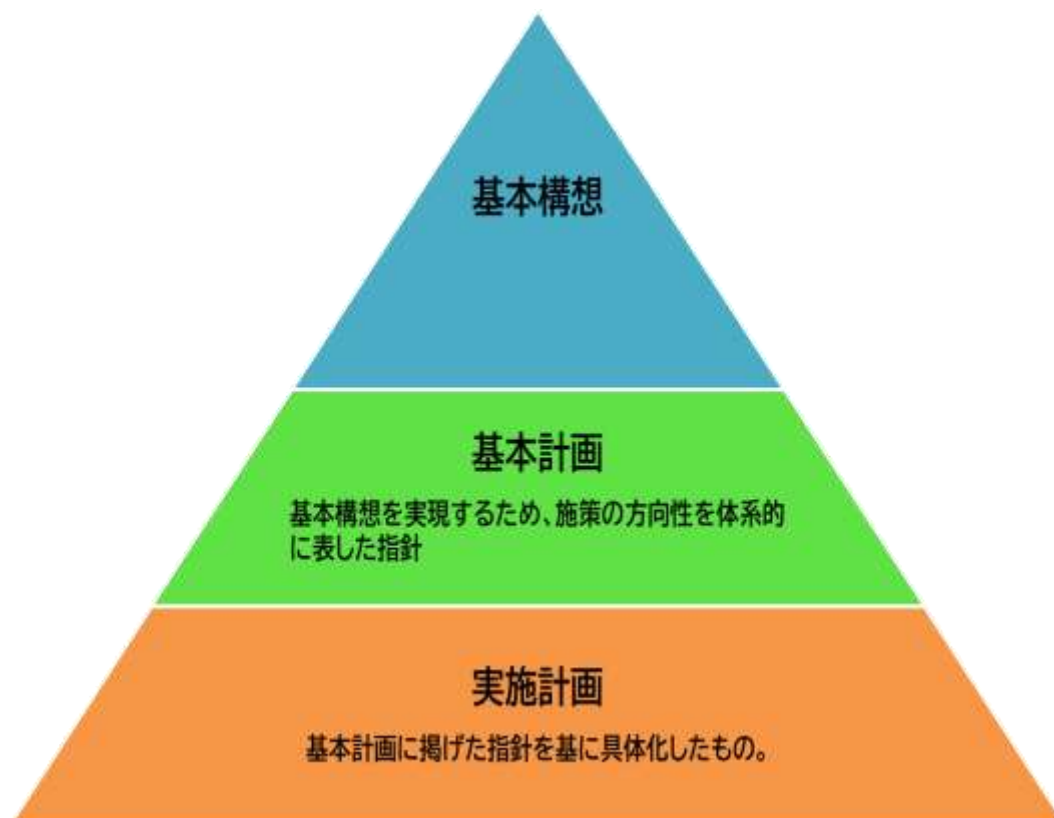
③実施計画

基本計画に基づいて、具体的なプラン、事業の計画や、事業及び財政計画を示すものです。行財政の調和を図り、進捗状況を踏まえながら見直しを行います。ただし、本書には掲載されません。

各分野において取組を実施するにあたっては、分野ごとの課題を詳細に整理したうえで、より具体的な施策や事業を検討します。そのため、必要に応じて、各分野の個別計画、プラン等により総合計画の補完・具体化を行いながら、様々な取組を進めます。

(2) 期 間

計画期間について、基本構想は令和 8（2026）年度から令和 1 7（2035）年度までの 10 年間とし、基本計画は令和 8（2026）年度から令和 1 2（2030）年度までの 5 年間とします。



3. 町の概要

(1) 位置及び地勢

本町は、北緯 35° 29′、東経 133° 52′ にあり、鳥取県のほぼ中央に位置しています。北は日本海に面し、西は北栄町と倉吉市、南は三朝町、東は鳥取市とそれぞれ接しています。中部圏域の中心地である倉吉市まで約 10 km、県庁所在地の鳥取市から西に約 35 km の位置にあります。

地勢は、本町の中央部に約 4 km² の東郷池があり、東郷川等の河川が注ぎ、橋津川によって日本海へ流れています。南東部一帯から海岸までは、山地丘陵や中国山地に続く高地となっています。海岸部には砂丘地帯が広がり、西部には天神川から東郷池に至る平野が形成され、水田地帯が広がっています。

このように本町は、海、池、川、山など、豊かな自然環境に恵まれた風光明媚な地域です。

(2) 土地利用

本町は、東西 11.3 km、南北 11.6 km で、面積は 77.93 km² となっています（東郷池の面積を含む）。

土地利用の状況を見ると、令和 2（2020）年では、山林・原野が全体の約 51.1% を占め、農用地が 16.4%、宅地が 4.9% となっています。

(3) 人 口

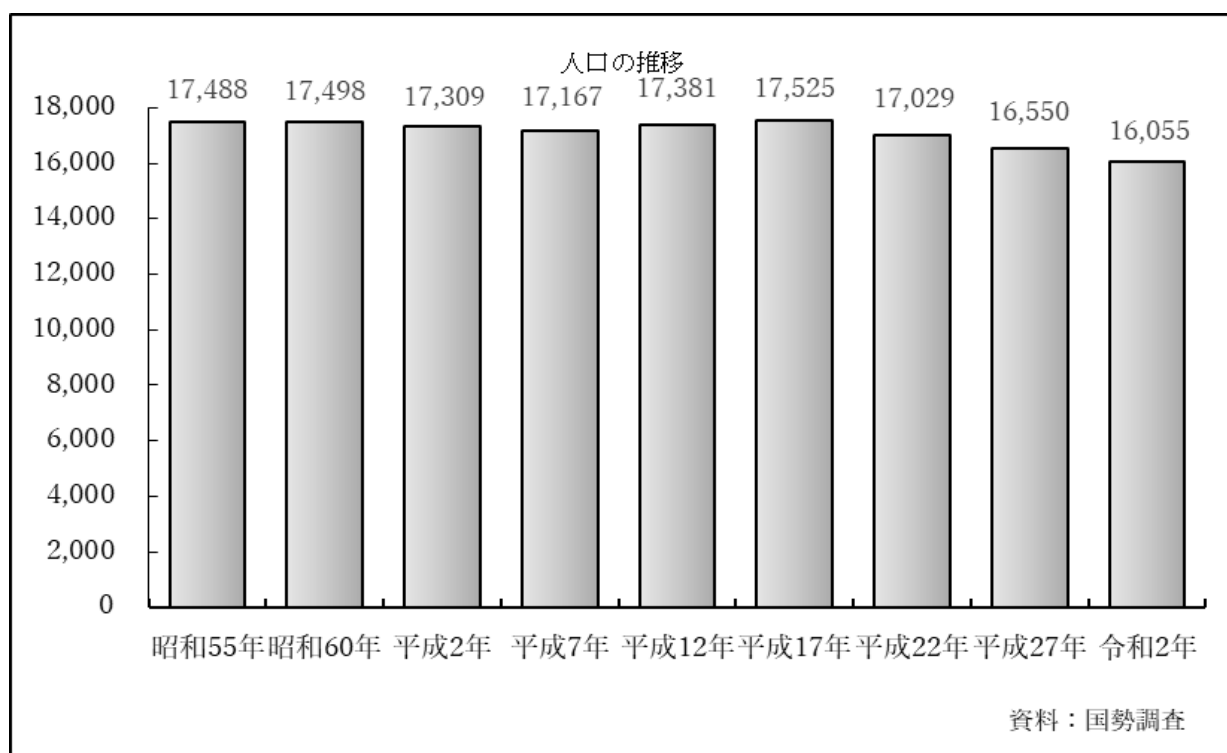
令和 2（2020）年の国勢調査によると、本町の総人口は 16,055 人で、平成 27（2015）年の国勢調査に比べ、495 人、3.0% 減少しています。

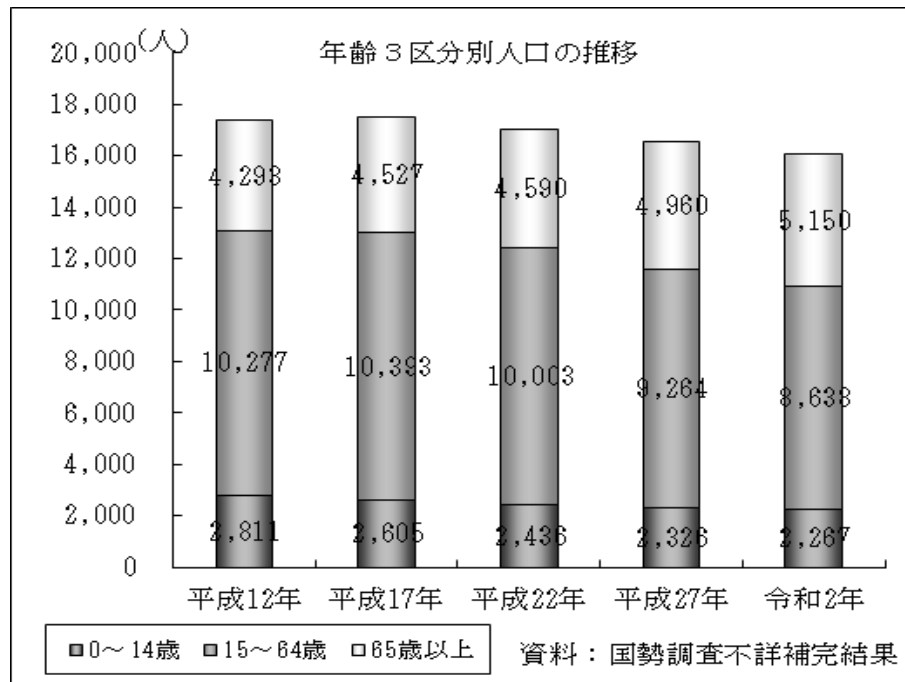
世帯数は、令和 2 年は 5,682 世帯で、平成 27 年の 5,482 世帯に比べ、3.6% 増加しています。

一世帯あたりの人数は、令和 2 年は 2.75 人で、平成 7 年の 2.94 人、平成 22（2010）年の 3.07 人、平成 17（2005）年の 3.19 人と年々減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

年齢階層別人口は、令和 2 年は年少人口（0～14 歳）が 14.1%、生産年齢人口（15～64 歳）が 53.8%、高齢者人口（65 歳以上）が 32.1% となっており、生産年齢人口の割合が減少している一方、高齢者人口の割合が増加している傾向がうかがえます。また、鳥取県平均と比較すると、年少人口が 1.6%（鳥取県平均：12.5%）高く、生産年齢人口は 1.2%（鳥取県平均：55.0%）、高齢者人口で 0.4%（鳥取県平均：32.5%）低くなっています。

* 国勢調査第 4－2 表より





(4) 沿 革

本町は、平成16（2004）年10月1日に東郷池の周囲に位置する羽合町、泊村、東郷町が合併して誕生しました。

当時は、地方分権や少子高齢化などの社会環境の変化、国・地方を通じた巨額の債務等の深刻な財政状況を背景に、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立が強く求められ、全国的に市町村合併が進められた時期でした。

第1次および第2次総合計画では「げんき・いきいき・かがやきのまち」をキャッチフレーズに、地域の融和と町民一人ひとりが誇りの持てるまちづくりを推進しました。それぞれの地域で守られてきた歴史や文化を大切に引き継ぐとともに、地域資源を活かした「新たな湯梨浜ブランド」の構築に努めてきました。また、本町のシンボルである東郷池を中心として、環境、観光、農林水産業の振興などを軸とした新しいまちづくりのあり方を提言してきました。

第3次総合計画では「みんなが主役 笑顔あふれる 湯梨浜町」の下、町民一人ひとりが主役となる協働と参画によるまちづくりを、第4次総合計画では「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」を掲げ、「持続可能」で温もりのあるまちづくりを進めてきました。

これまでの取組として、東郷池をはじめとする地域資源の魅力造成・産業振興・地域活性化の「三方よし」を目指した施策を推進したほか、地方創生事業として、移住定住の促進や湯梨浜町版「全世代・全員活躍のまち」の確立、グラウンド・ゴルフの国際化などに注力してきました。あわせて、福祉や教育環境の充実、情報通信設備や道路等の社会インフラ整備、行財政改革にも取り組んできました。

今後は、大きく変化する社会情勢や多様化する行政需要に対応するため、この20年間に育み、培ってきたまちづくりを基盤として、さらに深化発展した施策を推進していきます。

4. 基本フレーム（将来人口、産業等）

（１）人 口

本町の人口は、平成 17（2010）年をピークに減少傾向を示しています。平成 27（2015）年から令和 2（2020）年までの人口減少率は 3.0%であり、鳥取県の 3.4%を下回るものの、平成 17 年以後は拡大しつつあります。また、平成 30（2018）年から令和 4（2022）年までの合計特殊出生率*は 1.72 で、国の 1.33、鳥取県の 1.56 と比較して高い水準にあります。

●人口の推移と見通し

（単位：人、%）

	総人口	男女別		構成比		人口減少率
		男	女	男	女	
平成 7 年	17,167	8,125	9,042	47.3	52.7	0.8
12 年	17,381	8,237	9,144	47.4	52.6	△1.2
17 年	17,525	8,333	9,192	47.5	52.5	△0.8
22 年	17,029	8,110	8,919	47.6	52.4	2.8
27 年	16,550	7,910	8,640	47.8	52.2	2.8
令和 2 年	16,055	7,657	8,398	47.7	52.3	3.0
7 年（推計）※	15,447	7,354	8,093	47.6	52.4	3.8
12 年（推計）※	14,870	7,070	7,800	47.6	52.5	3.7
17 年（推計）※	14,262	6,763	7,499	47.4	52.6	4.1

（資料：令和 2 年までは国勢調査より。令和 7 年以降については国立社会保障・人口問題研究所の推計による。）

年齢階層別人口については、令和 2 年国勢調査において、年少人口（0～14 歳）の割合が 14.1%、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が 53.8%、高齢者人口（65 歳以上）の割合が 32.1%となっています。

年齢階層別人口の推移を見てみると、年少人口及び生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加の傾向が顕著であり、人口構成において少子高齢化が進行していることがうかがえます。

また、人口の増減は、死亡数と出生数による自然増加率*と転入、転出による社会増加率*が大きな要素となります。若年層の就業機会を求めた都市部への人口流出など、生産年齢人口も以前に比べて減少傾向にあり、このことは人口構成において高齢化を進行させるとともに、出生率の低下を助長するものと考えられます。そのほか、晩婚化とそれに伴う出産年齢の高齢化など、少子化の原因と考えられる様々な要因があり、若者の定住促進や将来親になる世代への施策の充実が求められています。

このような少子高齢化や人口減少は、本町のみならず、全国的な問題と言えます。本町の人口は、令和 2 年の 16,055 人が、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和 12（2030）年には 14,870 人になるものと推計しています。

●年齢階層別人口の推移と見通し

(単位:人、%)

	階 層 別				構 成 比		
	総 数	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
平成 7 年	17,167	3,007	10,177	3,983	17.5	59.3	23.2
12 年	17,381	2,811	10,277	4,293	16.2	59.1	24.7
17 年	17,525	2,605	10,393	4,527	14.9	59.3	25.8
22 年	17,029	2,436	10,003	4,590	14.3	58.7	27.0
27 年	16,550	2,326	9,267	4,957	14.1	56.0	30.0
令和 2 年	16,055	2,267	8,638	5,150	14.1	53.8	32.1
7 年(推計)	15,447	2,099	8,121	5,227	13.6	52.6	33.8
12 年(推計)	14,870	1,924	7,691	5,255	12.9	51.7	35.3
17 年(推計)	14,262	1,777	7,353	5,132	12.5	51.6	36.0

(資料:令和2年までは国勢調査不詳補完結果より。令和7年以降については国立社会保障・人口問題研究所の推計による。)

●人口動態の推移

(単位:人)

年	人口増減	自 然 動 態								
		自然増減			出 生			死 亡		
	総 数	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
令和2年	△ 121	△ 109	168	177	118	59	59	227	109	118
令和3年	△ 110	△ 96	201	157	131	81	50	227	120	107
令和4年	△ 65	△ 158	209	217	134	63	71	292	146	146
令和5年	△ 175	△ 155	194	215	127	59	68	282	135	147
令和6年	△ 179	△ 161	182	203	112	52	60	273	130	143

年	社 会 動 態						
	社会増減	転 入			転 出		
		総 数	県外	県内	総数	県外	県内
令和2年	△ 12	491	161	330	503	250	253
令和3年	△ 14	448	145	303	462	205	257
令和4年	93	569	174	395	476	213	263
令和5年	△ 20	453	142	311	473	215	258
令和6年	△ 18	493	149	344	511	231	280

(資料:鳥取県の推計人口(年報)より)

(注釈)

合計特殊出生率:

一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を示す指標。この数値が 2.07 を上回ると人口の水準が保たれると考えられている。

自然増加率:

総人口に対する自然増加(出生児数から死亡者数を差し引いた人数)の割合を示す指標。

社会増加率:

総人口に対する社会増加(転入者数から転出者数を差し引いた人数)の割合を示す指標。

（２）世 帯

日本の将来推計人口によると、日本の総人口は、平成２０（２００８）年をピークに減少しています。

また、一般世帯*の平均世帯人員は、「世帯の単独化」が一層進むことにより、令和２（２０２０）年の２.２１人から減少を続け、令和１５（２０３３）年に初めて２人を割り込んで１.９９人に、令和３２（２０５０）年には１.９２人とも言われており、少子化、核家族化の影響が顕著に表れているものと考えられます。

また、令和２年から令和３２年までの間に、高齢単独世帯に占める未婚者の割合は、男性３３.７％から５９.７％と、女性は１１.９％から３０.２％となり、近親者のいない高齢単独世帯が急増するとも言われています。

鳥取県においては、令和２年の一般世帯数は、平成２７（２０１５）年と比較して約２,８２５世帯増加していますが、平均世帯人員は、平成２７年の２.５７人から令和２年には２.４４人と減少しており、世帯規模が小さくなっていることがうかがえます。

本町においても同様の傾向が見られ、令和２年の一般世帯数は、平成２７年と比較して１９６世帯増加していますが、平均世帯人員は、平成２７年の２.９４人から令和２年には２.７５人と減少しており、今後もこの傾向は続くものと推計されます。

●一般世帯数の推移と見通し（単位：人、％）

	一 般 世 帯 数	平均世帯人員
平成 ７ 年	４, ６８８	３. ６１
１２ 年	５, ０５５	３. ３８
１７ 年	５, ３６５	３. １９
２２ 年	５, ４０４	３. ０７
２７ 年	５, ４６３	２. ９４
令和 ２ 年	５, ６５９	２. ７５
７ 年（推計）	５, ７５６	２. ６０
１２ 年（推計）	５, ７６３	２. ５０
１７ 年（推計）	５, ６５８	２. ４４

（資料：令和２年までは国勢調査による。令和７年以降は過去の推移を基に本町で試算。）

（注釈）

一般世帯：

住居と生計を共にしている人々の集まり、一戸を構えて住んでいる単身者、間借り・下宿屋などの単身者及び会社などの独身寮・寄宿舍などに居住している単身者をいう。

(3) 産 業

本町の産業構造は、全国的な傾向と同じく、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へとその比重を移してきました。

就業人口の推移を見ると、社会情勢の変化に伴い、農業、漁業などの第1次産業が著しく減少し、建設業、製造業などの第2次産業が微減、サービス業や卸業、小売業などの第3次産業が大幅に増加しています。

今後も、第3次産業の割合がさらに拡大するなど、その傾向が続くものと推計されます。

●就業人口の推移と見通し

(単位:人、%)

年 区分		平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和2年	令和7年 (推計)	令和12年 (推計)	令和17年 (推計)
総 数		9,510	9,343	8,676	8,607.5	8,500	8,237	7,956	7,758
男女別	男	5,109	4,995	4,650	4,576	4,430	4,283	4,129	4,011
	女	4,401	4,348	4,026	4,031	4,070	3,954	3,827	3,747
産業別	第1次	1,949	1,792	1,465	1,268	1,057	899	749	629
	第2次	2,527	2,192	1,821	1,802	1,781	1,579	1,412	1,282
	第3次	5,034	5,359	5,390	5,537	5,662	5,759	5,795	5,847
構成比	第1次	20.5	19.2	16.9	14.7	12.4	10.9	9.4	8.1
	第2次	26.6	23.5	21.0	20.9	21.0	19.2	17.8	16.5
	第3次	52.9	57.3	62.1	64.3	66.6	69.9	72.8	75.4
総 人 口		17,381	17,525	17,029	16,550	16,055	15,447	14,870	14,262
総 人 口 対 比		54.7	53.3	51.0	51.7	52.0	53.3	53.5	54.4
労 働 力 人 口*		9,813	9,802	9,213	8,882	8,934	8,531	8,233	7,994
労働力人口*対比		96.9	95.3	94.2	96.3	96.3	96.6	96.7	97.0

年 区分		人口指数 (令和2年=100)							
		平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和2年	令和7年 (推計)	令和12年 (推計)	令和17年 (推計)
総 数		111.9	109.9	102.1	101.3	100.0	96.9	93.6	91.3
男女別	男	115.3	112.8	105.0	103.3	100.0	96.7	93.2	90.5
	女	108.1	106.8	98.9	99.0	100.0	97.1	94.0	92.1
産業別	第1次	184.4	169.5	138.6	120.0	100.0	85.0	70.8	59.5
	第2次	141.9	123.1	102.2	101.2	100.0	88.7	79.3	72.0
	第3次	88.9	94.6	95.2	97.8	100.0	101.7	102.4	103.3
総 人 口		108.3	109.2	106.1	103.1	100.0	96.2	92.6	88.8
労 働 力 人 口*		111.8	111.7	105.0	101.8	100.0	97.2	93.8	91.1

(資料:令和2年までは国勢調査による。令和7年以降の総人口は国立社会保障・人口問題研究所の推計による。それ以外の数値については、過去の推移を基に本町で試算したもの。)

(注釈)

労働力人口:

満15歳以上の人口のうち、就業者、休業者、完全失業者の合計を指す。それに対し、学生、家事従業者など、職を持たず、職を求めない者の合計は、非労働力人口と呼ばれる。

5. 基本となる課題

これまでの湯梨浜町のまちづくりや、町の現状、社会経済の動向、町の将来予測等からみた課題は次のとおりです。

まちづくりの課題

(1) 日常生活を支える生活基盤の整備

安全・安心で住みやすいまちづくりを進めるうえで、日常生活を支える道路や上下水道などの社会インフラ施設の老朽化が深刻な問題となっており、今後、施設の長寿命化と更新整備とともに、適正な維持管理を図っていく必要があります。

(2) 安全・安心で強靱なまちづくり

近年、全国で地震や台風、豪雨などの激甚な自然災害が頻発しています。本町でも鳥取県中部地震をはじめ、台風など、自然災害により甚大な被害を受けています。今後も南海トラフ地震など大規模な地震の発生が危惧され、ソフト、ハード両面からの防災減災対策が喫緊の課題となっています。

安全・安心な生活環境を守り、強化していくためには地域力・共助力の向上が不可欠であり、日頃から地域住民や行政、多くの関係機関における連携体制を構築し、地域の防災・防犯力を高めていくことが重要です。

(3) 自然を保全し、自然を活かすまちづくり

湯梨浜町は豊かな自然環境に恵まれ、まちの大きな魅力となっています。自然と人が調和した安らぎと潤いのある暮らしを維持するため、これらの自然環境を将来に引き継ぐ保全活動に努めるとともに、その豊かな恵みを活かして、にぎわいや交流、新しいくらしの魅力などを創出することが重要となります。

(4) 良質な生活環境の確保

地球温暖化の影響は、異常気象などで私たちのくらしの中に顕在化しており、地球環境問題についての対応は喫緊の課題となっています。地球環境にやさしい持続可能なライフスタイルへの転換や再生可能エネルギーの活用等を通じて、天然資源の消費量削減や資源循環の取組の推進で、安全安心なくらしを将来にわたり、維持発展させていくことが重要となります。

また今後増加が見込まれる空き家対策の公民連携や誰もが移動しやすい交通ネットワークの仕組みづくりなどが求められています。進化する先端技術を活用した新たな社会システムの構築を進めていくとともに、地域コミュニティなどの深化を図っていく必要があります。

(5) 地域経済の活性化と雇用の確保創出

湯梨浜町が将来にわたって持続可能なまちであるためには、地域経済の活性化と自立性の向上を図ることが重要です。主要産業である農林水産業の維持発展への支援や起業・創業の促進等に取り組んでいくとともに、自然、歴史文化、食などの地域資源を活

かした新たな観光スタイルの確立が求められています。

そして、価値観やライフスタイルの多様化が進む現状において、湯梨浜町で生まれ育った若者が町外に流出することなく、定着するためには、多様な働く場・働く環境の創出が不可欠です。

(6) 変化を見据えた都市の形成

人口減少・少子高齢化が加速し、公共施設の老朽化が進行する中で、都市機能を維持し、持続可能なまちとしていくためには環境の変化に適切に対応し、地域の特性を生かした土地利用や公共施設の再編・再配置、資産の有効活用などのマネジメントを長期的な視点に立って推進することが求められます。

地域組織の持続的運営のため、過疎化が顕著である地域の生活機能やコミュニティ機能をつなぐ集落地域の形成など、地域の特性に対応した、均衡あるまちづくりを進める必要があります。

(7) 安心して出産・子育てできる体制のさらなる充実

湯梨浜町はこれまで旧町時代から子育て支援に注力し、合併後も子育てするなら湯梨浜町を合言葉に子育てしやすいまちづくりを推進してきました。今後、少子化がさらに進行すると予測されることから出生率の向上や子育て世代の定住化を図っていくことが重要となります。

そのためには、物心両面から安心して、出産して子育てできる環境の一層の充実が必要であり、今後を見据えた教育・保育の提供体制や子育て応援サービスの充実を目指し、みんなで共に子どもと子育てを支えるまちづくりを進めていくことが求められます。

(8) 支え愛の福祉のまちづくりと保健・医療・健康づくり

高齢化の進行に伴い、独居を含む高齢者のみの世帯、認知症やその疑いがある人、介護や支援が必要な人の増加、また障がいのある人の地域生活への移行などの将来予測される状況を鑑みながら、互いに認め合い、その人の特性に応じた生活を支える仕組みを作り、誰一人取り残されず、支え合い、助け合いながら暮らすことのできる温もりのある共生の地域社会づくりを確実に進めることが重要です。

地域で暮らす高齢者や障がいのある人など、支援を必要とする人が、困ったときにも自立した生活を送ることができるよう、引き続き相談支援窓口のワンストップ化とセーフティネットの確保に努めることが必要です。

また社会構造の変化、長引く低経済成長時代において、福祉課題は複雑多様化しており、「子どもの貧困」、「8050問題」など、単独の制度や公的サービスのみでは対応が困難な課題を抱える世帯が顕在化しています。個人のライフステージに応じ、早期の問題発見と継続的な視点での支援の推進が必要です。また声なきSOSを確実に把握し、行政、関係機関、地域等が連携の上、アウトリーチ*を行うとともに、多機関協働の包括的な支援体制の確立を図っていきます。

このような取組を進める一方で、すべての住民がいつまでも健やかに活躍できるように、ライフステージに応じた健康づくりや地域包括ケアシステム*の構築を進めていくことが必要です。

(注釈)

アウトリーチ：

直訳すると「外に手を伸ばす」福祉分野では、支援が必要であるにも関わらず、届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて、情報や支援を届けるプロセスをいう。

地域包括ケアシステム：

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように、地域がサポートし合う社会システムのこと。

(9) 地域コミュニティの維持発展と多様性の尊重

住民の価値観やライフスタイルの多様化により、コミュニケーションのあり方が変化を続けています。さらに人口減少・少子高齢化が進行することで人口構造の状況が大きく変化し、住民のつながりが希薄となり、地域の支え合いが難しくなることが懸念されます。

そのような状況下で、住民が心豊かに暮らし続けていくためには、社会環境や地域にあったコミュニティづくりを支援し、地域におけるつながりの醸成や地域の課題解決を図っていくことが必要になってきます。

変化する社会環境において、また移住定住の推進をしていく中で、今まで以上に一人ひとりの多様性を認め、活躍できる地域社会の進展が重要となってきます。

(10) 子どもの健やかな成長と住民の学びの充実

次代を担う子どもや若者が変化の激しい社会にあっても健やかに育ち、たくましく生きる力を身につけられるよう、多様で豊かな学びの機会や育ちの環境の充実にすることが必要です。特に、学校教育には、変化に積極的に向き合い課題を解決していく力や、情報を見極め再構築して新たな価値につなげていく力などを育成することが求められています。

また、社会の多様化や平均寿命の延伸に対応して、誰もがいくつになっても学び、活動することができる環境づくりを進め、湯梨浜町の明日を拓く「人財」の育成に努める必要があります。

住民が心豊かに暮らしていくためには、湯梨浜町の財産である歴史文化を守り、発展させていくとともに、多くの住民が多様な学習やスポーツ・文化活動に取り組み、それを健康づくりや生きがいづくり、交流・社会参加の促進などにつなげていくことが重要です。またその成果を地域で活かすことができ、楽しみと笑顔のあふれるまちづくりを進める必要があります。

Ⅱ．基本構想

キャッチフレーズ

住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち

1．基本理念	14
2．基本方針	14
3．将来のまちづくりに向けて 認識しておくべき社会の変化	16
4．重点的な課題	21
5．基本目標	22
6．行政経営の考え方	22
7．土地利用の方向性（土地利用計画）	24

1. 基本理念

未来都市像（キャッチフレーズ）

住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち

2035 年に向けての湯梨浜町の未来都市像を「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」と定め、第 5 次総合計画のテーマとして、より具体的かつ進展的な取組の中で、町の均衡ある発展と特色あるまちづくりを推進します。

2. 基本方針

湯梨浜町の良さ・魅力を発展させ、今後や将来においても住み続けたいと思えるまちを創っていくために、今後のまちづくりのすべての施策にわたって、共通する価値観や基本となる考え方を示す基本理念を以下のとおり、定めます。

基本理念の設定にあたっては、「一人ひとりが持てる能力を発揮できる」「持続可能」な社会の実現を目指し、SDGs の目標 11「住み続けられるまちづくりを」を核とします。

《住みやすく》

- ・ 豊かな自然環境、生活環境等との調和の中で、町民の安全性、利便性、快適性がより確保され、持続可能で魅力あふれるまちづくり。

《魅力と活気あふれる》

- ・ 自然や歴史文化などの多彩な魅力をもった町で暮らす多様な人々がその個性を生かし、高め合うことで、さらに新たなまちの彩りと輝きを創っていく、活気あふれるまちづくり。

《愛のまち》

- ・ すべての町民が共に「支え愛」、笑顔で生涯にわたり暮らすことができる、温もりのあるまちづくり。

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)

- ・2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際社会共通の目標です。
- ・持続可能な世界を実現するための17の目標と細分化された169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人として取り残されない」社会の実現を目指すものです。
- ・SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本でも平成28(2016)年5月に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が内閣に設置され、同年12月には「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が策定されるなどの取組が進められています。
- ・SDGsでは、持続可能な開発を「経済・社会・環境」という三つの側面において、バランスがとれ統合された形で達成することに責任をもって取り組むこととしています。
「経済・社会・環境」の三側面は三層構造の関係性となっており、「環境」がすべての活動の根底にあり、その基盤上に社会経済活動が依存していることから、SDGsが目指すこの三つの側面の課題をバランスよく、統合的に解決していくことが求められています。
- ・SDGsの達成に向けて、政府や民間セクター等のあらゆるステークホルダー(利害関係者)が役割を担って、連携して取り組むこととされています。地方自治体においてもその一主体として重要な役割を果たしており、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追及が日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものとして期待されています。
- ・本町では、まちの均衡ある発展のため、「社会」「経済」「環境」の三側面が連関して、相互相乗的な効果と好循環をもたらす取組であるSDGsの特徴を活かします。



3. 将来のまちづくりに向けて認識しておくべき社会の変化

令和2（2020）年に拡大した新型コロナウイルス感染症は、社会全体に深刻な影響を及ぼしました。国内経済の停滞や少子化の進行に加え、国際情勢の変化を背景に、エネルギー価格の高騰や物価上昇が進んでいます。これにより、私たちの暮らし方や働き方を見直す動きが広がり、新たな生活様式が定着しました。特に若者を中心に価値観が大きく変化し、多様性を尊重する社会が形成されつつあります。また、デジタル技術の活用が飛躍的に進展する一方で、グリーンリカバリー*の視点からの取組も進んでいます。

また、閉塞感や将来への不確実性が強まる中で、身体的・精神的・社会的に健やかな状態にあることを重視する「ウェルビーイング」への関心が高まっています。単なる経済成長だけでなく、一人ひとりが幸福を実感できる社会の実現が、まちづくりの新たな課題となりつつあります。

これからの10年は、これまでにない大きな変化が予想されます。より良い未来に向かって着実に前進するとともに、社会の動向を的確に見極め、固定観念や前例にとらわれず、継続的に新たな挑戦を続けていくことが重要です。

（注釈）

グリーンリカバリー：

単にコロナ禍以前の状況に戻るのではなく、新たな未来の創造に向けた持続可能で脱炭素な方向の復興を目指すこと。

○ 人口減少・超高齢化

現在、我が国では、人生100年時代と言われる超高齢社会を迎えています。令和2（2020）年の国勢調査によれば、総人口は1億2,615万人で、平成27（2015）年調査の1億2,709万人から0.7%減少しました。また、全市町村の82.5%で人口が減少しており、全国的な人口減少の傾向が顕著です。

さらに、65歳以上の老年人口の割合は28.6%に上昇し、15歳未満の年少人口は11.9%と低下しています。少子高齢化の進行により、年齢構成に著しい偏りが生じ、人口構造の高齢化が一層顕著になっています。総人口が減少する一方で、高齢者人口は増加し続けており、令和7（2025）年には「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）となります。令和22（2040）年には高齢者人口がピークに達し、特に85歳以上の急増が見込まれています。

また、世帯構成にも変化が見られ、核家族化がさらに進展し、単身世帯や夫婦のみ世帯の割合が増加しています。これにより、社会的に孤立する世帯の増加が懸念されます。

このような、人口及び世帯構造の変化は、労働力人口の減少、社会保障費の増大、空き家の増加、地域社会の担い手不足など、生活のあらゆる場面に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

現役世代の割合も減少し、令和22年には人口の約半数を占める見込みです。これにより、労働力や地域コミュニティをはじめ、様々な分野で担い手の確保が難しくなり、地域の継続的な運営に支障をきたすおそれがあります。

こうした背景を踏まえ、令和7（2025）年6月13日に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」では、若者や女性にも選ばれる地域づくりを、政策の基本姿勢として位置付けています。

地方には都市部では得難い自然環境や広々とした生活空間、四季の移ろいを感じられる豊かさがあります。地方の強みをいかしつつ、若年層の意識や行動の変化を的確にとらえ、地域が抱える課題を克服するためには、大胆かつ着実な取組が求められます。若者や女性のみならず、高齢者や外国人なども含めた多様な人材の活躍が期待されています。

○ 少子化

近年では、経済的・社会的不安定さに、新型コロナウイルス感染症の影響で人との接触の制限が加わったことなど多岐に渡る要因により、全国的に、予測を上回る速度で、出生数が減少しています。加えて、出産適齢期にあたる若年層の人口が 2030 年代に入ると急速に減少することから、出生数の減少への更なる懸念があります。こうした中、政府では「こども家庭庁」の創設や、こども関連予算の倍増など、従来とは異なる規模と手法による少子化対策を打ち出しており、地域全体でこども・子育てを支えていく社会の実現に向けた取組が進められています。

少子化の流れに歯止めをかけるためには、安心と思いやりに満ちた地域の中で、子どもを持ちたいという一人ひとりの希望が尊重され、各家庭が温かい関係を築けるよう、安心して出産・子育てができる環境の整備が求められます。

○ ウェルビーイング

ウェルビーイング (Well-Being) とは、世界保健機関 (WHO) の憲章で提唱された広い意味での健康を示す概念であり、「人々が身体的・精神的・社会的に満たされた状態にあること」と定義され、「人が幸せを感じている状態」とも言えます。

ハピネスは一時的な喜びや快感といった「瞬間的」に幸せな心理状態を指すのに対し、ウェルビーイングは人生全体を通じた「持続的な幸福や充足感」というニュアンスが含まれ、両者には性質の違いがあります。現代社会では、ハピネスよりもウェルビーイングの価値観が重要視されつつあります。

政府が推進する地方創生戦略では、「心ゆたかな暮らし」と「持続可能な環境・社会・経済」の実現を目指しており、地域における「暮らしやすさ」と「幸福感 (ウェルビーイング)」を可視化・測定する手段として「LWC*指標」の活用が検討されています。

人口減少や経済成長の停滞が進行する中で、「物質的な豊かさ」から「生活の質」や「心の豊かさ」を重視する価値観への転換が進んでいます。経済成長や所得の増加が人々の幸せにつながるとは限らないという認識が広がり、社会的な豊かさや生活満足度の向上に焦点が当てられています。

ウェルビーイングは、自分らしさや地域での人間関係、住宅環境や都市機能など様々な要素が相互に影響し合って構成されるものであり、これらを総合的にとらえる視点が求められています。

(注釈)

LWC :

Liveable Well-Being City の略。市民の幸福感を高めるまちづくり。

○ 共創社会

今後、人口減少や資源の制約が一層深刻化し、地域社会は多くの課題に直面することが予想されます。特に、人手不足や課題の多様化・複雑化といった問題への対応が急務です。こうした状況の中で、町民や事業者、大学、各種団体など、多様な主体が連携し、それぞれの強みを生かしながら、共に地域課題の解決に取り組む「共創」の姿勢がこれまで以上に求められます。

そのためには、地域の誰もが自らの役割を認識し、主体的に関与できるような仕組みや場づくりを進めていくことが重要です。

○ DX・デジタル社会

我が国では、経済活動と社会的課題の解決をデジタル技術によって両立させ、人々に豊かさをもたらす社会の実現を目指しており、その手段である、次世代高速通信網（5G）*や人工知能（AI）などの技術は急速に進展しています。また、自動車の自動運転は実用化の一手前まで進み、買い物や手続などのオンライン化・キャッシュレス化が普及して、スマートフォン一つで多くのことができるといったデジタル化への動きが加速しています。

一方、行政サービスにおいても、マイナンバーカードを用いた各種手続のオンライン化など、町民の利便性向上や業務の効率化に向けて取り組んでいます。

今後、様々な未来技術を活用したイノベーションやスタートアップ*を支援し、新たな経済構造の構築を促すとともに、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会の実現に向けて、自治体のデジタル化を推進することにより、行財政の効率化や住民に対するサービスの質の向上につなげることが求められています。

このような状況のもと、令和5（2023）年11月に、湯梨浜町デジタル田園都市（まち・ひと・しごと）総合戦略を策定しました。

コロナ禍を経て社会全体でデジタル化への動きが加速し、リモートワーク等の場所にとらわれない多様な働き方が広く普及しました。また、都市部への一極集中がもたらすリスクが顕在化し、地方での暮らしや新たなライフスタイルへの関心が高まるとともに、地方の魅力・優位性を見直す動きが広がっています。こうした価値観の多様化やデジタル技術の普及は、地方のさらなる発展に資する機会となった一方で、デジタルデバイド（情報格差）の拡大が想定されます。多くの人がデジタル技術の恩恵を享受できる社会を実現していくことが求められています。

（注釈）

次世代高速通信網（5G）：

高速大容量、高信頼・低遅延、多数同時接続の特徴を有した移動通信システム。

スタートアップ：

革新的なビジネスモデルによって社会にイノベーションを生み出すことで、起業から短期間で急成長を遂げる企業やプロジェクト。

○ 脱炭素

地球規模で環境問題が深刻化する中、国では再生可能エネルギーの導入の拡大など、新たなエネルギー政策が進められており、地域間の連携・循環、自然と人間の共生を重視した新たな政策などが打ち出されています。

国の地球温暖化対策計画（令和 3（2021）年閣議決定）において、令和 12（2030）年度までに温室効果ガス*排出量を平成 25（2013）年度比で 46% 削減し、令和 32（2050）年にはカーボンニュートラル*を実現することを目指しています。

この目標の達成に向けては、社会経済活動や町民の暮らしそのものを脱炭素の視点から大きく見直す必要があり、環境への負荷を抑えながら自然と調和した持続可能なまちづくりを進めることが求められます。

本町においても、環境問題は様々な分野と密接に関連しており、豊かな自然は町の大きな魅力の一つです。町民・事業者・行政が協働し、環境パートナーシップを形成しながら、自然と共生し、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進していくことが重要です。

（注釈）

温室効果ガス：

二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン類など、人間の活動によって排出され、地球の平均気温を上昇させる原因となる気体。

カーボンニュートラル：

温室効果ガスの排出量から、植林や森林管理などにより吸収された量を差し引き、実質的な排出量をゼロにすること。

○ 多様性・インクルーシブ（包摂性*）

経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を総合的に解決することを目指す S D G s（持続可能な開発目標）*の推進や 2020 東京オリンピックや 2025 大阪関西万博を契機として、多様な価値観を認め合う社会、誰も取り残さない社会に対する理解が深まっています。こうした理解を実際の社会で実践できるような活動の活性化が期待されています。

一方で、近年、外国人に関するインターネット上の人権侵害や性的マイノリティの人権など、新たな人権課題も生じています。今後もグローバル化の進展や人手不足の深刻化などに伴い外国人労働者の増加が予想されます。

多様化する人々の価値観に対応し、性別、年齢、国籍、障がいの有無といった個々人の属性や置かれた状況に関わらず、一人ひとりが自立し、お互いの人権を尊重し合い、誰もが個性と能力を十分発揮できるまちづくりを推進するとともに、人々の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備することで多様性と包摂性のある「魅力と活気あふれる愛のまち」の形成を進めます。

経済・社会システムの変容の過程において新たに取り残される可能性のある人々に対する適切な対応も必要です。

（注釈）

包摂性：

誰一人取り残さないという考え方のこと。

S D G s：

Sustainable Development Goals の略（エスディージェーズ）

世界が抱える課題を解決し、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のため、平成 27（2015）年の国連サミットで決定した国際社会の共通目標。「貧困」「保健」「エネルギー

ギー」「気候変動」など 17 の目標と 169 のターゲットが示されており、国が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成 28（2016）年）において、地方自治体の各種計画に SDGs の要素を最大限反映することとされている。

○ 不確実性

令和 5（2023）年 8 月に発生した台風第 7 号は、観測史上最多の記録的豪雨となり鳥取県内各地で甚大な被害をもたらしました。また、令和 6（2024）年には、震度 7 もの大きな揺れを観測した能登半島地震が発生し、日本中に大きな衝撃を与えました。

近年は記録的な猛暑やゲリラ豪雨など激甚化した自然災害が各地で発生しており、地球規模の気候変動による気象災害のリスクが高まっており、治安・防災への対応は優先課題です。

令和 7 年（2025）年 10 月には、防災体制の抜本的強化を図ること、自然災害の頻発化・激甚化に対し、予測技術の向上等を踏まえ、洪水の特別警報や高潮の共同予報・警報を新たに実施する制度改正を行うことが、閣議決定されました。

このような動きと連動し、様々な災害から生じるリスクに備えた対策の強化や地球温暖化対策の促進等を図り、誰もが安心安全に暮らすことのできる地域づくりを進めていくことが求められています。

また、令和 4 年 2 月のウクライナに対するロシアの軍事進攻や、中東情勢の緊迫化など世界を取巻く安全保障は大きく揺らいでいます。国際的な原材料価格の上昇などを背景に物価高騰が進んでおり、地域経済に大きな影響を与えています。このような状況において、地域経済の活力を持続的なものにしていくためには、物価高・原材料不足等の影響を受けている産業を力強く支えるとともに、地場産業が国内外のマーケットで渡り合える競争力を保つ必要があります。今後は、デジタル技術を活用した生産性の更なる向上、高付加価値化の促進、新たな事業創出や人材育成等を幅広く推進することにより産業の活性化を図ることが求められています。

近年では、異常気象、新型コロナウイルスの影響や IT 技術の急速な進化などによって世界的にも変化の度合いが増し、取り巻く環境の複雑さと将来予測の困難性が増加する状況にあることから、先の見通せない「VUCA(ブーカ) *時代」の到来と広く認識されるようになりました。VUCA 時代には、問題解決に加えて問題を「発見」する力、本質を見抜く力が求められます。そのため、既存の価値観や様々なスタンダードなどが通用しない大きな変革の時代を迎えていると言われています。

本町においてもこの変化を敏感に捉え、臨機応変に速やかな順応を図ることが重要です。また、将来にわたり地域社会の持続的発展を続けるためには、前例踏襲主義から脱却するとともに、改革効果の高い事業へ注力する「選択と集中」が必要となります。

（注釈）

VUCA：

Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の略。

4. 重点的な課題

基本方針を達成するためには、地域住民の間で、見守る側、見守られる側の立場を超えて一人ひとりがお互いを認め合う、開かれた関係が生まれ、誰もが地域社会において、生きがいを持ち自立した生活を営むことで実現します。

核家族化や産業構造の変化に伴う職住分離の進展は、結果として地域コミュニティの弱体化をもたらしています。

また、過疎・高齢化の進展に加え、単身世帯の増加や自治会加入率の低下等により、従来、家族や地域が果たしてきた支え合いの機能は、弱まりつつあります。

加えて、晩婚化や 50 歳時未婚率の上昇は、少子化をもたらし、人口減少社会という私たちが経験したことのない社会へと進みつつあります。

人との交流の制限を余儀なくされたコロナ禍は、これらの傾向を加速化させた一方で、私たちは、絆や交流、地域コミュニティの大切さを再認識することになりました。

子どもたちの元気で明るい声は、全ての人を元気づける大きな力を持っています。子育てに夢のある地域は、全ての人にとっても、夢を感じられる地域です。そして、夢には社会を変革する力があります。

①若者・女性の活躍（出愛）

いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる地域の実現を課題とします。

人の流れを呼び込む地域、安心して子どもを産み、育てることができる地域、人口減少下でも豊かで持続可能な地域の実現。このためには、人口減少問題解決の鍵を握る若者や女性の声に耳を傾け、産官学金労言の各界各層が一体となり、若者・女性にも選ばれる魅力あるまちづくりを目指します。

②子どもや子育て世代、お年寄り、多くの世代が安心できる居場所づくり（ふれ愛）

年齢を問わず誰もが安心して暮らすことを可能とする、医療・福祉等の生活関連サービス、コミュニティの機能を維持することが課題です。

地域社会からの孤立を防ぐため、又は、地域活動を継続していくためには、地域における集いの場など、居場所を確保するとともに、地域住民の自主的な活動の活性化を図り、住民同士のつながりづくりの促進が必要です。

自治会だけではなく、地域住民が自発的に交流を目的とした居場所をつくり、多世代交流活動を行うこと、様々な団体が地域に根差し分野を超えて交流活動を行うこと、支援が必要な人には、小規模でもきめ細かな居場所があることで、お互いの立場を理解し合える、安心できる居場所となります。

③継続と承継（支え愛）

本町ならではの自然資源を活かした農林漁業をはじめとする既存産業の振興や、新たな事業等の創出・雇用を促す支援等の取組を進め、あらゆる世代にとって魅力のある働く場の確保に努めます。

また、地域の文化を継承・発展させ、湯梨浜町に住む人、学び働く人、訪れる人など全ての人を惹きつけ、さらには、技術や文化が、農業、漁業、観光、食、伝統産業からあらゆる分野の技術と融合し、湯梨浜町の新たな価値を創造し、発信し続ける社会づくりを目指します。そして、湯梨浜町の姿として、暮らしの中に多様な文化が息づき、文化や伝統技術の力を継承し新たな価値を創造し、シビックプライド*として醸成します。

(注釈)

シビックプライド：

まちに対する誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていかこうとする気持ちのことをいう。

5. 基本目標

基本理念「住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち」の実現に向けて、次の5つの本町の目指す姿を基本目標と掲げ、町民・行政・事業者・団体等、多様な主体が一体となって積極的な施策の推進を図ります。

- 1 支えあい 安全・安心で住み続けるまち
- 2 認めあい 未来と今を創造するまち
- 3 ふれあい 誰もが健康長寿で暮らすまち
- 4 湯梨浜愛 志を立て 共に学ぶ ひとつづくり
- 5 高めあい 魅力と挑戦に あふれるまち

湯梨浜町の魅力と活気の大本にある、人と人とのつながりを大切にしながら、住みやすいまち、住み続けたいと思うまちの創出を図ります。

6. 行政経営の考え方

行政経営の考え方

- 1 的確な分析による戦略的な行政経営の推進
- 2 町民の視点に立った行政基盤の整備
- 3 健全で持続可能な財政運営の推進
- 4 効果的で効率的な行政運営の推進
- 5 魅力あふれる持続可能な地域づくり

「行政経営の考え方」は「まちづくり」を達成するため、各政策や組織に対して戦略的に働きかけを行うことにより、行政活動による効用を最大化することを目的としています。

問題点の整理

- 地方分権の進展に伴い、自治体の多様な役割を担う職員には、住民に身近な存在、地域社会における「全体の奉仕者」として、これまで以上に、住民の信頼を得る職務能力、公務員としての倫理観や責任感などが重視されてきています。また、少子高齢化の進展などにより、限られた人員で最大の効果を発揮することが求められており、職員研修や人事制度による人材育成に加えて、多様な働き方、働き方改革などによる魅力的かつ効率的な職場環境の整備も重要となっています。
- 人口減少社会の到来と少子高齢社会の進行により、収入（税）の増加が難しく、医療や介護等にかかる社会保障費や既存インフラの維持費等の負担が増加することが見込まれます。また、労働人口の減少によって、労働力不足が拡大し、職員の確保が困難になることが予想されるため、デジタルを最大限に活用した行政運営の変革を進める必要があります。
- 全町的に若者の転出超過が深刻な状況です。特に過疎地域は、人口減少や少子高齢化の影響が著しく、地域産業の後継者不足が大きな課題となっています。

方向性

- 多様性に満ちた共生社会を実現するために、戦略的に重点化する事業を選択し、その効果を町民生活に還元していきます。そのためには、目的と責任の明確化や、客観的な数値による成果の確認により、事業の最適な選択が行われるようにします。その上で、社会の潮流や多様な町民ニーズを的確に把握し、創造的・戦略的な事業展開を企画・実践します。
- 町民と行政との信頼関係を築いていくために、広報・広聴を確実に実施するとともに、行政の基盤とも言える人材育成や働き方改革等を積極的に推進します。
- 安定的な行政サービス提供のため、持続可能な財政運営を推進すると同時に、施設等運営主体の工夫等、限りある行政資源の効用を最大限に発揮できる取組を進めるとともに、デジタル技術等を活用した BPR*の推進やデータの活用等により、職員自らが仕事をしやすい環境をつくり、それにより生産性を高め、町民サービスの向上を目指します。
- 総合的な人口減少対策に向け、若者が幅広く交流し活躍できるコミュニティの創造により、まちの魅力の底上げを図りながら定住を促進します。また、過疎地域を中心に生活環境の維持向上を図り、地域資源を活かしながら魅力あふれる持続可能な地域づくりを推進します。

（注釈）

B P R :

Business Process Re-engineering（業務プロセスの見直し）の略。

コスト、品質、サービス、スピードのような、重大で現代的なパフォーマンス基準を劇的に改善するために、業務プロセスを根本的に考え直し、抜本的にデザインし直すこと。単に業務をデジタル化することではなく、“当たり前”になっている業務を根本から見直すもの。

7. 土地利用の方向性（土地利用計画）

（１）基本方針

本町では、国土利用計画法第8条の規定に基づき、平成18（2006）年3月に「第1次湯梨浜町土地利用計画」を策定し、限られた町土において、計画的かつ効率的な利用に努めてきましたが、平成23（2011）年3月の「第1次湯梨浜町土地利用計画」の計画期間満了に合わせて、「第2次湯梨浜町土地利用計画」を策定せず、その内容を「第2次湯梨浜町総合計画」に移行しました。

土地利用については、町土が現在及び将来における住民の限られた資源であるとともに、生活及び生産など、諸活動の共通基盤であることを考える必要があります。公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図りながら、地域の環境的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念に、総合的かつ計画的に行うことが重要です。

近年、本町を取り巻く社会経済情勢は、生活の多様化をはじめ、少子高齢化の進行など大きな変化が生じています。そのため、限られた資源である町土の有効活用を図り、安全で快適な住民生活の向上、産業振興などによる地域活性化が必要となっています。

本町の特徴的な地域資源である海、池、川、山などの自然及びそれらを介した景観は、魅力ある自然環境を形成していることから、環境の維持・保全に努める必要があります。

また、本町の観光資源の中核をなす温泉やその他の観光施設との共存を図るとともに、自然環境に配慮しながら、自然と一体となった観光資源の活用にも努める必要があります。

今後も、様々な状況に考慮しながら、慎重なる配慮のもと、計画的視点に立った総合的な土地利用の推進を図ります。

- ①災害に強く、安全で安心な町土利用を図る。
- ②周辺市町との連携など、広域的な視点から見た町土の有効利用を図る。
- ③本町の持つ歴史・文化的風土の保全や自然的・社会的条件を踏まえた個性ある景観の創造を図る。
- ④低・未利用地及び耕作放棄地等の有効利用を図る。
- ⑤地球規模で環境への関心がある中、自然環境に配慮した持続的な発展が可能な町土利用を図る。
- ⑥農用地、森林の持つ多面的な公益的機能の維持を図る。
- ⑦農用地、森林、原野、宅地等の相互の土地利用の転換は、自然生態系や周囲の土地利用状況などを考慮し、慎重なる配慮のもとで計画的に行う。

(2) 土地利用の方針

①農用地

農用地については、本町の基幹産業である農業の健全な発展を図り、食料や農産物の安定供給を担う営農組織や農業者を育成するため、農業生産基盤の整備と優良農地の確保に努めます。

また、農作業の受委託や農地の利用集積、高収益作物の周年栽培を進めるなど、効率的な生産体制の確立と農地の有効利用を図りながら、集落営農組織や認定農業者等意欲のある担い手を中心とした地域農業を推進します。

さらに農用地は、町土保全機能、自然環境保全機能等多面的な機能を有していることから、耕作放棄の進行を防ぐための啓発活動を実施し、適正な管理、保全に努めます。また、老朽化や災害リスクに対応した基盤整備の再編や施設の補修等を行うことで、持続可能な農業生産を推進し、農地が持つ町土や自然環境の保全機能を維持します。

このような取組みにより農用地の維持に努める一方、中山間地域等の現状で再生困難と判断した不良農地は、山林や原野への地目変更を進めるなど、守るべき優良農地の明確化を図ります。

②森 林

町土の約5割を占める森林は、木材生産の場だけではなく、洪水や山崩れなどの災害を防止する町土保全、渇水や洪水を緩和しながら良質な水を育む水源かん養、良好な景観や自然環境の保全、地球温暖化防止など、多様な役割を担っています。

そのため、適切な間伐や枝打ちなどの保全対策や海岸部の防風林を含めた松くい虫等の森林病虫害の駆除などを推進することにより、森林の公益的機能の維持向上に努め、本町の美しい景観、自然環境の保全を図ります。

また、将来の世代に豊かな森林を継承するため、森林保護への啓発や森林と人がふれあう場としての生活環境保全林の環境整備を推進します。

③原 野

原野のうち、水辺植生、野生生物の生息地など、貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持などの観点から保全を図ります。

④水面・河川・水路

本町の中央部に位置する東郷池や、天神川、橋津川、舎人川などの河川は、住民生活に密着し、憩いの場として欠かせない地域資源となっています。

そのため、水面・河川・水路については、大雨による洪水・浸水や土砂崩れなど災害発生の防止、安らぎとうるおいのある親水空間の創造、生活用水や農業用水などへの安定した水資源の確保を図るため、自然環境の保全に努めながら、暮らしの安全を守るための管理、整備を推進します。

⑤道 路

道路網の整備は、快適な住民生活や経済発展のためにも欠くことのできない重要な役割を担っています。

本町は、国道 9 号と山陰道青谷・羽合道路を中心として、県中部の交通の要衝となる立地条件を有しており、住民生活や経済活動における利便性の向上を図るため、道路の利用状況や地域の実情、道路の必要性を考慮した適切な整備を図る必要があります。

そのため、道路の安全性、自然環境の保全に十分配慮しながら計画を策定し、山陰道の全線開通や国道 179 号の交通渋滞の解消、国道 179 号から山陰道インターチェンジへのアクセス道路の整備などにおいて、必要な用地の確保に努めるとともに、計画的な整備を推進します。

また、農道及び林道は、農林業の生産性の向上及び農地、森林の適正な管理を行うため、必要な用地の確保に努めるとともに、その整備にあたっては、自然環境との調和、保全に配慮します。

⑥宅 地

I 住宅地

住宅地については、人口や世帯数の動向や地理的条件など、本町の特性を踏まえながら、計画的な用地の確保や農地からの転用を図る必要があります。

住宅地の整備にあたっては、良好な居住環境を実現するため、防災上の配慮を促すとともに、福祉・緊急車両が通行できる道路、公園など生活関連施設の整備や、自然環境の保全及び調和を図るなど、住みよい環境づくりに努めます。

また、住宅地の開発においては、無秩序な開発を未然に防止し、本町のまちづくりとの均衡を図りながら、快適で安心、安全な住環境の整備に努めます。

II 工業用地

地域経済は人件費や物価の高騰により先行きが見えない状況にあり、商工業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いています。

そのため、本町への新たな企業誘致は難しい状況にありますが、将来にわたって持続的に発展していくためには必要な要素といえます。企業の誘致は、雇用の促進、人口の増加、定住促進など、町の活性化にとって大きな効果をもたらすことから、企業立地の動向を把握しながら、工場跡地の有効利用を促進します。

⑦その他の用地

町民の憩いの場となる公園・緑地、文教施設、交通施設などの公共・公用施設用地は、住民生活における重要性和住民ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全や景観に配慮しながら、必要な用地の確保に努める必要があります。

また、中学校、こども園、町営住宅など公共施設の跡地については、町民の貴重な財産であり、財政状況やそれぞれの施設の事情や民間提案を考慮しながら、有効活用を図ります。

●利用区分ごとの規模

区分	面積(ha)							構成比(%)					
	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	令和 7年 (推計)	令和 17年 (推計)	増減 (18年～ 17年)	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	令和 7年	令和 17年
農用地	1,370	1,330	1,310	1,280	1,160	1,136	-24	17.6	17.1	16.8	16.4	14.9	14.6
農地	1,370	1,330	1,310	1,280	1,160	1,136	-24	17.6	17.1	16.8	16.4	14.9	14.6
採草放 牧地	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
森林	3,913	3,944	3,946	3,967	3,973	3,988	15	50.2	50.6	50.6	50.9	51.0	51.2
原野	13	13	13	5	5	6	1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
水面・河 川・水路	594	594	594	594	592	592	0	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
道路	362	367	367	374	376	378	2	4.7	4.7	4.7	4.8	4.8	4.9
宅地	347	344	369	381	386	392	6	4.5	4.4	4.7	4.9	5.0	5.0
住宅	234	245	267	273	279	282	3	3.0	3.1	3.4	3.5	3.6	3.6
工業用 地	1	1	1	2	2	2	0	0.00	0.01	0.01	0.03	0.03	0.03
その他 の宅地	112	98	101	106	105	108	3	1.4	1.3	1.3	1.4	1.3	1.4
その他	1,194	1,203	1,195	1,192	1,301	1,301	0	15.3	15.4	15.3	15.3	16.7	16.7
合計	7,794	7,795	7,794	7,793	7,793	7,793	0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※これらの数値は、今後の経済社会の不確定さなどを考慮し、数値の増減があります。

Ⅲ. 基本計画

目標別基本施策

- | | | | |
|----------|------------------|-----|----|
| (1) 支えあい | 安全・安心で住み続けられるまち | ・・・ | 35 |
| (2) 認めあい | 未来と今を創造するまち | ・・・ | 47 |
| (3) ふれあい | 誰もが健康長寿で暮らすまち | ・・・ | 52 |
| (4) 湯梨浜愛 | 志を立て 共に学ぶ ひとつづくり | ・・・ | 64 |
| (5) 高めあい | 魅力と挑戦に あふれるまち | ・・・ | 74 |

○第5次総合計画 指標

アンケート調査による主観データと、オープンデータによる客観データを組み合わせ、町民の暮らしやすさ、満足度の向上のため、目指すべき方向性を矢印の向きで表しています。

基本目標	区分	指標名	単位	基準値 R7 年度	中間目標 R10 年度	目標値 R12 年度	方向性	担当課	出典	指標の説明
全体的な目標	代表指標	町民の幸福度 (10点満点)	点	7.1	7.3	7.5	↑	まちづくり企画課	町民アンケート	0点「とても不幸」～10点「とても幸せ」の回答における平均値
		「住み続けたい」と思う町民の割合	%	73.1	74.6	76.0	↑	まちづくり企画課	町民アンケート	「思う」「少し思う」の回答数÷回答総数
		住んでる地域や湯梨浜町が好きと肯定的に回答する児童生徒の割合	%	93.5 (R6)	95.8	96.2	↑	教育総務課	町独自児童生徒アンケート	肯定群の回答数÷回答総数 ※町立小学校3年生以上及び町立中学校全員が対象
1 支えあい 安全・安心で住み続けるまち	地域防災	地域における訓練や防災講座への参加者数	人	677 (R6)	800	900	↑	総務課	防災訓練・講座実施状況	訓練や防災研修などの参加者数
	地域防災	地区防災計画が完成している地区の割合	%	94.7 (R7)	97.4	100	↑	総務課	地区防災計画	4月1日現在の自主防災組織数/自治会の総数。
	消防・救急	消防団員の充足率	%	75.1 (R7)	81.0	85.0	↑	総務課	町集計	4月1日現在の消防団員数/定員数
	消防・救急	火災発生件数	件	6 (R6)	3以下	3以下	↓	総務課	鳥取中部ふるさと広域連合集計	各年度内の湯梨浜町における火災発生件数
	防犯	防犯対策の推進	件	46 (R6)	37	31	↓	総務課	「市町村別認知状況」内「市町村別刑法犯認知件数」(鳥取県警察本部発表)	各年度内の湯梨浜町における刑法犯認知件数

基本目標	区分	指標名	単位	基準値 R7 年度	中間目標 R10 年度	目標値 R12 年度	方向性	担当課	出典	指標の説明
1 支えあい 安全・安心で住み続けるまち	交通安全	交通事故発生件数	件	17 (R6)	17 以下	17 以下	↓	総務課	「交通年鑑（資料編）」「市町村別交通事故発生状況」（鳥取県警察本部発表）	各年度内の湯梨浜町における交通事故発生件数
	交通環境	「生活道路が安心して通行できる」と思う町民の割合	%	75.5	78.0	80.0	↑	まちづくり企画課	町民アンケート	「安心して通行できる」「どちらかといえば、安心して通行できる」の回答数÷回答総数 ※生活道路：日常的に利用されており、車よりも自転車や歩行者の通行が多い道路を想定
	橋梁	橋りょうの延命化	%	91.1	99.5	100	↑	建設水道課	町集計	修繕完了橋りょう数÷修繕対象橋りょう数
	循環社会	町民1人1日当たりのごみ排出量	g	657.7	618.2	605.4	↓	町民生活課	町集計	総ごみ排出量（g）÷人口（人）÷365（日） R12年度はプラスチックの資源回収を見込む。
	循環社会	町民1人1日当たりの再生可能化ごみ排出量 ※再生資源、びん、缶（スチール、アルミ缶、プラスチック資源）を想定。	g	40.0	37.6	75.9	↑	町民生活課	町集計	総再生可能化ごみ排出量（g）÷人口（人）÷365（日） R11年度よりプラスチック資源回収を計画
	脱炭素	温室効果ガス排出量の削減率（H25年度比）	%	22.3 （公表時の最新R4）	36.5	46.0	↑	町民生活課	環境省「自治体排出量カルテ」	町の温室効果ガス排出量（部門・分野別排出量の合計値）のH25年度（103千t・CO ₂ ）比。国において2030年度46%削減の目標
	総合的な住宅施策	特定空家等の減少	%	0	30	50	↑	建設水道課	町集計	特定空家等の除却数÷特定空家等の総数
	上水道	水道有収率の向上	%	82.5	85.0	85.0	↑	建設水道課	町集計	総給水量（m ³ ）÷総配水量（m ³ ）
	下水道	公共下水道施設の更新等の推進	%	0	33	100	↑	建設水道課	町集計	更新等の完了施設数÷更新等の対象施設数

基本目標	区分	指標名	単位	基準値 R7 年度	中間目標 R10 年度	目標値 R12 年度	方向性	担当課	出典	指標の説明
1 支えあい 安全・安心で 住み続けるまち	内水対策	松崎地区内水対策事業の推進	%	0	55	100	↑	建設水道課	町集計	新町川雨水排水ポンプ場整備事業及び旭・龍島地内浸水対策側溝整備事業の完了 進捗率＝対象事業数÷全事業数
2 認めあい 未来と今を創造するまち	移住定住	県外からのIJUターナー者数	人	68人 上半期 (4月～9月)	185人	185人	↑	デジタル・みらい戦略課	町集計	年度の住民基本台帳転入者数
	住居	空き家・空き地バンクの活用件数	件	2件 (4月～9月)	6件	6件	↑	デジタル・みらい戦略課	町集計	空き家・空き地バンクの成約件数
	参画・協働	自治会やコミュニティの活動に参加している町民の割合	%	49.6	49.8	50.0	↑	まちづくり企画課	町民アンケート	「積極的に参加している」「仕方なく参加している」の回答数÷回答総数
	参画・協働	「地域には、若者が活躍しやすい雰囲気がある」の割合	%	25.9	26.9	27.9	↑	まちづくり企画課	町民アンケート	「ある」「どちらかといえば、ある」の回答数÷回答数 全体 29 歳までの町民が対象
	人権・ジェンダー平等	社会通念・習慣において男女の地位が平等であると考える人の割合	%	11.3 (R5)	25.0	30.0	↑	まちづくり企画課	湯梨浜町男女共同参画についての意識調査	「平等」の回答数÷回答総数
	人権・ジェンダー平等	地方自治法に基づく審議会・委員会などにおける女性の割合	%	32.6	40.0	40.0	↑	まちづくり企画課	町集計	
3 健康長寿で暮らすまち	妊娠・出産支援	妊産婦の保健・医療サービスについて満足している割合	%	—	90	100	↑	子育て支援課	新生児訪問時のアンケート調査	調査期間中に産後1ヶ月～2ヶ月の乳児を持つ町民

基本目標	区分	指標名	単位	基準値 R7 年度	中間目標 R10 年度	目標値 R12 年度	方向性	担当課	出典	指標の説明
3 ふれあい 誰もが健康長寿で暮らすまち	子育て環境	「子育てがしやすいまちだ」と思う町民の割合	%	83.3	86.6	90.0	↗	まちづくり企画課	町民アンケート	「子育てがしやすいまちだ」「どちらかといえば、子育てがしやすいまちだ」の回答数÷回答総数 ※家族に中学生以下の子どもがいる町民が対象
	地域福祉	支え愛活動支援事業に取り組む地区	地区	36	38	40	↗	福祉課	町集計	支え愛マップ作成の地区数
	高齢者福祉	高齢者に占める要介護(要支援)認定者数の割合	%	17.7	17.9	18.0	↗	福祉課	町集計	第1号被保険者の要支援・要介護認定者数÷第1号被保険者数
	障がい福祉	地域生活拠点利用者数	人	0	1	2	↗	福祉課	町集計	障害福祉サービス利用者数 ※サービス利用者のほか、オーダーメイド支援プラン作成希望者を含む。
	健康推進	健康づくりに意識的に取り組んでいる町民の割合	%	69.5	73.3	77.0	↗	まちづくり企画課	町民アンケート	「取り組んでいる」「どちらかといえば、取り組んでいる」の回答数÷回答総数
	健康推進	ゆりはまヘルシーくらぶ加入者数	人	1,296	1,350	1,350	↗	健康推進課	町集計	ウォーキングを中心として運動習慣化を目指す「ゆりはまヘルシーくらぶ」会員数
	健康推進	医療費・介護給付費抑制効果額	百万円	112 (R6)	111 (R9)	151 (R11)	↗	健康推進課	(株)つくばウェルネスリサーチ分析集計	ゆりはまヘルシーくらぶ参加群と非参加群を比較した医療費・介護給付費の抑制効果額
	健康推進	受診率向上【特定健診】	%	40.9 (R6)	56 (R9)	60 (R11)	↗	健康推進課	・法定報告 ・町集計	特定健診受診率
4 湯梨浜愛 志を立て共に学ぶひとづくり	教育保育	不登校児童生徒の中で前向きな行動・変容等の改善が見られた割合	%	56.4 (R6)	67.7	68.0	↗	教育総務課	生徒指導月例報告	不登校(何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した児童・生徒のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの)児童生徒のうち、登校へのチャレンジや教育支援センターの利用など、前向きな行動・変容等が見られる児童生徒数÷不登校児童生徒数

基本目標	区分	指標名	単位	基準値 R7 年度	中間目標 R10 年度	目標値 R12 年度	方向性	担当課	出典	指標の説明
4 湯梨浜愛 志を立て共に学ぶ ひとづくり	教育 保育	「学校に行くのは楽しい」と肯定的に回答する児童・生徒の割合	%	80.9	84.9	85.0	↗	教育総務課	全国学力・学習状況調査	肯定群の回答数÷回答総数 ※小学6年生と中学3年生が対象
	社会 教育	人権研修会の参加者数	人	550 (R6)	650	700	↗	生涯学習・人権推進課	町集計	年間5回の研修会の参加者数
	社会 体育	軽スポーツ教室等の参加者数	人	225 (R6)	240	250	↗	生涯学習・人権推進課	町集計	軽スポーツ教室等の参加人数
	社会 体育	みんなのげんき館の利用者数	人	367 (R6)	450	500	↗	生涯学習・人権推進課	町集計	みんなのげんき館（教室等含む）の実利用者数
	歴史・ 文化	湯梨浜の歴史・文化財に興味がある町民の割合	%	39.1	40.1	41.1	↗	まちづくり企画課	町民アンケート	「ある」「どちらかといえば、ある」の回答数÷回答総数
5 高めあい 魅力と挑戦にあふれるまち	農業	農業産出額（推計）	百万円	2,510 (R5 推計)	2,625	2,704	↗	産業振興課	農林水産省が提供する市町村別農業産出額（推計）	基準値は、農林水産省 R7 年 3 月の公表数値。 R5 生産農業所得統計と R2 農林業センサスを用いた年間推計額。
	水産 業	水産業漁獲量	t	157 (R6 実績)	205	205	→	産業振興課	鳥取県漁協泊支所及び東郷湖漁協報告値	鳥取県漁協泊支所及び東郷湖漁協報告による漁獲量の合計値。
	経済 生産	町内総生産額	百万円	32,210 (R4 公表)	33,165 (R7)	34,120 (R11)	↗	まちづくり企画課	鳥取県市町村民経済計算（市町村別統計表（3年ごとの更新））	属地主義による生産額（名目）
	観光	観光客入込数	千人	828 (R6)	919	969	↗	産業振興課	町集計	町内各観光地点・イベントの年間入込客数の実績値。
	観光	温泉地消費額	百万円	2,216 (R7)	2,949	3,568	↗	産業振興課	旅館組合報告値	宿泊客と日帰り旅行客の合計。 基準値は、R7.4～9 データを用いた推計値。

基本目標	区分	指標名	単位	基準値 R7 年度	中間目標 R10 年度	目標値 R12 年度	方向性	担当課	出典	指標の説明
行政経営	行政経営	経常収支比率	%	92.6 (R6 決算)	91.0	90.0	↓	総務課	町集計	経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源総額 × 100
	情報発信	「町（行政）や地区の必要な情報が入手できる」と感じている町民の割合	%	64.0	69.5	75.0	↑	まちづくり企画課	町民アンケート	「入手できる」「どちらかといえば、入手できる」の回答数 ÷ 回答総数
	I C T 推進	町民生活におけるデジタル普及率	%	54.8 (R6.3 月)	60.0	65.0	↑	デジタル・みらい戦略課	湯梨浜町地域情報化に関するアンケート調査	デジタル活用に関するアンケート調査における「インターネットでよく使うサービスについて、ネット販売、ホテル・飲食店等のオンライン予約、オンライン決済支払とする回答者」の割合
	I C T 推進	町民のデジタル格差における支えあい率	%	17.8 (R6.3 月)	15.0	12.0	↓	デジタル・みらい戦略課	湯梨浜町地域情報化に関するアンケート調査	デジタル活用に関するアンケート調査における「デジタル活用技術の習得場所について、民間スマホショップ等とする回答者」の割合の減

第1節 支えあい 安全・安心で住み続けられるまち

豊かな自然環境と安全で良質な生活環境を確保するとともに、快適で安心・安全なまちづくりを推進します。

○暮らしを支える生活基盤の整備

老朽化が進行している道路や橋梁、上下水道、公営住宅などの生活の基盤となる施設について、計画的な更新整備と長寿命化を進めるとともに、施設の維持管理体制を構築し、安全・安定的な生活機能の確保に努めます。

○災害に強いまちづくりの推進

- ・河川・治山・治水・農地分野の有機的な連携を行い、深刻な自然災害による被害を低減するため、浸水対策をはじめとする総合的な減災対策整備を進めていきます。
- ・豪雨、地震発生など自然災害時においても、行政機能を維持させるために、実効的なBCP(事業継続計画)の実践を行うとともに、災害の激甚化や事象の長期化に対応するため、施設能力を超える事象に対し、被害を防止・軽減する取組を強化していきます。
- ・自主防災組織の実効化を進めるとともに、住民の主体的な避難行動の促進のために住民の防災意識の向上を目指します。

○美しい自然環境の保全

- ・町の特色である豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、「湯梨浜町環境保全条例」「湯梨浜町景観形成条例」等に基づき、町民、事業者、行政が一体となって、美しい自然環境の保全を推進していきます。

○良質な生活環境の確保

- ・地球温暖化対策、環境保全対策に積極的に対応するため、住民のエコ意識の一層の醸成を図り、具体的な取組を推進していきます。
- ・分別収集の徹底による生活廃棄物の再資源化、荒廃竹林などの地域に存在する循環性資源の付加価値化、再利用化を一層進め、循環型社会の確立を目指します。
- ・公共交通の維持確保や共助交通など新たに展開する移動手段の検討などを進め、誰もが移動しやすい交通ネットワークの充実に努めます。
- ・近年増加している空き家等については、適切な管理や除却促進を行うとともに、再活用を推進していきます。

第1項 防災・減災対策の推進

【計画目標】

- ① 地域防災計画を指針とし、総合的な防災対策の強化に努めます。
- ② 防災研修、防災訓練などを通じて、地域の防災力向上を図ります。
- ③ 要支援者に対する安全対策の推進を図ります。
- ④ 必要な防災関係施設・設備等を整備し、防災機能の強化を図ります。
- ⑤ 消防団活動の充実を図ります。
- ⑥ 消防施設・設備等を更新・整備し、防火・消火体制の充実を図ります。
- ⑦ 災害に強い安全なまちづくりの推進を図ります。

【現況と課題】

近年、全国各地で想定を超える集中豪雨などによる大規模な土砂災害や洪水、地震、林野火災などが相次いで発生し、その被害は激甚化しており、このような災害から住民の生命・財産を守り、被害を軽減するため、危機管理体制の更なる充実が求められています。

町では、実態に即した効果的な災害対策を実施するため、必要に応じて地域防災計画を改定していますが、有事の際には地域住民による「自助」「共助」が大きな役割を担うことから、防災研修、防災訓練などを実施し、地域の防災対応能力を向上することが重要です。また、要支援者の安全対策を確保するため、地域と連携して避難体制の構築や平時での見守り体制づくりを推進するほか、防災施設・設備等を整備し、迅速な避難行動や避難所での生活環境の改善を図らなければなりません。

火災においては、国内外で大規模な林野火災が発生し、甚大な被害をもたらしています。本町では野焼きによる火災が発生しており、住宅や山林の大規模火災につながる恐れがあることから、平時から行っている火災予防の啓発活動を続けていくことが重要です。

このような自然災害や火災から住民の生命・財産を守り、被害を軽減するため、地域防災力の中核である消防団の果たす役割は大きくなっています。

しかし、町の消防団は、若年層の新規団員の確保が難しいことやサラリーマン団員の増加に伴い、平日昼間の活動ができる人材が不足していることなど、消防団員を確保することが喫緊の課題です。このため、平日昼間の火災の消火活動を支援する役場消防班の設置や地域の自衛消防団組織の施設・設備等の整備費の助成などを実施しています。また、常備消防である鳥取中部ふるさと広域連合消防局との連携を密にし、合同の防災・火災訓練を実施することで消防団及び地域の消防・防災機能の強化を図っていくことが重要となります。

【主な取組】

- ①地域防災計画に基づく総合的な防災対策の強化
 - ・国や県の防災計画との整合性の確保
- ②防災研修、防災訓練などを通じた地域防災力の向上
 - ・住民の防災意識を高揚させる取り組みの実施
 - ・地域防災リーダー（防災士等）の育成
 - ・自主防災組織の育成
- ③要支援者に対する支援

- ・地域と連携した避難計画や支え愛マップ策定の推進

④防災機能の確保

- ・防災無線施設等の整備・更新
- ・避難所の生活環境改善

⑤消防団活動の充実

- ・消防団員の確保
- ・鳥取中部ふるさと広域連合消防局や他自治体の消防団との合同訓練等の実施

⑥消防施設・設備等の更新・整備

- ・消防ポンプ車等の消防施設・設備等の整備・更新
- ・地域の消防施設・設備等に対する支援

⑦災害に強いまちづくりの推進

- ・土砂災害及び浸水被害対策の実施
- ・住宅火災、林野火災等の予防啓発活動の実施
- ・他の自治体や民間業者などとの災害時応援協定の締結

【関連計画】

- ・地域防災計画
- ・国土強靱化地域計画

第2項 防犯対策の推進

【計画目標】

- ① 安全・安心な地域コミュニティづくりに努めます。
- ② 町民の防犯意識の高揚に努めます。
- ③ 町民の防犯対策機能の強化に努めます。

【現況と課題】

本町では近年、地域での連帯意識の希薄化が進み、地域社会での犯罪抑止力も低下し、犯罪の増加が懸念されています。

本町では、警察、事業者、町民、民間団体、行政が一体となって、安全・安心に暮らすことのできるまちづくりに努めていますが、犯罪発生件数は増加傾向にあります。このため、より一層、家庭、地域、関係機関が一体となって防犯体制の確立を図り、安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

【主な取組】

- ①安全・安心な地域コミュニティづくり
 - ・地域諸団体によるパトロール活動や見守り活動の実施
- ②町民の防犯意識の高揚
 - ・警察や防犯協議会と連携した街頭キャンペーンの実施
 - ・広報を利用した防犯に関する情報の提供
- ③町民の防災対策機能の強化
 - ・町民の防犯対策機器の購入費用の助成

第3項 生活安全対策の推進

【計画目標】

- ① 消費者が自ら判断し選択できるよう、必要な知識の普及や情報提供を行い、消費者被害の未然防止・早期発見・拡大防止を図ります。

【現況と課題】

本県における消費生活相談への相談件数は令和2（2020）年度からの5か年で年平均5,000件となっています。平成29（2017）年度以降、町の相談窓口への相談件数は県相談窓口への相談件数を上回っており、町の相談窓口が身近な相談窓口として徐々に定着してきています。

中高年層からの消費者トラブルに関する相談内容については、身に覚えのない請求や引き落としなどといった商品に関する相談が一番多く、若年層からの相談内容についてはスマートフォンやインターネットなど情報通信に関する相談が多くなっています。また、高齢者をはじめ社会的弱者を狙った詐欺などについての相談も増加しています。特に認知症等の高齢者は本人が消費者トラブルに巻き込まれていることに気づきにくいことから、周囲の見守りの強化が必要です。

「安全で安心な暮らし」は何より重要であり、町民一人ひとりの安全で安心な暮らしを実現するために必要な施策展開が必要です。

【主な取組】

①相談体制の確立

消費生活に関わる被害を未然に防止するため、平成24（2012）年に県中部1市4町で相談窓口を開設しました。高度な専門知識を有する相談員を配置し、複雑多様化する悪質商法だけでなく、身近な契約トラブルに対する助言などを行います。

②消費生活広報啓発活動

毎月広報誌に消費者被害について啓発記事を掲載し、被害を未然防止できるように情報を提供します。また、出前講座を開催し消費者被害の実態について学ぶ機会を提供します。

③見守りネットワーク協議会の設置

令和4（2022）年に民生児童委員、福祉課、産業振興課が構成員となって見守りネットワークを組織しました。町内における高齢者、障がい者等の消費者被害を民生児童委員が見守り活動の中で早期発見できるように研修を行います。

④悪質電話勧誘被害防止事業

主に一人暮らしの高齢者を対象として、警告メッセージ発信機能付き通話録音装置を設置し、悪質な電話勧誘等による消費者被害の未然防止を推進します。

第4項 交通安全対策の推進

【計画目標】

- ① 町民への交通安全教育、広報・啓発活動を推進します。
- ② 交通安全施設・設備の整備・充実に取り組みます。
- ③ 交通規制の点検と見直しを実施します。
- ④ 通学路の安全確保に取り組みます。

【現況と課題】

本町における交通事故発生件数、死傷者は、ともにわずかながら減少傾向にありますが、交通事故は依然として後を絶ちません。

このため、人命尊重の理念のもと、今後も警察や交通安全協会などの関係機関・団体、集落などの地域団体との連携を強化し、交通安全教育、広報・啓発活動などにより、町民の安全意識の高揚を図る必要があります。

また、令和6（2024）年には道路交通法の改正により自転車利用者のながらスマホの罰則強化や飲酒運転が罰則対象になっており、これらも含めた交通ルールやマナーの更なる周知・啓発が求められています。

【主な取組】

①町民への交通安全教育の推進

- ・交通安全指導員を通じた歩行者や運転者への交通安全指導
- ・交通安全協会や警察と連携した安全講習会
- ・キャンペーンや大会を通じた飲酒運転の撲滅

②交通安全施設・設備の整備・充実

- ・交通安全施設や設備の点検を強化し、新設・補修・改良などによる整備を実施
- ・通学路や見通しの悪い危険個所などへのカーブミラーや街路灯の設置

③交通規制の点検と見直し

- ・幹線道路の交通規制の見直し及び関係機関への要望

④通学路の安全確保

- ・通学路交通安全プログラムの実施
- ・保護者や地域の方々との協力した通学路の安全確保

第5項 交通環境の整備

【計画目標】

- ① 調和のとれた都市景観・空間を創出しながら、町道などの道路交通網の整備を促進します。

【現況と課題】

本町の交通網は、山陰道、国道9号、国道179号、主要地方道倉吉青谷線などを骨格軸として、それらの道路に町道が接道するかたちで形成されています。特に、国道179号では、慢性

的な交通渋滞と多発する交通事故への対策が課題となっており、早期の国道179号はわいバイパスの完成が期待されています。

また、集落内の町道には、幅員の狭い道路が多く、火災をはじめ災害発生時などの緊急時に於いて、緊急車両・救急車両等の進入が阻まれる恐れがあることから、早急な改善、改良が必要です。

そして、本町が管理する約200橋の橋梁については、ドローンなども活用しながら、引き続き計画的な点検、修繕を行っていくことが重要です。

調和のとれた都市景観・空間を創出するために主体となる平成29（2017）年に定めた「湯梨浜町都市計画マスタープラン」の方針に従って、道路、街路、公園などの都市計画施設の整備を進めていく必要があります。

【主な取組】

①町道などの道路交通網の整備

- ・山陰道及び国道の整備
- ・主要地方道及び一般県道の整備
- ・町道及び町道橋の整備

②調和のとれた都市景観・空間を創出

- ・都市計画施設の計画的な整備
- ・都市計画の見直し

【関連計画】

- ・湯梨浜町橋梁長寿命化修繕計画
- ・湯梨浜町都市計画マスタープラン

第6項 交通手段の維持・確保

【計画目標】

- ① 公共交通の利用促進を図ります。
- ② 高齢者等の移動支援を行います。

【現況と課題】

人口減少、高齢化社会の進展や自家用車の利用拡大等によって公共交通機関の利用者は減少傾向にあります。

バスの運転手不足や労働時間規制もあり、路線バスの運行を維持することが難しくなっています。子どもや高齢者など、車の運転ができない人の交通手段を確保するため、バスの利用促進に向けた取り組みが必要です。

また、自家用車以外の代替交通手段が乏しいため、高齢になっても運転を続けているドライバーが増え、重大な交通事故が社会問題になっています。更に、高齢者の単身世帯も増えているため、送迎を頼める家族がいない人も多く、移動手段の喪失は買い物や通院などの日常生活の維持や社会参加の減少にもつながり、要介護リスクや認知症のリスクの高まりも懸念されます。

公共交通の維持に努めるとともに、高齢者等の移動手段の確保に向けた取組を進め、持続可能

な生活交通の充実を図ります。

【主な取組】

①公共交通の利用促進

- ・公共交通機関の利用促進のため利便性の向上を図ります。

②高齢者等の移動支援策の実施

- ・高齢者定期券購入費用助成事業

高齢者定期券の購入者に対し、費用の一部を助成することにより、高齢者の外出を支援するとともに、運転免許証の自主返納及び公共交通機関の利用を促進します。

- ・移動支援事業

町社会福祉協議会が実施する「のりあいバス運行事業」に対し、経費の一部を助成します。

- ・重度障がい者等タクシー料金助成事業

障がい者及び高齢者等がタクシーを利用する場合の料金の一部を助成し、日常生活の利便性の向上と社会参加の拡大を図ります。

- ・共助交通支援事業

自治会等が中心となる共助交通の運営や運行に対する活動を支援します。

【関連計画】

鳥取県中部地域公共交通計画

第7項 情報基盤の維持・整備

【計画目標】

- ① 高度情報通信技術の検討を進めます。
- ② 情報化に伴う安全対策の推進やセキュリティ対策の強化に努めます。

【現況と課題】

ICT 技術の急速な発展は全世界に及び、国内でも生活や仕事、教育など幅広い分野において必須の基盤となっています。本町においては県内自治体に先駆けて光ファイバー網による情報基盤の整備を行い、平成30（2018）年度から令和2年度（2020）にかけて老朽化した機器を更新し、機能強化を図ったところです。

しかし光ファイバー網の利用が困難な地域において、5Gなどの無線技術による通信網の整備が進んでいない実態もあり、中山間地域における情報通信基盤の整備が課題となって、スマート農林業の導入は進んでいない状況です。

また、情報化社会の急激な進展により、他者へのなりすましによる被害や闇バイトに代表されるインターネット通信を悪用した犯罪も増加しており、個人情報の安易な取り扱いや暗号化通信の無差別利用などが社会的な問題となっています。

【主な取組】

①ゆりはまネット光ケーブル施設の適切な維持・管理

② 5Gなどの次世代超高速通信技術の検討

③セキュリティ対策の強化

第8項 脱炭素・循環型社会の実現

【計画目標】

- ① 脱炭素・循環型社会の実現を目指し、取組の方針を示します。

【現況と課題】

本町では、合併時に策定された「新町まちづくり計画」の内容を尊重しながら「第1次湯梨浜町総合計画」を策定し、計画に掲げた目標の実現に向けた施策や各種事業に取り組んできました。

その後、全国的な人口減少・少子高齢化の進行や人口の東京一極集中、高度情報化を背景としたグローバル化、環境保護や省資源への要請の高まりなど、本町を取り巻く環境は大きく変化する中で、令和3（2021）年3月に「第4次湯梨浜町総合計画」が策定され、その後、「湯梨浜町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を令和6（2024）年3月に策定し、事業の進捗管理を行っているとともに、令和4（2022）年4月に施行されたプラスチック資源循環法により、鳥取中部ふるさと広域連合において策定した基本構想では、令和12（2030）年4月のプラ資源分別回収開始を目標に掲げ、プラスチック資源の分別回収・再商品化に向けた取り組みが進められており、本町においても令和7（2025）年度に実証実験を行うなど実施に向けた準備を始めたところです。

今後、湯梨浜町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を策定し、温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みを推進していくとともに、これまで実施してきている生ごみの分別収集への協力区等の拡大とプラスチック資源回収についての住民への理解促進のための周知の必要があります。

【主な取組】

- ① 町内の住宅、事業所、公共施設へ屋根置きなど自家消費型の太陽光発電システム及び蓄電池の設置を進めます。
- ② 地熱発電等再生可能エネルギーによる産業への活用を進めます。
- ③ 住宅・建築物のLED化とともに、省エネ性能向上のための情報発信に努めます。
- ④ 生活系廃棄物の分別を徹底します。特に、生ごみの分別収集による液肥化の推進拡大、プラスチック資源の分別収集への理解促進、その他リサイクルに関する取り組みを進めます。
- ⑤ その他森林保全によるCO2吸収量の確保など脱炭素に資する施策を進めます。

【関連計画】

湯梨浜町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）

第9項 環境保全・良好な生活環境の促進

9-1 東郷池の環境保全

【計画目標】

- ① 東郷池の水質改善を目指します。

【現況と課題】

東郷池の水質は昭和50（1975）年頃、水質状況を示す「COD、全リン、全窒素」の値はいずれも基準値を上回り、夏場にはアオコが大量発生し、魚が大量死するなど、漁業不振となったことから、こういった要因を解消させるため、平成21（2009）年度に覆砂事業を実施したこと、また、公共下水道等の普及、アダプトプログラム団体（現在39団体）の清掃活動や東郷池の水質浄化の会による行政・漁協・JA等による施策等の協議により実効性のある取組により、一定程度の水質改善が図られています。

今後においても、水質浄化を進める上で、環境負荷の低減を図るため下水道施設維持管理のみならず、日頃からの清掃活動を継続する必要があります。

【主な取組】

- ① 東郷池の水質浄化に係るボランティア団体数を増やします。
- ② 水質浄化に効果がある「セキショウモ」や「葦」等の増定植を進めます。

【関連計画】

みんなで取り組む 東郷池水環境保全プログラム ～第2期東郷池水質管理計画～

9-2 景観まちづくり

【計画目標】

- ① 町民がゆとりと愛着を感じられる景観まちづくりを目指します。

【現況と課題】

美しい景色や景観は、潤いのある豊かな自然環境のために不可欠なものであるという観点から、全国的に美しいまちなみや景観の形成が進められています。

本町は、東郷池の水辺景観や白砂青松の海岸、緑豊かな山々といった景観資源に恵まれているが、近年、空き家や荒廃農地、太陽光発電設備（メガソーラーパネル）の増加などが目立ち、本町の基幹産業である観光業や東郷湖周を中心としたウォーキングリゾートに影響を及ぼしています。

そのため、令和3（2021）年に「湯梨浜町景観条例」及び「湯梨浜町景観計画」を策定し、町内全域を景観計画区域に指定し、まちづくりの中心である東郷池周辺を「東郷池景観形成重点区域」と定め、町民がゆとりと愛着を感じられる美しく魅力的なまちづくりに努めています。

また、良好な景観の形成には、町民、事業者、行政の協働が重要であり、それぞれが役割を果たしながら、つくり、育て、保全していくことが必要です。

【主な取組】

①総合的景観施策の展開

「景観法」「湯梨浜町景観条例」に基づく東郷池の美しい景観の保全

②産業（農業・観光）との連携

- ・町民との協働による東郷湖周の地域資源を活用した農業、観光業と一体化した景観づくり
- ・農業後継者の育成や農業法人と連携した農業活性化による荒廃農地の発生防止

【関連計画】

湯梨浜町景観計画

第 10 項 総合的な住宅施策の推進

【計画目標】

- ① 町営住宅等長寿命化計画に基づく町営住宅の環境整備を進めるとともに、生活環境の保全を図ります。

【現況と課題】

本町は、海・川・池・山などの豊かな自然環境に恵まれ、多くの地域で良好な住環境が形成されています。

しかし、過疎化・高齢化・地域間所得格差増大により、家賃の安価な公営住宅の需要は高まっています。また、若者定住をはじめ、U I ターン支援に向けた住宅政策の実施も求められています。

町内の公営住宅の多くは建築年が古く、これらの新たなニーズに対応しきれていないものが多いことから、その対策に努め、良好な住宅環境を整えていく必要があります。

このような新たなニーズに対応するため、高齢・障害・求職者雇用支援機構より住宅の譲渡を受け、平成 24（2012）年 4 月から、町営はわい長瀬団地として管理・運営を行っています。また、令和 3（2021）年度から令和 6（2024）年度にかけて、東郷地域において松崎地区町営住宅建替事業に着手しており、松崎地区町営住宅 3 団地の建替先として、町営住宅 2 団地（長江地区レークサイドヴィレッジゆりはま内に 22 戸、現上町団地敷地内に 18 戸）を整備しました。しかし、その他一部の団地では耐用年数を経過しているものもあり、建物の老朽化が進んでいます。本格的な少子高齢化、人口・世帯数減少の時代を迎え、経済の地域格差の拡大等による低所得者層の増加等から、令和 7（2025）年度において湯梨浜町町営住宅等長寿命化計画を改定しました。

今後も、計画に基づく大規模改修、建替え等による長寿命化を進めるとともに、新たなニーズに対応した住宅の供給について、民間活力を取り入れるなどの手法を模索していきます。

また、過疎化などの進展により、空き家の数は年々増加傾向にある中で、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのあるなどの特定空家等についての対応が求められています。

【主な取組】

①町営住宅等の環境整備

厳しい町財政の中、町営住宅等長寿命化計画に基づき若者定住や中・低所得者層に良好な居住環境の供給を促進し、地域環境に配慮した町営住宅等の維持管理に努めます。

②良好な住環境の整備

- ・特定空家等の適切な管理指導
- ・特定空家等の除却支援

【関連計画】

- ・湯梨浜町町営住宅等長寿命化計画
- ・湯梨浜町空き家等対策計画

第 11 項 適切な河川・上下水道の維持・整備

【計画目標】

- ① 河川・水路整備による治水対策を推進します。
- ② 上下水道施設の維持・整備を計画的に進め、持続可能な経営を行います。

【現況と課題】

町内には一級河川天神川をはじめとして多くの河川や水路がありますが、これまで幾度となく水害を引き起こしてきました。近年は、台風による被害だけではなく、局地的な集中豪雨による大きな被害も発生していることから、その対策が急がれるところです。特に橋津川水系の東郷池周辺での内水対策については、鳥取県と連携・調整を図りながら河川整備、水路整備などを進めることが重要です。また、自然学習やレクリエーションの場としての川づくり、水辺景観の整備などを進める中で、環境意識の高揚などを図ることが求められています。

上水道は、町の管理運営として、羽合地域及び東郷地域の大部分をカバーする湯梨浜町水道事業を中心に、泊地域の簡易水道事業（3カ所）及び飲料水供給事業（1カ所）の3形態による事業を実施し、安全で安心な水道水の安定供給に努めています。その他各地域で運営されるものとして、簡易水道施設3地区、専用水道施設2地区、飲料水供給施設1地区があります。水道事業では、湯梨浜町水道ビジョンに従って計画的な事業運営と基幹管路の更新を実施するとともに、老朽化施設の更新及び送配水管の改良等を実施してきました。これからも安全・安心な水道水を安定的に供給するためには、計画的な水道施設の整備・改修を、耐震化を図りながら進めるとともに、配水管の相互接続等によるネットワーク化などによる災害に強い水道事業の構築が求められます。

下水道事業は、(天神川)流域関連公共下水道事業(羽合地域及び東郷地域一部)、特定環境保全公共下水道事業(泊地域の一部)、農業集落排水処理施設事業(泊地域一部及び東郷地域一部)及び小規模集合排水処理事業(筒地地区)によって整備され、各事業とも区域内における整備率は100%となっています。下水道事業では、施設整備から40年以上経過したものもあり、その老朽化施設の長寿命化及び耐震化を促進するため、計画的に改築等を進めていくことが必要です。

上下水道の公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増加により、今後ますます厳しくなることが予想されます。こうした中で、公営企業が必要なサービスを将来にわたり安定的に供給していくためには、上下水道料金の定期的な見直しや事業の広域化・共同化などを進めていくことが必要です。

【主な取組】

①河川・水路の整備

- ・東郷池周辺の内水浸水対策事業の推進
- ・親水空間の適切な維持・整備

②上下水道施設の維持・整備

- ・水道施設の維持・整備
- ・下水道施設の維持・整備
- ・水道の安定給水の確保
- ・下水道の不明水対策
- ・上下水道施設の耐震化の促進
- ・公営企業会計の安定経営化

【関連計画】

- ・湯梨浜町水道事業経営戦略
- ・湯梨浜町水道ビジョン
- ・湯梨浜町管路耐震計画
- ・湯梨浜町下水道事業経営戦略
- ・湯梨浜町下水道ストックマネジメント計画

第2節 認めあい 未来と今を創造するまち

一人ひとりが各々のペースでまちに関わりながらお互いを尊重し、多様な個性を認め合えるまちを目指します。

- ・性別、年齢、国籍、障がいの有無、そのほか身体的、社会的状況や文化、習慣の違いに関わらず、互いに認めあい、支え合う社会づくりが進み、誰もが安心して自分らしく生活している。
- ・障がいのある方や外国人の方などが、会話手段や言語に関わらずストレスなく意思疎通を図ることができる。
- ・ユニバーサルデザインが広く普及し、誰もが暮らしやすい環境が整っている。

誰もが、地域の一員として誰かを支えたり、フォローできる役割を少しずつ持っています。

○移住定住の促進

人口の維持・増加により町の活性化を図るため、移住定住を促進し、町の魅力を積極的に発信するとともに、相談体制、支援制度等の充実を図ります。

○協働・コミュニティ活動の推進

町民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に尊重、また補完し合いながら、課題の解決に取り組む仕組みづくりを行うとともに、人と人のつながりを大切にし、地域で支え合う持続可能な地域づくりを進めます。

○多様な交流の推進

町民の多文化に対する理解と認識を深め、自らの生活や地域社会・文化の再発見・再構築を図られるよう、行政と各団体とが連携し、国内外の交流を推進します。

第1項 移住・定住の促進

【計画目標】

- ① 関係人口を増やして、新たな人の流れと活力を創出します。
- ② 県外からの移住定住を促進し、町の活性化を図ります。
- ③ 町の魅力を積極的に発信するとともに、相談体制、支援制度等の充実を図ります。

【現況と課題】

近年、本町では出生数が減少傾向にある中、人口高齢化と連動し死亡数は増加傾向にあり、自然動態における人口の減少幅は拡大傾向にあります。人口の減少は、町民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や財政にも大きな影響を及ぼし、地域の存立基盤に関わる深刻な問題になっています。このため、現に生活している町民はもちろんのこと町外の人々をも惹きつけることができ、魅力ある暮らしを創出するための施策を展開することにより、人口の流出及び減少の抑制を図ることが重要になってきます。

そのためには、ライフサイクルの中の、「就職」、「結婚」、「出産」、「子育て」といった定住の動機付けに効果が期待できる時期に定住促進施策を展開することが求められます。本町の豊かな

自然をはじめとする様々な魅力をPRし、IJUターンを促進するとともに、住宅支援等の受け入れ体制の整備を進めることが必要となります。

【主な取組】

- ・田舎暮らし・住民交流体験ボランティア事業
- ・お試し住宅運営事業
- ・IJUターン促進事業
- ・全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」事業の推進
- ・移住定住者住宅支援事業
- ・移住者運転免許証取得等支援事業
- ・移住支援金
- ・空き家利活用流通促進事業
- ・空き家情報バンク活用促進事業
- ・若者夫婦・子育て世代住宅支援事業
- ・多世代同居等支援事業
- ・移住定住者中古住宅修繕支援補助金

第2項 コミュニティ活動の促進

【計画目標】

- ① 将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、「地域の居場所」の形成を目指します。
- ② 協働・コミュニティ活動を推進します。

【現況と課題】

少子・高齢化の進行やひとり暮らし世帯の増加、価値観やライフスタイルの多様化等が、地域社会における住民間の関わりに影響を与え、住民相互の連帯感やつながりを希薄にしています。

この一方で、NPO、ボランティア団体、コミュニティ活動を推進する各種団体の活動にも見られるように、地域住民自らが課題解決のために考え、行動する新たな取組も広がってきています。

将来にわたって地域住民が安心して暮らし続けることができるよう、地域住民活動・交流の強化、地域課題の把握と解決の気運醸成を図り、利便性の高い地域づくりを促進する必要があります。

小学校区など、複数の集落が集まる地域において、地域の将来について、まずは地域住民が主体的に考え、持続的な運営体制の確立、生活サービスの維持・確保に取り組む小さな拠点づくりの考え方も取り入れながら、各集落の実情に沿った運営団体、仕組みをつくり、高齢者、子育て世代など誰もが世代を超えて交流し、生活を継続できる新しい集落地域の形成を目指します。

このためには、町民の自主性を尊重しつつ、コミュニティ意識の醸成や地域のまちづくり活動の支援を通して、地域コミュニティ機能を高めていくことも望まれています。

(注釈)

NPO:

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。広義では非営利団体のことを指す。

【主な取組】

町民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に尊重、また補完し合いながら、課題の解決に取り組む仕組みづくりを行うとともに、人と人のつながりを大切にし、地域で支え合う持続可能な地域づくりを進めます。

- ・地域の居場所づくり

地域住民が主体的に買い物支援や地域コミュニティ等の生活サービスを維持・確保する等、地域課題を解決するための運営組織、仕組みづくりを支援します。

- ・学習の場の整備とコミュニティ意識の醸成

暮らしや文化に関する活動や学習活動などを実施している団体の実態の把握に努めるとともに、NPOなどの活動の場を利用し、コミュニティ意識の醸成につながる講習会や学習会の開催に努めます。

- ・コミュニティ活動団体の育成及び人づくり

自治会やボランティア団体、NPOなどをはじめ、コミュニティ活動を進める団体の自主性を尊重し、支援します。また、地域活動のリーダーや地域に関わる各分野の人材の発掘・育成に努め、その人材を活用し、学習の場の提供を行います。

- ・情報交流の促進

各団体の活動内容を把握するとともに、共通するもの又は同時に実施する方がより一層の効果が期待できる活動については、各団体へ情報発信し、団体相互の交流を促進します。

- ・コミュニティ関連施設のネットワーク化

集会施設、福祉施設、文化・学習施設などを含めた幅広いコミュニティ関連施設のネットワーク化を図り、コミュニティ活動の強化や地域力の向上に努めます。

- ・コミュニティ活動の支援

地域住民連帯の創意工夫による魅力的な地域づくり活動を支援します。

地域の公民館を核とした様々な地域活動を推進するとともに、より地域に密着した住民の意見やニーズを把握します。

さらに、住民同士が、お互いの地域の特色を尊重し、協調して新しいまちづくりができるような仕組みづくりを行います。

第3項 町民協働・男女共同参画の推進

【計画目標】

- ① 男女共同参画の意識を浸透させ、誰もが活躍できる風土をつくります。

【現況と課題】

男女共同参画社会の実現に向け、湯梨浜町男女共同参画条例のもと、啓発活動をはじめとした様々な施策を推進してきました。

令和6（2024）年には、男女共同参画社会の実現に大きく前進させ、性の多様性を尊重したシステムの構築を図るとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）*の解消を目指す「湯梨浜町性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくりプラン」を策定しまし

た。策定のために実施した湯梨浜町男女共同参画町民意識調査からは、依然として性別による固定的な役割分担意識や不平等感が残っていることがうかがえます。

引き続き、家庭、学校、職場、地域など社会全体で、性別に関わりなく一人ひとりの個性や能力を発揮することができるように意識啓発を行い、子どもの頃から男女共同参画について学ぶ環境を整えるとともに、誰もがあらゆる分野で活躍できる環境を整えることも重要です。そして、希望する誰もが自分らしくいきいきと活躍できる社会を目指していくためには、多様性を互いに認め合う社会（ダイバーシティ）の推進は不可欠です。町民や事業者、関係団体などと協働し、様々な視点から男女共同参画に向けた取組を進めていく必要があります。

（注釈）

無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）：

自分自身が気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあると認識していないため「無意識の偏見」と呼ばれる。

【主な取組】

①男女共同参画の意識啓発

- ・男女共同参画に関する各種研修会などの開催
- ・ゆりはま家族の日および週間の普及啓発

②男女共同参画社会形成のための環境づくりの推進

- ・審議会等への女性参画率の向上
- ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- ・働きやすい職場環境づくりの推進
- ・ジェンダー平等の推進

【関連計画】

- ・湯梨浜町性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくりプラン

第4項 交流による活力の創出

【計画目標】

- ① 発祥スポーツのグラウンド・ゴルフを地域資源として活かし、国際普及によるブランド化と観光需要の拡大による地域経済の活性化を図ります。

【現況と課題】

グラウンド・ゴルフは、昭和 57（1982）年に本町（旧泊村）で考案された生涯スポーツで、特に高度な技術を必要とせず高齢者から子どもまで誰もが気軽に親しめることから、国内で約 300 万人を超える愛好者に親しまれています。本町では、幅広い年代層への健康増進につなげていただこうと日本グラウンド・ゴルフ協会と連携し、一層の普及活動を進めており、愛好家にとっての「聖地」となるよう泊地区に整備した「グラウンドゴルフのふる里公園潮風の丘とまり」の充実・管理を進めています。平成 27（2015）年からは海外普及活動も展開しており、地方創生の観点からこの発祥スポーツを地域の資源として活かし、まちのブランド化と町民の

誇りの醸成、インバウンド需要も含む観光入込客数の増加等による地域経済の活性化を目指しています。その中で、海外では製造されていない専門用具の不足の課題があり、町では全国の愛好者から中古用具の提供を受け、海外の協会等に贈呈しています。併せて海外における理念の浸透やルールへの遵守等について、令和元年に設立された国際グラウンド・ゴルフ連盟と連携して取り組んでいます。

【主な取組】

- ・グラウンド・ゴルフ国際化促進事業

第5項 国際交流の推進

【計画目標】

- ① 友好・姉妹都市および諸外国との交流により国際的視野を持った人材育成に取り組めます。

【現況と課題】

経済、社会の各分野で、諸外国との交流が活発化し、青少年が海外体験学習や研修で海外へ出かけたりする機会が多くなりました。また、インターネットの普及拡大により学校や自宅からでも国際的な交流を行うことが可能になりました。

現在、本町では平成8（1996）年にアメリカ合衆国ハワイ州ハワイ郡との姉妹都市提携以降、「ハワイアンフェスティバル」の開催やホームステイ等を通じて、ハワイ郡中学生と町内中学生の交流を行っています。また、鳥取県と中国河北省の提携を記念して建設された中国庭園燕趙園を拠点とした中国文化との交流もあります。

さらに、語学教育における外国語指導助手や国際交流事業の補助を行う国際交流員の招致、英会話教室や国際理解講座、また、国際交流協会を中心とした各種事業により、町民の国際感覚を高めたり、国際理解を深めています。

国籍・年齢・性別・言語・価値観など、多様な考え方に対する町民の理解と認識を深め、自らの生活や地域社会・文化の再発見・再構築が図られるよう、また未来の地域づくりを担う人材育成につながるよう、行政と各団体とが連携し、国際的な交流を推進していく必要があります。

【主な取組】

①地域の国際化の推進と国際的視野を持った人材育成

- ・多文化の体験、語学講座など国際理解に関する事業の推進
- ・多文化の紹介など学校や地域における国際理解に関する事業への支援
- ・多文化の紹介や体験などを通じた外国人住民と日本人住民の交流の促進

②姉妹都市との交流の推進

- ・ハワイ郡との姉妹都市の節目を契機とした交流の活性化
- ・民間団体を主体とした町民による諸外国との交流活動への支援及び交流の推進

第3節 ふれあい 誰もが健康長寿で暮らすまち

子どもから高齢者、障がいのある人、外国人など、すべての人が笑顔にあふれ、いつまでも健康で生きがいの持てる安全・安心のまちづくりを推進するとともに、町民一人ひとりが主体的かつ積極的にまちづくりに参画し、町民相互のふれあいによる連帯感あふれる地域社会を構築します。

○福祉施策の総合的推進とライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

- ・子ども、高齢者、障がい者など当事者の年齢や特性に応じた福祉施策の充実を図っていくとともに、支援を必要とする人すべてが決して取り残されることのないよう、自助・互助・共助・公助による切れ目のない総合的な支援体制の推進を行っていきます。
- ・様々な特性の人が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる福祉のまちづくりのため、道路や公共施設、集会所等のバリアフリー化を進めるとともに、あいサポート運動、認知症サポーター養成講座のより一層の推進など、物心両面のユニバーサルデザインの推進を図っていきます。
- ・子どもの貧困、引きこもり、DVなど複雑複合化した新たな福祉課題等に対応するため、包括的でかつ伴走型の支援体制の充実に努めるとともに、生活意欲の助長や社会的自立に向けての適切なサービスの提供に努めます。
- ・人口減少、地域経済の衰退、地域コミュニティ存続への危機感など、社会構造や暮らしの変化による課題を克服するため、地域でのつながり（支え合い機能）を再構築し、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

○保健・医療・健康づくりの充実

- ・健康寿命の延伸に向けた住民一人ひとりの自発的な健康活動の実践と健康意識の向上のため、禁煙や食育の推進など生活習慣の改善推進を行っていくとともに、東郷池、温泉などの地域資源を活用した健康ツーリズムの振興を図っていきます。
- ・慢性疾患や多病、認知機能の低下、社会的孤立など、多様な課題を抱えていることの多い高齢者の特性に対応していくため、保健事業と介護予防の一体化事業を実施し、高齢者が健康で自立した生活ができ、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

第1項 少子化対策の推進

【計画目標】

- ① 結婚を希望する男女の出会いの機会を創出します。
- ② 望む人が安心して子どもを産み育てることができるよう支援します。

【現況と課題】

現在、本町の人口増減は、社会増減と比べて自然減の数が大きく、人口減少が進行しています。人口の減少は、町民生活の活力の低下を招くばかりではなく、労働力の低下や社会保障などに係る費用の増大、地域社会における担い手不足など、暮らしの様々な場面に影響をもたらすことが懸念されます。

こうした中、多様な価値観や考え方を尊重しつつ、一人ひとりの思いに寄り添いながら、望む人が安心して子どもを産み育てることができるよう、出会い・結婚から妊娠・出産、子どもの健やかな成長に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。

【主な取組】

○結婚支援及び出会いの機会の創出

- ・結婚を希望する男女の出会いの機会を創出する「縁結び支援員」の活動促進
- ・中部地区市町や様々な関係者と連携し、イベントを通じた出会いの機会の広域的な拡大

○妊娠・出産への支援

- ・プレコンセプションケアの実施
- ・不妊治療費助成金交付事業
- ・妊娠期・産前産後・子育て期の包括的相談支援体制の充実

○仕事と子育ての両立支援

- ・認定こども園の運営
- ・教育・保育提供体制の充実
- ・休日保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・ワークライフバランスの推進（再掲）

○子育て家庭への経済的支援

- ・児童手当給付事業
- ・家庭子育て支援事業
- ・多子世帯保育料無償化事業
- ・多子世帯出産・入学・卒業祝金支給事業

○地域・社会による子育て支援

- ・若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金
- ・三世代同居世帯等支援事業補助金
- ・放課後児童対策事業
- ・子ども家庭総合支援拠点の充実
- ・地域活動の支援
- ・ファミリー・サポート・センターの充実
- ・子育て支援センター事業

【関連計画】

- ・第4次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン
- ・湯梨浜町こども計画（第1期）

第2項 出産・子育て環境の充実

【計画目標】

- ① 地域全体で子どもの健やかな育ちと、子育てを応援する体制の充実を図ります。
- ② 妊娠期、産前産後、子育て期の切れ目ない支援を行います。
- ③ 家庭環境に応じた総合的な支援の充実を図ります。

【現況と課題】

少子化や核家族化の進行を背景に、保育サービスの需要増大、子育てに対する孤立感や不安・負担感の増加など子育てを取り巻く環境が大きく変化するなか、社会全体で子どもの健やかな育ちと子育てを支援していくことが重要となっています。

本町においても、核家族世帯数の増加が進んでおり、子育てに対する不安や悩みのある家庭、子育てについて気軽に相談できないと感じている人が増えています。

すべての子どもが健やかに成長していくためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供するとともに、妊娠期・産前産後・子育て期の切れ目ない支援を構築し、子育てに対する不安の解消に努め、親子の心身の健康の保持・増進が必要です。

また、子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支えていけるよう、子育て支援に関する地域活動の支援や子育て相談・交流を推進し、地域全体での子育て意識の向上を図ることにより、子育てを地域が見守り支えることが必要です。

さらに、ひとり親家庭については、子育てと家事、生計の担い手など幾重の役割を一人で担わなければならないため、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な制約や困難に直面することが多い現状があります。

非正規雇用の増加など就業環境は厳しさを増しており、特に母子家庭においては結婚・出産等による就業の中断等により、就業経験が少ないことからパートや臨時的雇用などの不安定な就業形態に置かれていることが多く、就労収入が低い水準で留まっている人も少なくありません。このような状況を踏まえて、今後も子育てと仕事を両立できるよう、ひとり親家庭が自立し、子どもたちが健やかに成長できる総合的できめ細やかな環境整備を進めていく必要があります。

【主な取組】

- ①総合的な子育て支援対策の推進
 - ・子育て支援情報提供の充実
 - ・妊娠期・産前産後・子育て期の包括的相談支援体制の充実
- ②地域における子育て支援
 - ・放課後児童対策事業
 - ・子ども家庭総合支援拠点の充実
 - ・地域活動の支援
 - ・ファミリー・サポート・センターの充実
 - ・子育て支援センター事業
- ③児童虐待の未然防止
 - ・児童虐待防止対策
- ④配慮を必要とする家庭への支援
- ⑤子育て家庭への経済的支援

- ・児童手当給付事業
- ・家庭子育て支援事業
- ・多子世帯保育料無償化事業
- ・多子世帯出産・入学・卒業祝金支給事業

⑥保育サービスの拡大・充実

- ・休日保育事業
- ・病児・病後児保育事業

⑦認定こども園・保育所の運営と施設整備

- ・認定こども園の運営
- ・教育・保育提供体制の充実
- ・認定こども園整備事業
- ・保育士確保及びこども園業務改善の推進

⑧食育の推進、給食の充実

⑨ひとり親家庭に対する総合的な支援

- ・児童扶養手当給付事業
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・高等職業訓練促進給付金事業
- ・自立支援教育訓練給付金事業
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付
- ・母子・父子自立支援員の相談充実
- ・養育費にかかる公正証書等作成補助事業

【関連計画】

- ・湯梨浜町こども計画（第1期）

第3項 地域福祉の推進

3-1 福祉施策の推進

【計画目標】

- ① 自助・互助・共助の連携で、住民の福祉を支える仕組づくりを推進します。

【現況と課題】

少子高齢化、価値観の多様化に伴うライフスタイルの変化などで、地域や家庭、人々の日常を支える保育士や看護師、介護福祉士という福祉に携わるエッセンシャルワーカーを取り巻く環境は著しく変化し、福祉課題の多様化、複雑化、複合化が進行しており、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラーなど従来の制度では十分対応できない社会問題が顕在化しています。

一方、地域におけるコミュニティ意識の希薄化や、地域活動の担い手や人材不足などの地域で支え合う力の弱体化の進行が問題となっており、令和2（2020）年から数年間続いたコロナ禍などの影響により、さらに問題は深刻化しています。

このような地域課題に対応しながら、将来にわたり誰もが安心して地域において自立した生活を送るためには、制度や世代といった縦割りや「支え手」「受け手」、という関係を超えた包括

的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していく必要があります。

従来の福祉の枠を超え、防犯、防災、教育、文化、住宅、まちづくりなど、幅広い分野との連携が必要であり、個々の活動が連動して効果を生み出せるよう、関係機関との連携、調整を図り、課題解決に向かう取組を行います。今後は、小世帯化が進み、地域で支えを必要とする人がさらに増加することが予測されるため、行政、社会福祉協議会をはじめ、地域福祉地域に関わる様々な主体との役割分担や協働の在り方を検討するとともに、地域活動の主体となる人材を育成し、地域における住民相互の支え合いの強化を図り、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

【主な取組】

- ・地域福祉推進計画の策定(令和8年度)と計画的な施策の推進
- ・成年後見利用促進基本計画の策定と施策の総合的かつ計画的な推進
- ・心や環境のバリアフリー化の推進
- ・再犯防止の推進と犯罪被害者への支援の充実
- ・福祉の心を育むひとづくり
- ・福祉に携わるエッセンシャルワーカーの重要性への理解の促進
- ・支え愛活動支援事業
- ・孤独・孤立対策の推進

【関連計画】

- ・湯梨浜町地域福祉推進計画
 - 第4期 湯梨浜町地域福祉計画、第4次湯梨浜町地域福祉活動計画（社会福祉協議会）
 - 第1期 成年後見制度利用促進基本計画、第1期 再犯防止推進計画
- ・湯梨浜町こども計画（第1期）

3-2 重層的支援体制整備事業

【計画目標】

- ① こども、障がい、高齢、生活困窮などの分野別の支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズに対応するために、枠組みを超えた重層的な支援を行います。

【現況と課題】

個人や世帯が抱える複雑で多様な生きづらさやリスクが顕在化し、ひきこもり、8050問題などの複合的課題や既存の福祉制度の狭間にある課題が浮上しています。住民の課題が複雑化・多岐化する中で従来の支援体制ではケアしきれないケースも発生してきました。

これらの新たな福祉課題に対応するため、既存の介護、障がい、子育て、生活困窮などの分野を超えて、困りごとを抱えた方へ包括的支援を行い、誰もが取り残されない地域社会を実現するため、本町では令和6（2024）年4月より重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。

【主な取組】

- ①世代や属性を問わず、包括的に相談を受け止め、相談者の課題解決に導くため、支援関係機関全体でチームとして対応し、本人の生きる力を引き出す伴走型支援を推進します。

- ②本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を進めます。
- ③世代や属性を超えて交流できる場の確保や多様な地域活動が生まれやすい環境づくりを推進します。

- ・多機関協働事業（ふくし相談窓口「ほっとてらす」の設置）
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業
- ・地域包括支援センター運営事業
- ・障がい者相談支援事業
- ・こども家庭センター運営事業
- ・生活困窮者自立相談事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・子育て支援センター事業
- ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業

【関連計画】

- ・湯梨浜町地域福祉推進計画
（第4期 湯梨浜町地域福祉計画、第4次湯梨浜町地域福祉活動計画（社会福祉協議会）
第1期 重層的支援体制整備事業実施計画）

第4項 高齢者福祉の推進

【計画目標】

- ① 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる地域社会を目指します。

【現況と課題】

町では今後も総人口の減少に反して高齢者人口は増加を続け、高齢化のピークとなると推測されます。本町の状況をみると令和6（2024）年1月1日現在、高齢化率（人口に占める65歳以上人口の割合）が32.9%で、鳥取県全体の高齢化率33.0%を下回るものの、高齢化が進行している状況となっています。

平成12（2000）年にスタートした介護保険制度は25年を超え、老後の安心を社会全体で支える仕組みとして定着してきました。制度の安定的な運営を図ることはもとより、認知症施策や高齢者の自立支援、重度化防止に向けた取組をより一層推進していく必要があります。

一方、高齢者の多くは地域で元気に活躍されていますが、高齢者単身や高齢夫婦だけの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、家庭の介護力をめぐる状況は厳しさを増していくと考えられます。このような状況の中、認知症に対する理解を深めると共に、福祉、保健、医療の連携を強化し、地域全体で高齢者を支援する体制の構築が必要です。高齢者が地域や社会とのかかわりの中で生きがいや役割を持って健やかに生活でき、要介護状態とならないよう、また、たとえ支援や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して自立した期間を過ごすことができるよう、医療や介護保険等の制度とともに、地域の住民同士による支え合い活動の機能強化を図ることが重要です。

認知症について、国では「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の制定を踏まえて、「認知症施策推進基本計画」を策定しており、町でも、若年世代から高齢世代までの全ての人が、「支える側」にも「支えられる側」にもなれる認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要があります。地域包括支援センターを中心に、認知症に関する各専門機関等が連携し、地域の実情に応じた機能の強化の重要性が今後増々高くなります。

今後増え続けると予想される身寄りのない高齢者世帯への支援について、地域資源を活用しながら包括的な支援体制構築を推進する必要があります。

【主な取組】

- ①生活支援の観点から地域の高齢者等の多様なニーズに対し、最も効果的なサービスを総合的に調整、推進します。
- ②要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者を早期に発見し、介護予防・フレイル予防に繋がります。
- ③認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。
- ④身寄りのない高齢者の増加に対応した、包括的な支援体制構築を推進します。

- ・生きがいづくりと交流事業の推進
- ・ひとり暮らし高齢者世帯等の見守り
- ・生活習慣病・介護予防の推進
- ・支援を要する高齢者世帯の生活支援・環境整備
- ・認知症サポーターの養成
- ・身寄りのない高齢者に対する支援体制構築
- ・湯梨浜町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定

【関連計画】

- ・湯梨浜町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（第9期）

第5項 障がい者（児）福祉の推進

5-1 日常生活および社会生活の総合的な支援

【計画目標】

- ① 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を目指します。

【現況と課題】

障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援するため、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」（略称：障害者総合支援法）が平成25（2013）年4月に施行されました。この法律では、障がい者の範囲に難病等が加えられ、障害者支援区分の創設、障がい福祉サービスの変更など、制度の見直しが図られました。

町においても、福祉サービスの提供環境整備を進めていますが、医療的ケアが必要な重度心身障がい児・者の短期入所受入れが困難である状況などは解消していません。さらに障がいのある人の一般就労への移行や、施設等入所者の地域生活への移行がなかなか進まない状況は、県中部

の一市四町で構成する圏域共通の課題です。

このような問題を抱える中で、障がいのある人の自立と社会参加を支えるために、障がいのある人への正しい理解の促進を図り、障がいのある人も障がいのない人も共に住み慣れた地域や家庭で暮らせるよう、人権意識の醸成と共生社会への啓発を進める必要があります。

【主な取組】

- ①障がいのある人への正しい理解の促進を図り、障がいのある人もない人もお互いを尊重し、地域で支え合う社会づくりを目指します。
- ②障がい者の日常生活上の支援体制の充実、社会参加の推進を図ります。
 - ・心のバリアフリーと地域における支え合い活動の促進
 - ・障がいのある人の社会活動支援
 - ・健やかで安心できる保健・医療施策の連携・推進
 - ・人にやさしいまちづくりの推進
 - ・災害時・緊急時のときにも安全で安心なまちづくりの推進
 - ・湯梨浜町障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定

【関連計画】

- ・湯梨浜町障がい者計画(第4期)
- ・湯梨浜町障がい福祉計画(第7期)／湯梨浜町障がい児福祉計画(第3期)

5-2 療育体制の充実

【計画目標】

- ① 障がいのある児童が、障がいの種別や年齢にかかわらず必要な療育を受けられるよう療育システムの充実を図ります。

【現況と課題】

放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援など、療育を希望される児童が年々増加しています。また、近年は、町内に放課後等デイサービス事業所の開設も進み、利用している児童の利用回数が増えつつあります。

利用希望者が増える半面、中部圏域内に事業所が不足しており、希望どおり利用することが難しくなっています。放課後等デイサービス事業は、事業の拡大等で徐々に受入れ枠が確保されていますが、未就学児の受入れ先である児童発達支援は増えておらず、早期療育の開始が望ましいところですが希望どおりの利用が難しい状況です。

障がいのある児童が、障がいの種別や年齢にかかわらず必要な療育を受けられるよう、こども園や保育園、学校などの関係機関と連携して療育システムの充実を図っていくことが必要です。

【主な取組】

- ①療育体制の充実
 - ・障がい児通所施設給付事業

【関連計画】

- ・湯梨浜町障がい児福祉計画（第3期）、湯梨浜町こども計画（第1期）

第6項 疾病予防・健康づくりの推進

6-1 母子保健

【計画目標】

- ① 母と子の心身の健康を守ります。
- ② 安心して子どもを産み育てる環境をつくりします。

【現況と課題】

少子高齢化が急速に進行し、家庭、地域を取り巻く環境が変化する中、産後うつや若年妊婦、孤立し子育て不安をもつ等、保護者の抱える課題も多く多様化しています。

安心して子どもを産み育てる環境の整備、体制整備が求められる中、母子保健事業の充実、特に健康に過ごせるための健康診査、相談・指導体制を充実するため、乳幼児健康診査や育児相談、訪問指導など、こども家庭センター事業の運営を通した妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、地域のなかで孤立しないよう安心して相談できる体制の整備が必要です。

妊娠を望んでも子どもができず、不妊治療をする夫婦が年々増加しています。不妊治療は治療費が高額となり、夫婦の経済的負担が大きいことから、引き続き不妊治療費の助成を実施いたします。また、生命の危険を伴いやすい未熟児の入院養育治療においても支援が必要です。

【主な取組】

① 歯科保健事業の推進

- ・ 歯・口の健康づくり推進事業

② 母子保健事業の推進

- ・ 予防接種事業
- ・ 乳幼児健康診査事業
- ・ 母子保健事業
- ・ 発達支援事業
- ・ 産前産後サポート事業・産後ケア事業

③ 相談・支援体制の充実

- ・ 不妊治療費助成金交付事業
- ・ こども家庭センター事業

【関連計画】

- ・ 第4次健康よりはま21
- ・ 湯梨浜町こども計画（第1期）

6-2 成人保健

【計画目標】

- ① 病気の早期発見・早期治療を推進するための体制を充実します。
- ② 年代に応じた効果的な保健事業及び感染症予防対策の実施に努めます。
- ③ 地域の医療、保健、福祉のネットワークづくりに努め、疾病予防や介護予防に取り組みます。
- ④ 個人が主体的に取り組む健康づくりを支援するための環境整備に取り組みます。
- ⑤ 町民と行政、関係機関等との協働の健康づくりの実践と定着を目指します。

【現況と課題】

超高齢化社会となった今、高齢者を取り巻く医療体制の整備と、ライフステージに応じた健康づくりが必要です。

本町では国と同様に、少子高齢化が進行しています。若年層の就業機会を求めた都市部への流出もあり、生産年齢人口の減少が高齢化を加速させている状況があります。医療技術の発達や健康意識の向上とともに平均寿命は延伸し、高齢化が急速に進みました。今後は「健康の質」、「町民一人ひとりが健康づくりに自ら積極的に取り組む」という視点に立ち、行動に移していくことが重要です。そのための疾病の早期発見・早期治療、健康づくりの実践と定着を支援するための環境整備を進めることが急務です。

また、生産年齢人口のうち、特に若年層から「プレコンセプションケア」といった健康に対する考え方の定着も重要と考えており、自らの健康増進に加え、将来の子ども達の長期的な健康づくりも重要な位置づけとし、事業の推進を図ることが必要です。

新型コロナウイルス感染症流行以降の生活は一変し、多くの人の健康意識が高まる機運となりました。しかし、健康意識の格差が大きくなったことも否めません。町民全体のヘルスリテラシー向上のため、地区組織や健幸アンバサダー等の人材活用が今後大きな力となることから、個人や組織、団体への後方支援に一層力を入れていく必要があります。

【主な取組】

一つ一つの事業をきっかけとし、住民が包括的に健康増進できるような仕組みづくりに取り組みます。

- ① 病気の早期発見・早期治療を推進するための体制づくり
 - ・健康診査及び各種がん検診の実施
 - ・健診後の保健指導、精密検査や健診未受診者への受診勧奨の実施
- ② 年代に応じた効果的な保健事業及び感染症予防対策の実施
 - ・若年層からの予防歯科対策の実施
 - ・高齢者の保健事業と介護予防事業の一体化実施事業
 - ・各種予防接種事業
 - ・プレコンセプションケアの実施
- ③ 地域の医療、保健、福祉のネットワークづくり
 - ・夜間・休日・緊急時の医療体制及び地域医療体制の整備充実
- ④ 個人が主体的に取り組む健康づくりを支援するための環境整備
 - ・健康相談・健康教室の実施
- ⑤ 町民と行政、関係機関等との協働の健康づくりの実践と定着
 - ・健幸ポイント事業（ゆりはまヘルシーくらぶ）の実施及び健幸アンバサダーの養成
 - ・運動教室の実施
 - ・食育の推進

【関連計画】

- ・第4次健康ゆりはま21
- ・第3期湯梨浜町保健事業実施計画（データヘルス計画）
- ・第4期湯梨浜町特定健康診査等実施計画
- ・鳥取県保健医療計画

第7項 社会保障制度の充実

【計画目標】

- ① 医療保険の被保険者資格の管理、傷病時の給付、保険税（料）の賦課を行います。
- ② 国民年金に関する届出を受付し、日本年金機構への進達を行います。
- ③ 介護保険制度の安定運営を目指し、制度の周知及び啓発活動に取り組みます。
- ④ 保健・医療・福祉の連携を強化しながら、介護保険事業を適切に実施します。

【現況と課題】

医療保険・公的年金制度は、傷病の治療や老齢に伴う所得の減少に備えるための社会保障制度であり、国民生活を支える重要な柱です。国民健康保険・国民年金制度・後期高齢者医療制度は、国の法律等に準じて運営しており、少子高齢化・働き手の減少など、社会環境の変化に対応する制度改革が継続して行われています。

介護保険制度は、超高齢社会において中核となる社会保険制度です。制度の安定経営を目指して、効率的かつ効果的な介護サービスの提供の観点から制度の周知及び啓発活動に力を入れて取り組むとともに、保健、医療、福祉の連携を強化し、適切な介護サービス提供を行います。

【主な取組】

《国民年金》

- ・国から法定受託業務として委託された事務を国民年金市町村事務処理基準に基づき実施します。
- ・その他、被保険者の利便性向上のため、年金保険料の納付案内、口座振替、前納の促進や相談など、法定受託業務の対象外とされた業務も協力・連携業務として実施します。
- ・日本年金機構からの依頼に基づき、被保険者の氏名・住所・電話番号・所得情報など情報提供します。

《国民健康保険》

国民健康保険法その他各法の規定及び鳥取県国民健康保険運営方針を踏まえながら、次の事務を実施します。

- ・資格に関する届出書の受付、資格確認書の交付など
- ・給付に関する申請書等の受付、支給決定など
- ・保険料の減免・徴収猶予に係る申請書等の受付、減免等の決定など
- ・特定健診等保健事業の実施

《介護保険》

高齢化のピークが近づく中、高齢者が可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるよう、介護予防事業に取り組みます。あわせて、介護保険制度の持続的、安定的な運営に向けて、積極的な普及・啓発活動や適正なサービス利用の促進を図るため、次の事業を実施します。

- ・介護給付、介護予防給付
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- ・包括的支援事業の実施

- ・成年後見制度、認知症サポーター養成といった任意事業の実施

《後期高齢者医療》

保険者である鳥取県後期高齢者医療広域連合と協働しながら、国の法令及び湯梨浜町後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき、以下の事務を実施します。

- ・資格に関する申請書等の受付、再交付など
- ・給付に関する申請書等の受付、後期高齢者医療広域連合への進達など
- ・保険料の減免・徴収猶予に係る申請書等の受付、後期高齢者医療広域連合への進達など
- ・健康診断等保健事業の実施

【関連計画】

- ・（国民年金）国民年金市町村事務処理基準
- ・（国民健康保険）第3期鳥取県国民健康保険運営方針
- ・（介護保険）第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

第4節 湯梨浜愛 志を立て 共に学ぶ ひとづくり

本町で生まれ育ってきた伝統と文化を尊重し、自然豊かな湯梨浜町のすばらしさを体感して、将来にわたって町を愛し、自立して多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手となる人づくりを目指します。

このためには、ふるさと湯梨浜に愛と誇りを持ち 自他のより良い未来につなげる志を立て 友と共に学び 互いを向上させる 人を育てる ことが大切です。

第1項 学校教育の推進

【計画目標】

- ① ふるさと湯梨浜に愛と誇りを持ち、生きる力*を育てる学校教育を推進します。

【現況と課題】

現在、社会は大きな変革期を迎えており、グローバル化の進展や急激な技術革新等が進んでいます。このような中にあっても、人間ならではの感性や創造性を発揮しながら社会の変化を受け止め、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題を解決して新たな価値を創造することができる人財*が求められています。

そのために、学校では、教職員と児童生徒との信頼関係の強化、学校風土*の向上、授業改善に継続的に取り組むとともに、教職員一人ひとりの専門性の向上、児童生徒の自己肯定感等の醸成を図り、また、児童生徒1人1台のタブレット端末等も効果的に活用しながら、児童生徒にとってわかる授業・楽しい授業・学びがいがある授業となるよう、教職員の授業力向上に取り組むことが重要です。家庭では、ゆりはまこどもの夢応援・研修プログラム*等を通じて、子どもの発達段階に応じた保護者の子どもへのかかわり方を身につけていただくよう取り組む必要があります。

また、確かな学力とともに、豊かな人間性の育成は欠くことができません。正義や公正を尊重する心、思いやりの心、感動する心などの豊かな人間性を育み、自他ともに大切にできる児童生徒の育成に取り組むとともに、豊かな体験をとらえて児童生徒の内面に根差した道徳性や社会性の醸成を図り、児童生徒の生きる力を育んでいくことが必要となります。

さらに、児童生徒が地域の方々との出会いや地域の伝統芸能、文化財、歴史、自然等を学ぶ機会を確保し、児童生徒がふるさと湯梨浜への愛と誇りを持ち、人生を歩んでいくことができるよう取り組むとともに、地域学校協働活動*等を通じて、地域の方々に地域の子どもたちや保護者の方に関わっていただく機会を引き続き設け、学校、家庭、地域が一体となって児童生徒の生きる力を育むことが必要です。

加えて、現在の少子化、核家族が進む状況の中において、子どもの健全な成長を図る幼児教育はますます重要となり、こども園、保育園、小学校の一層の連携が求められ、また、全国と同様に本町立小・中学校においても特別な教育的支援を必要とする子どもたちが増える状況の中、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と支援の充実が必要となっています。

【主な取組】

①教職員と児童生徒との信頼関係の強化

- ・授業参観等を中心とした小中連携、小小連携の場の設定
- ・教育相談の充実

②学校風土の向上

- ・hyper-QU*の実施と効果的な活用
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）*及びPTA、地域住民、団体等との地域学校協働活動の推進

③「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善による学力向上

- ・指導主事による研修、授業参観、指導助言の実施による教職員の指導力向上
- ・各学校において、大学講師等を招聘した授業研究会の実施による教職員の授業力向上
- ・放課後子ども教室や放課後学習、サマースクール等の実施による学力補充
- ・児童生徒の学習習慣の定着にむけた「家庭学習の手引き」の発行

④いじめ、不登校の未然防止

- ・外部講師を招聘した不登校未然防止に向けた研修等の実施
- ・ゆりはまこども夢応援・研修プログラムの実施
- ・スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*の配置及び関係機関等との連携

⑤人間性・社会性を育む教育の推進

- ・道徳教育の充実
- ・特別活動等の推進

⑥ふるさとキャリア教育*の推進

- ・小学校社会科副読本の発行
- ・キャリア・パスポート*の活用
- ・ふるさと湯梨浜の魅力が体感できる教育の推進

⑦幼児教育の推進

- ・相互授業参観・公開保育等への参加による教職員の専門性の向上及び教育実践の充実
- ・小学校への円滑な接続を意識したカリキュラム*の実践

⑧教職員の指導力の向上による特別支援教育の充実

- ・研修会への教職員の派遣や、LD等専門員*による研修の実施をととした教職員の専門性の向上
- ・こども園訪問、5歳児健診等での早期支援体制の確立
- ・各こども園・保育園・学校において、「個別の支援計画」の作成・活用による支援の充実
- ・各学校への児童生徒支援員の配置
- ・適正就学につながる支援会議、就学指導連絡会の充実

⑨授業でのICT*の効果的かつ適切な活用の推進

- ・ICT機器の効果的な活用についての研究推進及び教職員研修の充実
- ・ICT支援員等の配置による教職員への支援
- ・ICT活用による児童生徒の学習意欲や授業理解、情報活用能力の変容の検証
- ・デジタル教科書・教材等の整備
- ・ICT機器の整備・更新及び十分な通信速度及び通信容量の整備
- ・情報モラル育成のための学習の実施

⑩グローバル化に対応する英語教育の推進

- ・研修会の実施による、教師の授業力・指導力の推進
- ・ALT（外国語指導助手）の活用による外国語活動・外国語・英語学習の充実
- ・中学生対象の外部試験（英検I B A*）による生徒の英語力の把握・分析及び指導の充実
- ・授業公開や情報交換による指導力の向上及び小学校・中学校の連携の推進

⑪教育内容、教育方法の変化への対応

- ・次期学習指導要領についての情報収集
- ・改訂に伴う学習内容や学習方法等の変化に伴う対応方法の検討

（注釈）

生きる力：

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちにつけさせたい「確かな学力」（知識・技能に加え、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ自ら学び主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する能力など）「豊かな人間性」（自らを律しつつ、他者とともに協調し他者を思いやる心、感動する心など）「健康と体力」（たくましく生きるための健康や体力）の3つの要素からなる力。

人財：

「地域にとって人は資産・財産である」という意味合いを込め、あえて「人財」と表記。

学校風土：

学校生活の特性と質であり、それは児童生徒・保護者・教職員の学校生活における経験に基づくもの。
また、規範、目標、価値観、人間関係、教えと学びの実践、組織体制を反映するもの。

ゆりはまこどもの夢応援・研修プログラム：

湯梨浜町及び関係団体が実施する子どもの発達段階に応じた保護者研修等の計画のこと。

地域学校協働活動：

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや育ちを支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校がパートナーとして連携・協働し行う様々な活動。

hyper-QU（ハイパー・キューユー）：

学校生活における児童生徒の満足感、意欲、学級集団の状態などを質問紙で測定する心理テスト。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）：

保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、学校と地域が一体となって、子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を実現するための仕組み。

スクールカウンセラー：

臨床心理に関し高度に専門的な知識、経験を有する者であり、教員等とは異なる立場で児童生徒へのカウンセリングや教員及び保護者に対する助言や援助を行う専門員。

スクールソーシャルワーカー：

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて問題解決への対応を図る人材。

ふるさと教育：

鳥取県は「地域資源（人・自然・文化・産業等、地域の価値を創造するものの総称）をとおしてふるさとに誇りと愛着を持たせることで、帰属意識と自らのアイデンティティ（主体性、自己同一性）を創りあげていく教育活動」と定義。

キャリア教育：

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達を促す教育。また、単に社会的・職業的自立だけでなく、自らの生き方を選択し実現するための力を育む教育

キャリア・パスポート：

キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促すさまざまな学習経験や活動の記録等を児童生徒自身が書き込むもの。小学校から高等学校までの12年間、学年間、校種間で引き継がれる。

カリキュラム：

教育目標の達成のために、教育内容・方法・順序などを計画的にまとめたもの。

LD等専門員：

発達障がいのある幼児・児童・生徒及びその指導に携わる教員、保護者などを対象に相談活動を行う専門員

I C T：

Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。

英検 I B A：

日本英語検定協会が提供する、学校教育で育成を目指す英語力を測定するためのテスト。結果は「英検級レベル」などの客観的指標で示される。鳥取県では県教育委員会が主体となって実施している。

【関連計画】

- ・湯梨浜町教育大綱、第4次湯梨浜町教育振興基本計画
- ・湯梨浜町公立学校等施設整備計画
- ・湯梨浜町学校施設の長寿命化計画

第2項 学校教育環境の充実

【計画目標】

- ① 学校を支える教育環境を充実します。

【現況と課題】

教職員の心身の健康保持と教職員が児童生徒にかかわる時間や教材研究の時間の確保が、全国的な課題となっており、時間外業務の削減をはじめとした教職員の働き方改革*が急務となっています。

安心・安全な教育環境づくりについては、学校職員等による児童生徒に対する不祥事や学校への不審者侵入事案、学校事故等が引き続き発生するとともに、保護者等の経済格差の拡大による子どもたちへの影響、テレビ・スマートフォン等のICT機器の長時間利用による子どもたちへの影響、児童虐待やヤングケアラーの問題等の様々な課題が指摘されており、これまで以上に安心・安全な教育環境の整備が必要となっています。

学校経営については、保護者や地域住民等が参画する学校運営協議会で熟議し承認された各学校の教育目標やビジョンに基づき、学校、家庭、地域が解決すべき課題に関する情報を共有しながら、目標の実現に向けて一体となった活動が進められているところであり、今後「地域とともにある学校づくり」の実現に向け、より一層の開かれた学校づくりが求められています。

学校給食については、引き続き、異物混入やアレルギー対応食の誤食などの事故を未然防止することで、安心・安全で子ども達の健康に配慮した学校給食を提供していくことが必要です。

【主な取組】

①教職員の働き方改革の推進

- ・学校運営体制の見直し
- ・教職員の健康管理
- ・業務改善の推進

②安心・安全な教育環境の整備

- ・現在の町立小中学校を維持・運営し、必要な教育環境整備の提供と、教育の機会均等及び健全な成長を保障する施策の実施
- ・専門業者や教職員による学校施設等の定期的な点検及び必要に応じた学校施設等の維持・改修
- ・安全指導、安全管理の徹底
- ・経済的に厳しい家庭の児童生徒に対する就学援助制度、高等学校通学費補助制度、奨学金制度等の支援制度の充実

③コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の充実

- ・学校運営協議会の充実
- ・地域学校協働活動の充実

④安心・安全で子どもの健康に配慮した学校給食の提供

- ・異物混入やアレルギー事故防止、調理技能スキルアップ等の職員研修等の実施
- ・地産地消の推進及び、家庭と連携した食育の取り組み

(注釈)

働き方改革：

労働環境を大きく見直す取組のこと。一人一人の意志や能力、個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求していくことを目的とする。

【関連計画】

- | | |
|------------------|------------------|
| ・湯梨浜町教育大綱 | ・第4次湯梨浜町教育振興基本計画 |
| ・湯梨浜町公立学校等施設整備計画 | ・湯梨浜町学校施設の長寿命化計画 |

第3項 社会教育環境の向上

【計画目標】

- ① 社会全体で学び続ける教育環境の向上を図ります。

【現況と課題】

教育基本法第10条「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」に示されているとおり、家庭は教育の出発点です。しかし、社会の変化に伴い親と子の関係が希薄になっており、愛着形成に課題のある子ども達の増加等が指摘されるなど、家庭の教育力の低下が指摘されています。同時に核家族化等の影響により、子育てに不安や悩みを抱える保護者等の増加も指摘されています。このような状況の中で、家庭

の教育力向上が求められています。

元来、子どもたちは、地域の人々との交流をとおして社会習慣や規範意識、ふるさとへの愛着を身につけながら、自分の人生や社会を切り拓いていきます。子どもたちが自然体験や地域学習をとおして生きる力を育み、ふるさとのよさを実感し、地域社会の一員としてまちづくりに関わることができるような育みが求められています。そして、学校教育に限らず、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することにより、地域の維持発展の担い手となる人財*を育成することが求められています。

そのため、家庭・学校・地域のさらなる連携によるふるさと教育*の推進や、社会変化に応じた家庭教育や青少年育成を支援する取組の工夫や継続が必要です。

また、急速な社会の情報化の中で、インターネットや携帯電話を利用した詐欺や誹謗中傷を受けるなどの事件に巻き込まれたり、偽情報等によるトラブルに巻き込まれたりするケースが後を絶ちません。SNS等の特性やその危険性を理解し、適正で安全にインターネットや情報機器を利用していくことは、老若男女を問わず今後ますます重要になります。

今後、「人生100年時代」の到来が予測され、あらゆる世代に生涯学習の重要性は一層高まっています。すべての人が生涯をとおして学び続けることのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果を生かすことができる仕組みづくりが求められます。生涯学習の一環として、技術革新やグローバル化など変化の激しい社会に対応するための新たな知識や技能、教養の習得、出産や子育て、介護等、ライフステージに対応した活躍支援、若者の活躍促進等を目的に、社会人の学び直しの推進が求められています。併せて、社会変化に伴い新たに生じる人権問題への対応など、幅広い年齢層を対象に、人権が尊重されるまちづくりを目指した人権学習の継続と充実も必要です。

さらに、人生を豊かにする芸術・文化活動の振興を図ることも大切です。

このように、あらゆる世代が豊かな人生を切り拓いていくための生涯学習社会の実現に向け、地域住民にとって身近な公民館や図書館等の社会教育施設を活用しながら、地域人財や学校とも連携を図り、人と人とのつながりを育み、地域全体で学び続けられる取組を推進します。

併せて、社会教育施設は、地域の学習活動のみならず、観光振興・国際交流の拠点、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点、子どもから高齢者まで安心して過ごせる居場所など、幅広い役割が期待されており、適切な維持および整備を行います。さらに、豊かな心や人とのつながりを維持し社会変化を見据え、発展させていくことができるよう、高度情報社会に対応した生涯学習環境のあり方等についても、模索していくことが求められます。

今日、図書館は、地域社会において、身近な学習や文化活動の拠点として重要な役割を担っていますが、近年、少子高齢化や社会意識の変化とともに、図書館を取り巻く環境も徐々に影響を受け、これに伴い様々な課題も浮き彫りになっています。特にデジタル技術の急速な進化や、年代や地域ごとに多様化するニーズ等への対応が挙げられますが、今後も図書館が持続的に発展していくためには、地域社会と連携しながら、これらの課題に応える新たなサービスを継続的に提供していく必要があります。

【主な取組】

①家庭教育の充実

- ・ゆりはまこどもの夢応援・研修プログラムの推進
- ・家庭教育支援チーム活動の充実
- ・子育てに不安や悩みを抱える保護者に対する支援の充実

② SNS等の特性と潜むリスクについての理解の促進

- ・児童生徒、保護者をはじめ町民の日常生活上の情報モラルの理解の促進
- ・情報ネットワーク上で事件やトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐための節度ある態度や考え方の育成
- ・SNS等の特性やその危険性についての研修会等の開催

③ 青少年の育成と社会教育の推進

- ・ふるさと陶芸館の活用
- ・社会教育関係団体の教育力を活用した子どもたちの健全育成
- ・社会教育関係団体で活躍する人財の育成等の支援
- ・文化団体の育成支援と連携強化

④ 人権教育の推進

- ・さまざまな人権問題についての学習機会の提供
- ・町人権教育推進協議会の活動支援

⑤ 公民館活動の活性化

- ・各種講座や教室の充実
- ・地域のにぎわいの創出・地域住民のニーズに合った講座やイベントの開催

⑥ 文化会館、児童館の活動の充実

- ・地域に密着した総合的な支援
- ・人権教育・啓発の拠点としての活動の推進
- ・子どもたちが安心・安全に過ごせる居場所づくり

⑦ 図書館機能の充実

- ・図書館資料の充実
- ・図書館活動を通じた、学びの機会の提供
- ・地域の貴重な歴史や文化等に関する資料の収集・保存

⑧ 社会教育施設の計画的な修繕・整備

- ・公民館施設の整備・充実と利便性の向上
- ・図書館施設の整備・充実と利便性の向上
- ・社会教育施設の整備・充実と利便性の向上

【関連計画】

- ・湯梨浜町教育大綱
- ・第4次湯梨浜町教育振興基本計画
- ・湯梨浜町社会教育計画
- ・湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画
- ・湯梨浜町公共施設個別施設計画

第4項 運動・スポーツ活動の充実

【計画目標】

- ① ライフステージに応じた運動・スポーツ活動を推進します。
- ② 運動・スポーツ活動の環境を整備します。

【現況と課題】

わが国では、高齢化の進行等により、健康志向の高まりや介護予防活動、健康寿命の延伸等を目的とした運動・スポーツに対するニーズが高まっています。そして、生涯スポーツは、地域社

会の活性化にも大きな役割を果たしています。

本町では、生涯スポーツのグラウンド・ゴルフ発祥の地として毎年全国大会を開催するとともに、各種スポーツ大会・教室等を開催し、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりに努めています。

高齢化が進行する中、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」とスポーツ基本法にも示されているように、施設整備や指導者育成などにより、ライフステージ（生活環境の段階）に応じたスポーツ活動の日常化の推進を図ります。

一方で、子どもたちについては、核家族化、ゲーム等遊びの変化による仲間づくりの機会の減少、遊び場や友だちとコミュニケーションを行う時間の減少などから体を動かして遊ぶ機会が減り、基本的な体の動きの未習得や、運動に対する苦手意識などが懸念されます。成長期に必要な心身の発達や体力を高めるだけでなく、生涯にわたり健康を保ちながら生き生きと生活していく活力を育むため、楽しさや喜びを感じながら運動やスポーツを行うことの習慣化を図ります。

学校においては、健康教育の充実を図るとともに、基本的生活習慣の定着を中心に家庭とも連携し、子どもの健全な育成を目指します。

中学校部活動の地域連携については、学校における働き方改革の一環として、また、持続可能な中学生の運動機会や文化活動の機会の確保を目指して中学校部活動の地域展開（地域移行・地域連携）の推進が文部科学省、スポーツ庁、文化庁から求められており、町教育委員会が定めた「湯梨浜町立湯梨浜中学校における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」に基づき、部活動指導員や外部指導者を公募等により確保し、可能な部活動から地域連携を推進するとともに、推進計画の適宜改訂や地域スポーツクラブとの連携に向けた検討を進めます。

【主な取組】

- ①ライフステージに応じた運動・スポーツ機会の確保と充実
 - ・各種スポーツ教室等の定期的な開催
 - ・みんなのげんき館を活用した運動教室等の開催
 - ・町民大会の継続的な開催
 - ・スポーツ大会への用具貸出や指導者派遣等の開催支援
- ②本町発祥の生涯スポーツ「グラウンド・ゴルフ」の普及促進と地域の活性化
 - ・発祥地大会等の開催
 - ・大会の開催等による地域の活性化
- ③中学校部活動の地域連携の推進
 - ・部活動指導員及び部活動外部指導者の配置の推進
 - ・国、県、中部市町等と連携した取組の推進
 - ・湯梨浜中学校部活動の在り方検討会の開催
- ④社会体育施設の計画的な整備
 - ・社会体育施設の適切な維持管理

【関連計画】

- ・湯梨浜町教育大綱
- ・第4次湯梨浜町教育振興基本計画
- ・湯梨浜町社会教育計画
- ・湯梨浜町公共施設個別施設計画

【計画目標】

- ① 文化、伝統、豊かな自然環境の継承・再発見と活用を図ります。

【現況と課題】

本町は、豊かな自然環境に恵まれ、特に東郷池周辺には多くの歴史文化遺産が点在しています。令和7（2025）年4月1日現在、町内には119件の国・県・町指定文化財と1件の国登録有形文化財があり、これらは後世に伝え守るべき貴重な財産です。

近年、社会環境が大きく変化し、地域への関心が薄れる中で、これまで脈々と守り受け継がれてきた有形文化財の保護や無形民俗文化財の継承が重要な課題となっています。また、教育分野だけでなく観光振興や地域活性化など、幅広い分野で文化財を活用していく動きが強まっており、これまでの文化財保護行政の枠を超えた新たな取り組みが求められています。

文化財を観光資源として、あるいは生涯学習の対象として多様な形で活用し、「歴史と文化のまち・湯梨浜町」としての魅力を積極的に発信していくことが不可欠です。その中核を担う施設が、羽合と泊の2つの歴史民俗資料館です。ここには国・県・町指定文化財が多数展示されており、実物を通じて町内外の人々の学習活動を支援する重要な役割を果たしています。さらに、ハワイ風土記館からは橋津古墳群や日本海、東郷池、羽合平野などの美しい自然を一望できます。

より多くの人々が各施設を訪れ、本町の歴史文化遺産を「見て・知って・感動」してもらうため、魅力ある施設運営に向けて創意工夫が必要です。

文化財は、町民共有の財産です。身近な歴史や文化、豊かな自然を知することは、郷土愛を育む源となります。加えて、本町の歴史を正確に後世に伝えていくために、文化財の調査研究、資料の収集・管理・保存を着実に進めることも重要です。

文化財の保護と活用は行政だけで担うものではなく、地域で活動する歴史研究会や無形民俗文化財保存団体、有識者、関係機関などと積極的に連携・協働していくことが、持続可能な文化財保護のために不可欠です。

【主な取組】

- ①地域の伝統文化や文化財に接する機会の確保と充実
 - ・伝統文化の保存団体等の活動支援
 - ・伝統文化の担い手の育成支援
- ②文化財の保存活用計画の策定と活用の推進
 - ・文化財の保存活用計画及び整備計画の策定
 - ・文化財の保存活用に関わる地域人財の発掘・育成
- ③ふるさとの歴史と文化を学ぶ機会と歴史民俗資料館の活用の促進
 - ・歴史講演会や現地見学会などの企画・実施
 - ・学校や公民館などと連携した学習機会の提供
 - ・歴史民俗資料館等の展示の充実と展示解説等の実施
- ④ふるさとの自然の素晴らしさを認識する機会の確保と充実
 - ・希少野生動植物の調査・研究・情報収集・保護活動の実施
 - ・自然環境や希少野生動植物に関する情報発信や自然体験活動の実施
 - ・民間団体や町民、学校、地域との連携・協働による幅広い人財のつながりの創出

【関連計画】

- ・湯梨浜町教育大綱 ・第4次湯梨浜町教育振興基本計画 ・湯梨浜町社会教育計画
- ・湯梨浜町公共施設個別施設計画

【計画目標】

ハワイアロハホールは、多くの方が気軽に優れた芸術や文化に親しみふれあうことができるよう取り組みます。

【現況と課題】

ハワイアロハホールは、令和6（2024）年度から7（2025）年度にかけて大ホールの天井改修を行いました。大ホールの収容可能な客席は約500席であり、民間事業者による文化芸術事業は、現状においては採算が取りにくいいため、興行は多くありません。質の高い芸術文化を町民の皆様に定期的に提供するためには、公益財団法人鳥取県文化振興財団といった他団体等との連携を行うことが重要です。

【主な取組】

（公財）鳥取県文化振興財団等他団体との連携事業の実施

- ・ハッピースマイルコンサート ・NHK 共催事業 ・宝くじ文化公演 など

第5節 高めあい 魅力と挑戦に あふれるまち

地域資源を活かした個性豊かな産業の振興に努めながら、既存産業の充実はもとより、様々な産業の連携による新たな活力を創出します。

○農林水産業の維持発展

- ・本町の主要産業である農林水産業の維持発展のために、後継者や新規就業者の確保育成に努めるとともに、先端技術の活用や生産環境の整備などを行って、高収益化と生産性の向上を図っていきます。
- ・地産地消の推進、特産品の開発、販路開拓などを積極的に行い、また観光業との連携など、農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組を推進していきます。

○商工業の振興

- ・販路開拓の推進、生産性向上に向けた設備投資やIT化の支援などを行うとともに、公的機関等あるいは異業種企業等の連携による新たなビジネスチャンスの創出による経営基盤の強化及び競争力の向上を促進していきます。
- ・町内中小・小規模企業の設備、技術、知識等の経営資源を次代に受け継ぐため、円滑な事業承継の環境整備と創業の両方を支援し、地域経済の維持発展を図ります。
- ・町内で生産加工される産品や製品の購入や町内中小・小規模企業内の受発注等により町内で資金循環を促進するような環境整備を行っていきます。

○観光の高付加価値化

- ・本町の強みである豊かな自然、歴史文化、食などの観光資源を活かして、新たな観光スタイルの創出や体験型メニューの開発など観光客の多様なニーズに対応した魅力ある観光地づくりに努めます。
- ・情報基盤整備促進や観光ガイドボランティアの活動支援などハード・ソフト両面からの町内の観光客受入環境の充実を図っていきます。

○多様な雇用の創出と労働環境の充実

- ・町内企業においては必要な人材確保のため、自社の魅力を町内外に情報発信し、また多様な労働ニーズに対応し、安心して働き続けることのできる労働環境の充実を図ります。
- ・また多様な働く場の確保のため、企業誘致を進め、本町で生まれ育った若者の地元定着化を推進します。

第1項 農業の振興、鳥獣被害対策の推進

【計画目標】

- ① 主食用米と大豆飼料用米など戦略作物の組み合わせにより、水田農業の生産振興を図ります。
- ② 梨やブドウ、イチゴ、スイカなど特産農産物の産地活性化を図ります。
- ③ 農道、用排水路など農業生産基盤の整備と維持管理を進めます。
- ④ 意欲のある担い手を幅広く支援し、地域農業の維持発展を図ります。
- ⑤ 農地の集積・集約化等により、遊休農地及び耕作放棄地の抑制を図ります。
- ⑥ 有害鳥獣の侵入防止対策や捕獲体制の拡充により、鳥獣被害の縮減を図ります。

【現況と課題】

本町では、耕地面積 1,180ha(鳥取農林水産統計)を基盤として、1,354人(農林業センサス)の農業従事者によって農業が営まれ、水稻及び梨を中心に、ブドウ、梅、メロン、スイカ、イチゴ、ほうれん草など果樹や野菜の栽培が盛んに行われています。特に「二十世紀梨」は、町のブランドとして定着しており、地域経済や観光とも結びついた重要な農産物です。

農業を取り巻く環境は、担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、生産コストの上昇など厳しさを増しています。令和2(2020)年の農林業センサスによれば、農業経営体は、567経営体と前回の平成27(2015)年の調査から163経営体(22.3%)減少しており、農業の継続的な維持が困難になりつつあります。また、中山間地域など条件不利地を中心に耕作放棄地が拡大し、地域の景観への影響や災害リスクの増大、鳥獣被害の拡大が懸念されています。さらに、肥料・燃料などの資材費が高騰し、経営の安定が難しくなっています。

農業は本町の基幹産業であり、景観・文化・観光と深くかかわっています。農業を次世代へ繋げていくためにも、地域全体で農業を支える仕組みの構築と農業で生活し収入を増やすことのできる「儲かる農業」の実現が重要です。

本町では、令和7(2025)年3月に、地域での話し合いをもとに10年後の地域農業の姿を描く「地域計画」を策定しました。持続的な営農体制が構築されるよう、地域ぐるみの農地・農業維持の体制づくりを進めるとともに、多様な担い手の育成・確保やスマート農業・デジタル技術の活用による省力化、農産物のブランド化や6次産業化による農業所得の向上、高収益作物の周年栽培による収益力強化等を促進する必要があります。

また、持続可能な農業の実現や農地の有効活用を図る上で、農業生産基盤の整備と適切な維持管理が重要です。担い手への農地の集積・集約化と区画整地・基盤整備を一体的に推進するとともに用排水路等の老朽化対策、スマート農業に対応した基盤整備の導入を推進するなど、ハード面から、農業経営体の営農を支援する必要があります。

【主な取組】

①水田農産物の生産振興

- ・水田を活用して大豆や飼料用米、戦略的作物を作付けする担い手を支援し、低迷する米の需要に対応するとともに、担い手の農業所得増加を図ります。

②特産農産物の産地活性化

- ・特産二十世紀梨をはじめ「新甘泉」、「王秋」等の優良品種の生産拡大と合わせて、栽培面

積の減少傾向からの脱却、面積維持・拡大への転換を図るため機械整備、ジョイント栽培の推進と苗木の安定供給などの対策を実施し梨産地の活性化を目的として支援します。

- ・ 梨、ぶどう、梅、メロン、スイカ、イチゴ、ほうれん草等特産農産物生産のための苗木及び必要な設備の機能強化等に係る費用の一部を助成し、産地維持及び拡大を図ります。
- ・ 温泉熱を活用したフルーツ栽培など新たな産品の産地形成を支援し、特産農産物の付加価値向上を図ります。

③農業生産基盤の整備

- ・ 農道、用排水路等土地基盤の整備や原材料支給、町管理農道の維持管理等により農業生産活動を支援します。
- ・ 活動組織が行う農地・水路等の保全活動や農道・水路等の長寿命化のための補修・更新の取り組みを支援します。
- ・ 農業の生産性向上を図るため、デジタル技術を活用したスマート農業の導入を支援するとともに、スマート農業の導入を見据えた農業生産基盤の整備を推進します。

④多様な農業者の育成

- ・ 農業に意欲のある者や、地域の担い手となっている者・組織を支援して、その農業経営の拡大・発展後押しします。

⑤遊休農地及び耕作放棄地対策

- ・ 農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した遊休農地を再生し、地域内の農業を担う者への集積を図ります。

⑥有害鳥獣被害対策

- ・ イノシシ、シカをはじめとする有害鳥獣対策として、電気柵やワイヤーメッシュなど農地への侵入防止柵の設置補助や狩猟免許取得更新助成のほか、猟期も含めて通年で奨励金を交付することにより有害鳥獣捕獲の推進を図り、農作物被害の拡大防止を図ります。また、スマート捕獲の導入により捕獲従事者の負担を軽減することで、捕獲体制の拡充を図ります。

【関連計画】

- ・ 湯梨浜町農業経営基盤強化促進に関する基本構想
- ・ 湯梨浜町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン
- ・ 湯梨浜町農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）
- ・ 鳥獣被害防止計画 ・ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

第2項 林業の振興

【計画目標】

- ① 森林管理制度の運用や病虫害防除等を適切に実施し、森林の整備・保全を図ります。
- ② 計画的な路網整備により、森林の適正管理や資材等の効率的な運搬を行い、林業生産の振興を図ります。
- ③ 竹林整備によるタケノコ生産等、林産物の振興を図ります。
- ④ 間伐等への支援を通じて循環型林業の促進を図ります。

【現況と課題】

本町の森林面積は 3,967ha であり、本町の総面積の約 50%を占めています。現在、戦後造林された主にスギの人工林が利用期を迎えています。利用搬出のための路網整備の遅れや所有形態が小規模であることや木材価格の低下等による森林所有者の林業への関心の低下により、間伐等の手入れ不足の森林の増加と竹林繁茂が進み、森林整備に加え循環型林業が進んでおらず、森林の持つ多様な機能が十分に維持され発揮できていないのが現状です。

森林所有者の高齢化に伴う担い手の減少により、継続的な森林の適正管理は困難な状況ですが、森林は木材生産のみではなく、災害を防止するための町土の保全、水源涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止など公益的で多様な役割を担っており、将来にわたり持続的に機能を発揮できるよう循環型林業を促進し、森林機能を維持していく必要があります。

そのため、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度事業により、手入れのされていない森林を整備し、健全な森林維持を進めるほか、繁茂した竹林を整備することで景観保全やタケノコ生産の促進を図ること、間伐等の森林整備を実施する林業事業者への支援による循環型林業の確立を図り、林業の持続的発展と緑豊かで安らかな生活環境を提供していく必要があります。

【主な取組】

①森林の整備・保全

- ・森林経営管理制度により、計画に基づいた森林の施業と適切な森林の保護を促進するとともに、ナラ枯れや松くい虫など森林病虫害の防除対策を講じ森林の保全を図ります。
- ・東郷湖、道の駅はわい、潮風の丘とまり周辺など景観保全を重点的に取り組む必要のある区域について、計画的な整備を推進します。

②林業生産の振興

- ・林業の生産性向上を図るため、林道や森林作業道など路網の整備を検討し、計画的に整備を推進します。
- ・森林組合等と連携して林業労働者の育成・確保に取り組み、林業生産活動の活性化を図ります。

③林産物の振興

- ・放置竹林対策として、タケノコ生産林の再整備や伐採竹の有効活用を図ります。
- ・梨園等の耕作放棄地にクヌギ等の植栽を進め、原木を活用したシイタケ等の特用林産物の生産振興を図ります。

④循環型林業の促進

- ・森林資源の持続的な活用と森林の多面的機能維持のため、間伐等に対する支援を行い、「伐って・使って・植える」循環型林業を促進します。

【関連計画】

- ・湯梨浜町特定間伐等促進計画

第3項 水産業の振興

【計画目標】

- ① 覆砂事業や浮遊ゴミの除去等を支援し、漁場環境を改善することで、内水面漁業の振興を図ります。
- ② 魚介類資源保護や担い手確保等を継続的に支援し、海面漁業の振興を図ります。

【現況と課題】

本町では、東郷湖を中心とした内水面漁業が古くから地域に根付いており、シジミ、ウナギ、フナ等が漁獲されています。特にシジミ（ヤマトシジミ）は重要な資源となっており、本町の特産物として県内外に認知されているところですが、近年、水質の変化や温暖化の影響、底質や繁殖環境の悪化などの要因から漁獲量が減少傾向にあり、持続的な資源管理や湖の環境保全が課題となっています。

また、沿岸部では、泊漁港（2種）と羽合漁港（1種）を有し、これらの漁港を中心として漁業が営まれています。泊漁港では平成30（2018）年度から小型定置網の操業が開始され、季節ごとに多様な魚種が水揚げされています。定置網漁業は、省エネルギーで安定的な漁獲が可能であり、資源に優しい漁法とされていますが、一方で気候変動や海水温の上昇、魚種構成の変化などにより、収益性が不安定になる傾向があります。

本町の海面漁業の水揚げ量も平成30年度の200tから令和5（2023）年度は180tに減少しており、魚価の低迷、燃料費の高騰、資源水準の低下など漁業者を取り巻く環境は厳しく、後継者不足が大きな課題となっていることから、漁業研修の実施による担い手確保を含め、地域の漁業振興に対する継続的な支援が必要です。

【主な取組】

①内水面漁業の振興

- ・東郷池の漁場に砂を撒き（覆砂事業）、水質浄化や漁場環境の改善を図ることで、シジミの増殖を図ります。
- ・ゴミや流木等の浮遊ゴミを漁業者が回収し、東郷池の美化や環境保全を行います。

②海面漁業の振興

- ・泊漁港内の不法投棄ゴミ、漁業活動によって生じた廃棄物を集積および適切に処理して機能保全整備を推進します。
- ・アワビ、サザエ、キジハタの種苗放流の種苗購入単価の一部を支援し、魚介類資源保護を推進します。
- ・漁業後継者、新規漁業就業希望者に対し、漁業技術や経営方法等を習得するための研修を行います。
- ・沿岸漁業の生産基地として機能するよう、羽合漁港区域内の環境保全対策を実施します。

第4項 商工業の振興

【計画目標】

- ① 商工会や金融機関と連携し、創業支援や企業誘致、事業承継支援等を通じて、商工業の振興を図ります。
- ② 起業・創業支援等各種奨励制度により、多様な雇用機会の確保と労働環境の充実を図ります。

【現況と課題】

商業においては、少子高齢化による地域購買力の低下、大型商業施設やオンラインショッピングの普及による空き店舗の増加が深刻化しています。加えて、経営者の高齢化などによる後継者不足といった問題が発生しています。これは地域住民の生活利便性低下にも直結し、地域の活力を失わせる要因となっています。

工業においては、東郷中学校跡地への企業誘致など一定の成果を上げているものの、北溟中学校跡地など工場が立地可能な用地への企業誘致が進んでいない部分もあります。山陰道の全線開通を目前に控えた今、積極的な誘致活動を進める必要があります。

雇用全体では、労働力不足に加え、事業承継問題が深刻です。多くの小規模事業者の高齢化が進み、後継者が見つからないため廃業に追い込まれるケースが少なくありません。これは、長年培われてきた技術やノウハウの喪失、地域経済の縮小に直結します。

【主な取組】

①商工業の振興

- ・商工会や金融機関と連携し、創業や事業展開を支援。地域産業と協力した特産品開発や通販の活用、商店街の魅力向上にも取り組みます。
- ・空き店舗活用や奨励金制度により企業誘致を促進。農林水産業や観光との連携で地域資源を活かし、雇用と交流の場の創出を目指します。
- ・商工会や支援機関と連携し、経営指導や融資制度を活用。事業承継支援も進め、商業者の経営安定と持続可能な事業運営を支えます。
- ・若手事業主や地域リーダーの育成を支援し、将来の商業を担う人材づくりと、にぎわいあるまちの形成を目指します。

②雇用・就業の促進と労働環境の充実

- ・多様な就労ニーズに応じ、関係機関と連携して就業支援を実施。新産業の創出や正規雇用の促進、人材育成にも取り組みます。
- ・勤労者の生活安定と福祉向上を目指し、ハローワーク等と連携して労働に関する正確な情報の提供に努めます。
- ・地域産業の振興や起業支援、企業誘致、奨励制度の活用などにより、多様な雇用機会を地域内に確保していきます。
- ・子育て中の保護者や高齢者が安心して働けるよう、子育て支援やシルバー人材センターの活用を推進し、多様な働き方を支援します。

第5項 観光の振興

【計画目標】

- ① 観光地の面的な再生・高付加価値化を推進し、観光を通じた地域活性化の好循環を創出します。

【現況と課題】

平成25（2013）年度に記録した宿泊者数年間17万人を目標に観光振興を推進してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により休業する旅館もあり、町内宿泊施設の収容数はこの10年で約20%減少しました。平成23（2011）年を境に国内人口も減少に転じ、単純に宿泊者数増を目指す施策には限界が来ています。一方で海外からのインバウンド客は順調に増加しており、米子ーソウル便、香港便、台湾便など交通手段の充実もあり令和6（2024）年度には年間6千人を超えました。長期的にみれば今後も外国人観光客は順調に増加していくものと推計されます。主要観光地のオーバーツーリズムを避けて目的地もより地方へ分散していく傾向がみられ、史跡や温泉、アニメ・漫画カルチャーなど日本独特の観光資源をもつ地域には追い風となっています。

今後は、単純に観光客入込数や宿泊者数の増を目指すのではなく、グランピングや民泊など多様な宿泊形態のニーズをすくい上げ、人気キャラクターとのコラボレーションや新たな観光商品の造成等を行うことで、1人当りの消費額を高めていくことが求められます。観光の内容についても、地域の産物を加工した商品や食事を提供する産業の6次化、ウオーキングなど体験メニューとの連携による観光スタイルの高付加価値化など、消費の多様化を図ることが重要です。

人口減少やドライバー不足、物価高騰など様々な要因により地方の公共交通は年々先細りしつつあり、周遊観光の手段にも影響が予想されます。ウオーキング用のノルディックポールや自転車のレンタル環境充実など、二次交通のみに頼らない観光スタイルを確立していくことも求められています。

また、山陰道の全線開通後は、車での移動がより快適となる反面、湯梨浜町が単なる通過地点となることが懸念されます。道の駅の充実や、山陰道から下道への誘導施策として、温泉熱を利用したフルーツ栽培拠点、グラウンド・ゴルフの聖地化など、マイカーによる立ち寄り型観光の目的地をどのように整備していくかが課題となります。

【主な取組】

①観光基盤の整備及び高付加価値化

- ・ウオーキングをはじめとする着地型・滞在型観光商品の企画を充実させるとともに、周遊性の高い観光地づくりなど運営の推進を図ります。
- ・圏域全体で観光を推進していくため、鳥取県中部市町及び岡山県蒜山地域の連携を強め、観光資源の共有及び周遊環境の整備等による広域観光地の魅力向上のための事業に取り組みます。
- ・国民宿舎水明荘の高付加価値化を始め、町内の観光関連施設の充実・活用を図ります。
- ・観光地の面的な再生を図るため、ハード面の取り組みに加え、キャッシュレス化やオンライン予約をはじめとするDX化によるソフト面の取り組みを推進します。

②受け入れ体制の整備

- ・あらゆる観光需要に応えるため、公共施設のバリアフリー化や夏場の暑熱対策等を推進します。
- ・ワールドマスタースゲームズ2027やグラウンド・ゴルフ国際大会の開催など、外国人観光客のさらなる増加に向けて、観光看板等の外国語表記の整備やおもてなし研修の充実など、受入環境の整備を推進します。
- ・近年、新たな観光手法として注目されるサイクルツーリズムの推進に鳥取県等と連携して取り組み、観光誘客の拡大を図ります。
- ・東郷湖のスポーツ・アクティビティの推進については、東郷湖羽合臨海公園パークビジョンに基づき、県と連携して取り組みます。

③観光PRの推進

- ・より積極的に特定の層へ観光情報を届けられるよう、観光パンフレットやホームページに加え、WebマガジンやSNS等のデジタルメディアを活用した観光情報の発信を行います。
- ・アメリカ合衆国ハワイ郡との姉妹都市交流を活用し、アロハシャツの着用を推進するほか、フラダンスなどハワイにちなんだイベントの開催を通じて「日本のハワイ」を内外にPRします。
- ・夏まつりやグラウンド・ゴルフ発祥地大会、ガストロノミーウオーキング、ハワイアンフェスティバルなど、本町の特性を活かしたイベントの開催を通じて、観光客誘致など交流人口の増大を図ります

④道の駅の活性化・誘客促進

- ・湯梨浜町の玄関としての役割を担う「道の駅はわい」の整備等を通じて魅力を向上させ、立ち寄り客を増やすことで観光客の町内滞在時間の増加や町内産業の増進を図ります。

【関連計画】

- ・第4次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン（令和7年度～令和11年度）
- ・東郷湖羽合臨海公園パークビジョン

IV. 行政経営計画

行政経営施策

(1) 効率的で健全な行財政運営	83
(2) 歳入確保に向けた取り組み	85
(3) 自治体 DX の推進	87
(4) 公有施設の整備・維持	89
(5) 情報発信の充実	90
(6) 広域行政の推進	91

行政経営施策

町民生活や事業活動は、本町の活性化や魅力づくりに大きな影響を与えます。行政のみならず、各種団体、事業者などによる地域社会に貢献するあらゆる活動がまちづくりにつながり、それぞれが主体的に取り組むとともに、お互いの役割を分担しながら連携していくことが、本町の持続的な発展にとって非常に重要です。

CATV を活用した情報提供のほか、広報紙やホームページ、SNS などの活用により、町民、各種団体、事業者などの皆さんに対して行政情報を積極的に発信し、本町のまちづくりに対する理解を促すとともに、本町に対する愛着と誇りの醸成を図ります。また、事業の見直しやデジタル技術の活用、官民連携の仕組みなどを効果的に活用するとともに、人材や財源などの限られた資源を的確に配分することで、効率的で質の高い行政経営を推進します。

多様な主体が本町で様々な活動を展開するための仕組みと仕掛けをつくることで、「未来につなぐ行政経営」の実現を目指します。

第 1 項 効率的で健全な行財政運営

【計画目標】

- ① 「第 4 次湯梨浜町行政改革大綱(湯梨浜改革プラン)」 「第 4 次湯梨浜町行政改革実施計画(集中改革プラン)」 に基づき、行財政改革を推進します。
- ② 有利な特定財源の活用と新たな財源の確保に取り組みます。
- ③ 事業全体を見直し、経費の削減と公債費の負担軽減に努めます。
- ④ 国の統一基準に基づいた財務書類(財務 4 表)を活用し、適正な資産や債務等の運用管理を行います。
- ⑤ 職員の広い視野と柔軟な発想、政策形成能力を養成するため、各種研修への参加や人事交流を行い、意識改革を図ります。
- ⑥ 住民サービス品質向上による住民満足度の向上を図ります。
- ⑦ 個人情報適正に取扱うことにより町民の権利利益を守り、信頼される町政の実現を図ります。

【現況と課題】

少子高齢化や人口減少の進行、経済情勢の不安定化などにより、地方行政を取り巻く環境・社会情勢は年々厳しさを増しています。これらの影響により、町税や地方交付税といった一般財源総額の確保が困難となる一方で、人件費や扶助費などの義務的経費は増加傾向にあり、長期的な財政の硬直化が懸念されています。そのため、計画的かつ着実な歳入確保と歳出削減の両面から、財政健全化に向けた取り組みを進めていく必要があります。

歳入面においては、町税等の自主財源*の確保に努めるとともに、国・県支出金や有利な地方債、ふるさと納税制度等の積極的な活用を行います。

歳出面においては、スクラップ・アンド・ビルド(廃止・統合と新規構築)によりワイズペ

ンディング（効果的・効率的な支出）を徹底することや選択と集中でメリハリをつけた予算配分を行いながら、補助金や継続事業について、本来の目的や役割を果たしているかを検証し、目的を達成した事業や非効率な事業は見直しや整理を進めていく必要があります。

同時に、公共施設の老朽化や防災・減災対策など、緊急かつ優先的に対応すべき課題が山積しています。また、ICTの活用をはじめとする自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による行政サービスの効率化・高度化や、エネルギー価格をはじめとした物価の高騰など、将来を見通しにくい社会変化への対応、さらに、公債費の増加により、将来世代に過度な負担を残さないような財政運営が一層求められています。

このような厳しい状況下においても、財政の健全性を維持することはもとより、限られた経営資源を有効、かつ、効果的に活用しながら、社会資本の整備や産業の振興、地域コミュニティの醸成や交流人口の拡大などにも積極的に取り組んでいかななくてはなりません。住民が安心して暮らせる、持続可能なまちづくりの実現に向けて、効率的で健全な行財政運営を推進していきます。

また、複雑・多様化する行政課題に対応する上で、職員の確保・育成の重要性も高まっています。今後の人材確保・育成においては、定員適正化計画に基づく計画的な採用、年齢や経験年数にとらわれず、個々の職員の能力・適性に応じた計画的・弾力的な配置と多様な研修機会の付与、人材育成に必要な職場の風土づくり、環境整備に積極的に取り組み、職員の資質向上に努めていきます。

なお、町の財政状況等については、広報紙やホームページ等を通じ、適宜町民に情報提供します。

さらに、多様化する町民ニーズに対応し、迅速かつ的確な行政サービスを、組織をあげて提供するため、本町では、QMS*を実施して住民サービス品質向上等により住民の満足度を高めながら、事務処理を的確に行うよう努めていきます。

個人情報保護制度においては、各自治体が独自に条例を定めて運用していましたが、近年の社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、令和3（2021）年に個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が改正され、自治体にも法が適用されることとなりました。

デジタル社会の進展に伴い、個人情報が大量に収集され、多くの利便をもたらしていますが、その取扱いに適正さを欠いたときには、個人の権利利益の侵害が懸念されるため、より慎重で安全性の高い情報管理が求められています。

（注釈）

自主財源：

地方公共団体が自主的に収入できる財源（町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料等）

QMS：

Quality Management System の略。品質管理を中心とした組織の活動で、顧客満足を達成し、継続的な改善を意図する。

【主な取組】

①行財政改革の推進

・「第4次湯梨浜町行政改革大綱（湯梨浜改革プラン）」「第4次湯梨浜町行政改革実施計画（集

中改革プラン)」の目標達成に向けた取組の推進

- ・事業の統廃合、集約、縮小などによる経費の削減やスリム化の検討
- ・少子高齢化・人口減少社会の到来を見据え、限られた経営資源で最大限の町民サービスを行うための行政運営の検討
- ・自治体 DX 等を活用した業務の効率化の推進

②有利な特定財源の活用と新たな財源の確保

- ・国・県補助制度の活用をはじめ、交付税算入率の高い地方債の活用
- ・クラウドファンディングやネーミングライツなどの検討

③事業全体を見直し、経費の削減と公債費の負担軽減

- ・事業の緊急性や重要性を勘案した優先順位の決定
- ・町総合計画をはじめ、各計画に基づいた事業の進捗管理及び平準化
- ・地方債の繰上償還の実施

④財務 4 表の活用

- ・資産状況の「見える化」と財政マネジメント機能の向上
- ・類似団体との比較や、将来を見据えた適正な資産及び債務の検討
- ・各部門における基礎資料や具体的目標数値としての利用

⑤人材の育成・確保

- ・計画的・体系的な人材の確保と育成
- ・多様な経験等を持った経験者採用の実施
- ・職員がワーク・ライフ・バランスを保ちながら、能力を発揮できる職場環境の整備

⑦QMS 活動の推進

- ・町民満足度の向上と職員の資質向上のための QMS の維持及び継続的改善

⑧個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の適正な利用・管理・開示

- ・個人情報の保護に関する法律や湯梨浜町情報セキュリティ規定に基づき、より一層のセキュリティ対策の強化を図ります。

【関連計画】

- ・第 4 次湯梨浜町行政改革大綱(湯梨浜改革プラン)
- ・第 4 次湯梨浜町行政改革実施計画（集中改革プラン）
- ・湯梨浜町公共施設等総合管理計画 ・湯梨浜町公共施設個別施設計画
- ・湯梨浜町定員適正化計画

第 2 項 歳入確保に向けた取り組み

2-1 税収の確保

【計画目標】

- ① 税負担の公平性を守ります。

【現況と課題】

少子高齢化社会の中で、労働人口減等が避けられない条件下において、限られた自主財源を高率確保するため、適正な課税はもとより、税負担の公平性が強く求められています。また、行財政手続きの電子化による住民サービス向上推進のため、令和7（2025）年度から町県民税・固定資産税の納付回数と期限が変更になることから、スマホ・コンビニ収納などを推進するとともに、分かりやすい納税通知や納期限の周知、課税や納付に関する相談への丁寧な対応など、納税意欲を高める広報やサービスの提供を行う必要があります。

町税ほか、各種公共料金等の滞納については、厳正な滞納対策を行うため、職員の債権管理や差し押さえ等の滞納処分の知識と技術の向上を図り、効果的かつ効率的な滞納整理及び収納を行うほか、常習的な滞納者あるいは徴収困難者については、鳥取中部ふるさと広域連合や県地方税滞納整理機構等と広域的な連携を図りながら、適正な滞納処分を行い、滞納額の縮減を図っていくことが重要です。

【主な取組】

①納税環境を整備します。

- ・口座振替やコンビニエンスストア、スマートフォン等での納付の推進など、納税しやすい環境の整備・周知の更なる推進

②課税客体の適正な把握し、納税者意識高揚を図ります。

- ・各種課税客体の適正な把握
- ・課税についての説明責任を的確に果たすことによる納税者の理解と意識高揚の促進

③町税等滞納整理における職員の知識習得とスキル向上による滞納額の縮減を図ります。

- ・「湯梨浜町町税等滞納整理対策本部」における職員の知識習得とスキル向上促進による滞納額の縮減

2-2 資源の活用

【計画目標】

- ① 町有財産（土地・建物など）の積極的な利活用等を図ります。
- ② ふるさと納税を推進します。

【現況と課題】

本町はこれまで、用途を終えた町有財産の解体・転用・売却を積極的に進めるとともに、指定管理者制度等を導入して民間のノウハウを活用し、町民サービスの向上と経費削減に努めてきました。また、行政目的で使用している財産についても一部利用を許可するなど、収入確保に取り組んできました。

引き続き、町有財産の総合的な棚卸・評価を進め、効果的・効率的な活用や民間活力の導入、低未利用財産の戦略的な売却や貸付、ネーミングライツなど新たな手法の検討を通じて、財源確保に向けた多角的な施策を推進していきます。併せて、「湯梨浜町公共施設等総合管理計画」に基づき、適正配置、長寿命化及び戦略的投資の観点から、持続可能な行政経営に向けて取り組みます。

ふるさと納税は、近時、自治体にとって重要な財源の一つとなっており、本町もこれまで返礼

品の提供やふるさと納税サイトの活用などを行い、収入確保に取り組んできましたが、持続的かつ安定的な収入確保の観点から、ふるさと納税のより一層の推進が期待されています。

ふるさと納税は、自主財源の乏しい地方自治体にとって貴重な財源であるとともに、地場産業・製品の振興にも寄与するものでもあることから、今後もふるさと納税サイトを効果的に活用するとともに、ふるさと納税事務受託事業者や返礼品提供事業者（地元事業者）との連携を強化しながら、返礼品の内容を充実させることにより、持続的・安定的な財源確保と町及び町特産品の PR に取り組めます。

【主な取組】

①町有財産の積極的な利活用等

- ・低未利用財産の売却、貸付等の検討。
- ・PPP・PFI の活用や民間事業者等による利活用の促進。
- ・広告事業の強化、クラウドファンディング・ネーミングライツなどの取組。

②ふるさと納税の推進

- ・地元事業者との連携強化及び返礼品の充実
- ・ふるさと納税サイト、SNS などを使った積極的な情報発信

【関連計画】

- ・湯梨浜町公共施設等総合管理計画

第3項 自治体DXの推進

【計画目標】

デジタル技術を活用し、行政サービスの質の向上と効率化、住民の利便性向上、地域課題の解決を図ります。

- ① 住民の利便性を最優先に着実に進める段階的 DX の推進を図ります。
- ② 職員の働き方改革と業務の効率化による、持続可能な行政運営の実現を図ります。
- ③ 地域課題の解決に向けたデジタル活用と共創の推進を図ります。
- ④ 誰一人取り残さない、やさしいデジタル社会の実現を目指します。

【現況と課題】

本町では、これまで住民サービスの充実と効率的な行政運営を進めてきましたが、近年、少子高齢化や人口減少の進行、地域経済の縮小といった社会構造の変化により、行政ニーズが多様化・複雑化しており、従来の体制や手法だけでは十分に対応できない状況が生まれています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、行政サービスのあり方に大きな変化をもたらし、対面に依存しない手続きや情報提供の必要性が急速に高まりました。国においても自治体 DX 推進計画や地方創生戦略推進のもと、地域の持続可能性と利便性を両立する新たな行政運営の形が求められています。

本町においても、限られた人員と財源のもとで、住民一人ひとりに対して必要なサービスを安定的・継続的に提供していくためには、業務の効率化とサービスの質の向上を同時に実現する DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進が不可欠です。

また、DX 推進には専門人材の確保や情報セキュリティ体制の維持、地域住民のデジタル対応力の差といった課題も多く、庁内体制や地域全体での理解と協力のもと、段階的かつ計画的に取り組む必要があります。

【主な取組】

①住民視点に立った利便性の高い行政サービスの提供

限られた人員・財源の中においても、住民にとってわかりやすく、使いやすい行政サービスの提供を最優先とし、地域の実情や業務の特性に応じて、段階的に取り組む実効性重視の地域 DX を推進し、持続可能で信頼される行政運営を目指します。

②職員の働き方改革と業務の効率化

職員一人ひとりの負担軽減と意欲の向上を図るため、デジタル技術を活用した業務の見直しや、定型業務の自動化・効率化を進めます。あわせて、限られた人員でも質の高い行政サービスを継続的に提供できる体制と人材育成を進めます。

③地域におけるデジタル技術の利活用推進

地域におけるデジタル技術の活用は、地域住民や事業者の創意工夫と主体的な取組により効果を発揮します。地域の課題解決や新たな価値創出を目指す取り組みに対し、必要な情報提供や連携支援、環境整備を推進し、地域課題の解決や経済の活性化に向けた段階的なデジタル活用の広がりを支援します。

④誰一人取り残さない包摂的なデジタル社会の実現

すべての住民がデジタルサービスの恩恵を受けられる社会の実現に向け、高齢者や障がいのある方、情報機器に不慣れな方など、いわゆる「デジタルに不安を抱える層」に配慮した支援を重視します。スマートフォンの使い方講座や、窓口における対面支援、わかりやすい情報発信の工夫などを通じて、誰もが安心してデジタルサービスを利用できる環境を目指します。また、技術だけに頼るのではなく、人と人とのつながりを大切にしながら、包摂的でやさしい地域 DX を進めていきます。

◎主な施策

(1) 行政手続のオンライン化

- ・全庁横断的な業務棚卸しによるオンライン化対象業務の明確化
- ・電子申請サービスの導入・拡充（マイナンバーカードとの連携）
- ・オンライン会議・電子決裁等の庁内業務のデジタル化

(2) 内部業務の DX 化（業務改革）

- ・RPA、AI-OCR の導入による定型業務の自動化
- ・文書管理の電子化、クラウドサービスの活用

(3) 地域課題の解決に向けたデータ活用

- ・空き家、交通、防災、観光分野などでのデータ利活用の推進
- ・国・県のオープンデータの活用や地理情報システム（GIS）による地域分析と可視化

- (4) デジタルデバイド対策と住民サービス向上
 - ・高齢者・障がい者等を対象としたスマホ教室等の実施
 - ・デジタル活用による地域活性化と課題解決の支援
 - ・多言語対応や音声案内機能の導入による利便性向上
- (5) 人材育成と組織連携の強化
 - ・DX 人材の確保・育成
 - ・DX 研修の定期実施と職員のリテラシー向上

【関連計画】

- ・湯梨浜町デジタル田園都市（まち・ひと・しごと）総合戦略

第4項 公有施設の整備・維持

【計画目標】

- ① 「湯梨浜町公共施設等総合管理計画」に基づき、財政負担の軽減及び平準化を図ります。
- ② 公民連携を推進します。

【現況と課題】

平成の大合併により誕生した本町は、旧町村それぞれが整備した数多くの公共施設等を引き継ぎ、適正な維持管理を行ってきています。しかし、これらの施設の多くは老朽化に伴う更新の時期を迎えており、今後、多額の財政負担が必要となることが予想されます。

このため、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点を持ちながら、計画的に施設の長寿命化や集約・複合化、転用、売却などを行うことにより、財政負担の軽減と平準化を図ることが重要です。さらに、今後は少子高齢化や人口減少の進行により、税収の減少や社会保障費の増加が懸念されるため、次世代への負担を残さないよう、人口や財政規模に応じた適正な公共施設等の総量・配置及び経費削減策を検討し、持続可能な運営体制を整える必要があります。

また、多くの地方公共団体で同様の課題が深刻化している中、これらと連携して、広域的に施設の集約化や共同利用などに取り組むことも効果的な手法の一つと考えられます。

限られた経営資源の中で、多様化する町民ニーズに的確かつ持続的に対応していくためには、行政が担うべき役割を明確に整理した上で、民間などの専門知識や経営資源を活用した手法等も積極的に取り入れ、公有施設の効果的・効率的な維持管理ができる体制を構築していく必要があります。

【主な取組】

①財政負担の軽減及び平準化

- ・「湯梨浜町公共施設等総合管理計画」及び「湯梨浜町公共施設個別施設計画」の見直しと進捗管理
- ・長期的な視点に立った公共施設等の長寿命化、集約・複合化、転用、売却などの検討

②公民連携の推進

- ・民間の資金及びノウハウを活用した施設整備（PFI）や施設運営（指定管理者制度等）の推進
- ・低未利用財産におけるサウンディング型調査や民間提案制度の活用

【関連計画】

- ・湯梨浜町公共施設等総合管理計画
- ・湯梨浜町公共施設個別施設計画

第5項 情報発信の充実

【計画目標】

- ① 住民の福祉の増進と、協働と連携によるまちづくり、多様な行政情報をわかりやすく効果的に発信する広報活動の充実を図ります。
- ② 町政に対する住民の要望や意見を施策に反映するため広聴活動の充実を図ります。
- ③ 個人情報保護に留意した情報公開を積極的に行い、行政運営の公平性と透明性の確保に努めます。

【現況と課題】

住民に最も身近な基礎自治体として、住民が暮らしに関わる施策や制度、地域の課題や支援策を正しく理解し、必要なサービスを適切に利用できる環境として、広報活動の充実が求められます。また、協働と連携によるまちづくりの実現のためにも、住民一人ひとりが町政に関心を持ち、理解し、主体的に関わることができるよう、わかりやすく効果的な情報発信が必要です。

「町政に関する正しい情報」を周知する手段として、広報ゆりはまの発行や、町公式ホームページでの情報掲載、SNSによる情報発信、CATVによるデータ送信などを進めてきましたが、正確性と共に、即時性とニーズに合った情報提供を行っていく必要があります。

加えて、地域の魅力や特色を内外に積極的に発信することは、定住促進や観光振興、地域住民の愛着形成、ブランド力の向上など、地域再生のために重要な活動です。

一方で、町政に対する町民の要望等を施策に反映するため、町長との懇談会や住民意識調査、審議会への参加など、インターネットも活用し、幅広く町民の意見・要望等を聴取する機会を設け、広聴活動の充実を図る必要があります。

このほか、協働と連携によるまちづくりを実現するためには、行政に対する町民の知る権利を尊重するとともに、町民の行政に対する関心を高め、まちづくりへの参画を促進するため、計画策定や事業実施の初期段階から積極的に町民へ情報公開するなど、町と町民が行政情報を共有することが重要です。個人情報保護に留意しながら、基本的にはすべての行政情報を公開するという意識のもと、行政運営における公平性と透明性の確保を図るため、情報公開条例を適切に執行する必要があります。

【主な取組】

①各種媒体を活用した情報発信

- ・広報ゆりはまの発行、インターネットを活用した町公式ホームページや SNS、動画配信サービスなど情報発信ツールの特性を効果的に活用し、正しい行政情報の適切な配信を図ります。
- ・プレスリリースにより報道機関に向けた情報の提供を行い、内外に向けた情報発信を図ります。

②情報公開

- ・行政資料等の収集の充実及び公文書の管理の徹底
- ・湯梨浜町情報公開条例に基づく公文書の公開
- ・広報紙、ホームページ及び SNS 等での積極的な情報提供及び内容の充実
- ・関係機関との適切な情報連携の推進

③住民対話の充実

- ・まちづくり座談会など職員と住民が直接対話できる機会を拡充するとともに、「町民の意見募集箱」の設置やインターネットなどを活用した意見収集など、多様な手段・手法により、地域住民と目的や情報の共有、対等性を確保しながら、協働によるまちづくりを推進します。

第6項 広域行政の推進

【計画目標】

- ① 鳥取県中部部圏域の市町等と、共通する地域課題の解決、地域経済の活性化等に向けて、さらなる連携強化を図ります。

【現況と課題】

急激な人口減少・少子化、高齢化が進行していく中、地方において、買い物、移動、医療・福祉など住民の暮らしを支えるサービスが維持できなくなることが懸念されるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大等を契機に、社会の仕組みや人の価値観が大きく変化しました。特に様々な分野でデジタル化が進み、IoT*、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった新たな技術の発展により、行政のあり方、住民の生活様式が大きく変わり、地域課題もより一層多様化、複雑化し、個々の自治体だけでは解決できない課題も更に増えています。

本町を含め県中部地域では、平成10（1998）年に鳥取中部ふるさと広域連合を組織し、消防をはじめ、衛生行政、滞納整理などの各種の課題について相互に協力しあいながら、推進を図っています。

また、地方から都市部への人口流出を防ぎ、定住し、安心して暮らすことのできる持続可能な社会、より魅力ある地域を作り出すため、平成22年（2010 年）3月に倉吉市を中心市として「定住自立圏」の協定を締結しました。中心市の都市機能と、本町を含む周辺市町の都市機能や自然環境、歴史、文化といった地域資源、地域の多彩な魅力を最大限に活かしながら、今後さら

に定住するために必要な医療や福祉、交通といった生活機能の充実、雇用の創出や観光交流など圏域内外の交流促進による地域経済の活性化が求められます。

圏域の一体的な発展及び魅力向上に努め、自治体が連携して共通する地域課題の解決、地域経済の活性化等と、社会情勢の変化に対応し、地域の維持と一体的な発展を図ります。

【主な取組】

中部圏域は、水と緑に囲まれた豊かで美しい自然環境が大きな魅力であり、そして、この風土から歴史・伝統文化、農畜産物や水産物など、様々な地域資源が生まれています。そのため、このような有用な資源を再認識し、1市4町が一体となって、有効かつ最大限に活かす圏域づくりを進めます。また、恵まれた環境を守り、次の子どもたちの世代に誇りを持って引き継いでいけるよう、自然環境にも配慮した取組を推進します。

①鳥取県中部圏域における共通課題解決に向けた取組の推進

- ・鳥取中部ふるさと広域連合などの共同処理事務の充実・強化
- ・1市4町の連携による定住の促進と持続可能な社会の構築

②国、県との連携強化

- ・施策・事業などに関する意見交換・情報収集の推進
- ・国、県に対する要望活動の実施
- ・全国町村会、鳥取県町村会を通じた要望活動の実施

【関連計画】

- ・第4次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン（令和7年度～令和11年度）

（注釈）

I o T :

Internet of Things の略

コンピュータやセンサー、家電など身の回りのあらゆるものがインターネットに接続され、互いに情報をやり取りする技術。

V. 参考資料

1. 個別事業計画・プラン一覧	94
2. 統計等資料	97
3. 町民アンケート	105
4. 計画策定関係者	109

1. 個別事業計画・プラン一覧

所管課	計画・プラン名称	策定年月	計画期間		
総務課	第4次湯梨浜町行政改革大綱(湯梨浜改革プラン)	R5.3	R5	～	R9
総務課	第4次湯梨浜町行政改革実施計画(集中改革プラン)	R5.3	R5	～	R9
総務課	湯梨浜町公共施設等総合管理計画	H27.3 一部改定：R4.3	H26	～	R25
総務課	湯梨浜町公共施設個別施設計画	R3.3 一部改定：R4.3	R3	～	R12
総務課	第4次湯梨浜町定員適正化計画	R5.3	R5	～	R9
総務課	湯梨浜町職員の子育て支援及び女性の活躍を推進する行動計画 《特定事業主行動計画》	R3.3	R3	～	R7
総務課	湯梨浜町地域防災計画	最終改定 R3.11	定めなし		
総務課	鳥取県中部4町国土強靱化地域計画	R2.3	R7	～	R11
総務課	湯梨浜町国民保護計画	H30.3	定めなし		
まちづくり 企画課	第4次総合計画	R3.3	R3	～	R7
まちづくり 企画課	湯梨浜町過疎とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画	R3.9	R3	～	R7
まちづくり 企画課	湯梨浜町景観計画	R3.3	R3.4	～	定めなし
まちづくり 企画課	湯梨浜町性別にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくりプラン	R6.3	R6	～	R10
まちづくり 企画課	第4次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン	R7.3	R7	～	R11
まちづくり 企画課	鳥取県中部地域公共交通計画	R7.3	R7	～	R11
デジタル・み らい戦略課	湯梨浜町デジタル田園都市(まち・ひと・しごと)総合戦略	R5.11	R5	～	R9
デジタル・み らい戦略課	湯梨浜町人口ビジョン	H27.8	H27	～	R42

所管課	計画・プラン名称	策定年月	計画期間		
町民生活課	湯梨浜町地域温暖化防止実行計画 (事務事業編)	R6.3	R5	～	R12
町民生活課	湯梨浜町町営住宅等長寿命化計画 策定業務	R 元.9	R 元	～	R10
子育て支援 課	湯梨浜町こども計画 (第 1 期)	R8.3	R8	～	R11
産業振興課	湯梨浜町農業経営基盤強化促進に 関する基本構想	H17.6 一部変更：R5.9	R5	～	R10
産業振興課	湯梨浜町農業再生協議会水田収益 力強化ビジョン	単年度	毎年度		
産業振興課	湯梨浜町農業経営基盤の強化の促 進に関する計画 (地域計画)	R7.3	R7	～	R10
産業振興課	湯梨浜町鳥獣被害防止計画	R7.4	R7	～	R9
産業振興課	湯梨浜町農業の有する多面的機能 の発揮の促進に関する計画	R2.9	R2	～	R6
産業振興課	湯梨浜町特定間伐等促進計画	R3.5	R3	～	R12
産業振興課	第 3 次鳥取中部広域観光ビジョン	R6.4	R6	～	R10
産業振興課	湯梨浜町自転車活用推進計画	策定予定			
建設水道課	湯梨浜町耐震改修促進計画	R3.3	R3	～	R7
建設水道課	湯梨浜町空き家等対策計画	R3.3	R3	～	R7
建設水道課	湯梨浜町橋梁長寿命化修繕計画	R5.3	R5	～	R9
建設水道課	湯梨浜町水道事業経営戦略	H31.3	H30	～	R9
建設水道課	湯梨浜町水道ビジョン	H31.3	H30	～	R9
建設水道課	湯梨浜町管路耐震計画	H30.7	H30	～	R29
建設水道課	湯梨浜町下水道事業経営戦略	R7.3	R7	～	R16
健康推進課	湯梨浜町保健事業実施計画 (第 3 期)	R6.3	R6	～	R11
健康推進課	第 4 次健康よりはま 21	R6.3	R6	～	R11
健康推進課	湯梨浜町特定健康診査等実施計画 (第 4 期)	R6.3	R6	～	R11
健康推進課	湯梨浜町国民健康保険事業計画	単年度	毎年度		
健康推進課	湯梨浜町新型インフルエンザ等対 策計画	H26.12	H26	～	定めなし
教育総務課	第 3 次湯梨浜町教育振興基本計画	R3.3	R3	～	R7
教育総務課	湯梨浜町公立学校等施設整備計画	単年度	毎年度		
教育総務課	湯梨浜町学校施設の長寿命化計画	R 元.6	R 元	～	R30
教育総務課	湯梨浜町教育大綱	R3.4	R3	～	R7
生涯学習・人 権推進課	湯梨浜町あらゆる差別をなくする 総合計画・実施計画 (第 3 次改訂)	R4.3	R4	～	R8

所管課	計画・プラン名称	策定年月	計画期間
生涯学習・人権推進課	湯梨浜町社会教育計画	単年度	毎年度
福祉課	湯梨浜町地域福祉推進計画 (第4期湯梨浜町地域福祉計画・ 第4次湯梨浜町地域福祉活動計画)	R4.3 策定	R4 ～ R8
福祉課	第9期湯梨浜町介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画	R6.3 策定	R6 ～ R8
福祉課	湯梨浜町障がい者計画(第4期)	R6.3 策定	R6 ～ R11
福祉課	湯梨浜町障がい福祉計画(第7期) ／湯梨浜町障がい児福祉計画(第3期)	R6.3 策定	R6 ～ R8
福祉課	第2期湯梨浜町福祉のまちづくり 計画	H29.3 策定	H29 ～ 定めなし

2. 統計等資料

●ごみ処理の状況(令和6年度実績)

区分		令和6年
人口	(人)	16,136
1日当たり排出量	(kg)	10,611
ほうきりサイクルセンター		処理能力 200t/日

(庁内資料：町民生活課)

●再資源化廃棄物回収量(令和6年度実績) (単位：kg)

区分	行政回収	団体回収	合計
紙類	84,220	144,388	228,608
アルミ缶等アルミ類	6,140	14,680	20,820
スチール缶等鉄類	9,670		9,670
ガラスびん類	68,480	898	69,378
ペットボトル類	24,170		24,170
発泡スチロール類	3,215		3,215
布類	24,800		24,800
合計	220,695	159,966	380,661

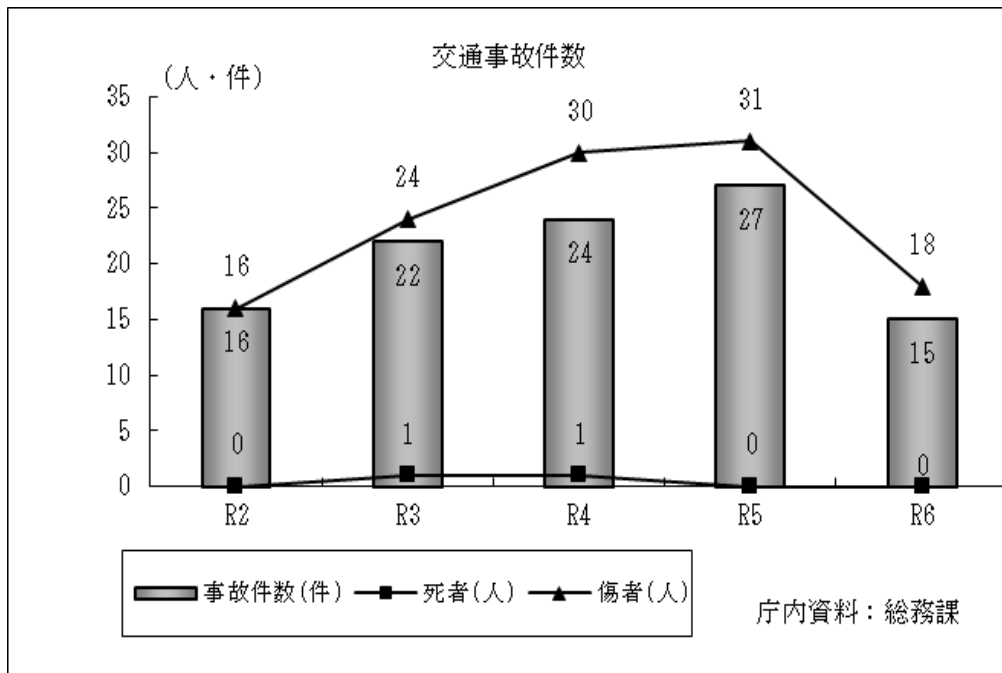
(庁内資料：町民生活課)

●救急・消防の状況 (単位：件)

	R2	R3	R4	R5	R6
火災発生件数	5	3	7	3	7
救急自動車出動件数	624	699	834	754	709

(庁内資料：総務課)

●交通事故件数



●介護サービス受給者の推移

(件)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
要支援	2,767	2,592	2,308	2,398	2,650
介護予防サービス受給者	2,706	2,513	2,210	2,325	2,622
地域密着型サービス受給者	61	79	98	73	28
要介護	17,839	19,236	19,817	18,806	19,009
居宅介護サービス受給者	13,852	15,017	15,655	14,707	15,027
地域密着型サービス受給者	1,540	1,537	1,490	1,415	1,321
施設介護サービス受給者	2,447	2,682	2,672	2,684	2,661
老人福祉施設	644	760	804	776	768
老人保健施設	1,799	1,922	1,868	1,908	1,857
介護医療院	4	0	0	0	36

(出典：介護保険事業保険給付決定状況報告)

●居宅介護サービス・地域密着型サービスの利用状況(月平均件数)

項目			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
介護給付	居宅介護	訪問サービス	1,681	1,708	1,895	1,880	1,976
		通所サービス	3,856	4,384	4,458	4,230	4,320
		短期入所サービス	507	594	537	543	555
		福祉用具貸与	2,874	3,089	3,326	3,104	3,098
		福祉用具購入	35	49	52	29	34
		住宅改修	47	59	50	43	43
		特定施設入居者生活介護	76	60	50	50	49
		居宅介護支援	4,776	5,074	5,287	4,828	4,952
		小 計	13,852	15,017	15,655	14,707	15,027
	地域密着	地域密着型通所介護	368	316	271	34	18
		小規模多機能型居宅介護	452	438	380	398	298
		認知症対応型共同生活介護	712	776	772	768	743
		小 計	1,532	1,530	1,423	1,200	1,059
	介 護 給 付 計			15,384	16,547	17,078	15,907
予防給付	居宅介護	訪問サービス	120	132	127	176	187
		通所サービス	623	544	411	449	511
		短期入所サービス	15	13	12	16	16
		福祉用具貸与	754	704	693	702	798
		福祉用具購入	15	16	12	15	17
		住宅改修	24	20	21	22	23
		特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	9
		介護予防支援	1,155	1,084	934	945	1,061
		小 計	2,706	2,513	2,210	2,325	2,622
	地域密着・小規模多機能型 居宅介護		61	79	98	73	28
予 防 給 付 計			61	79	98	73	28

(介護保険事業保険給付決定状況)

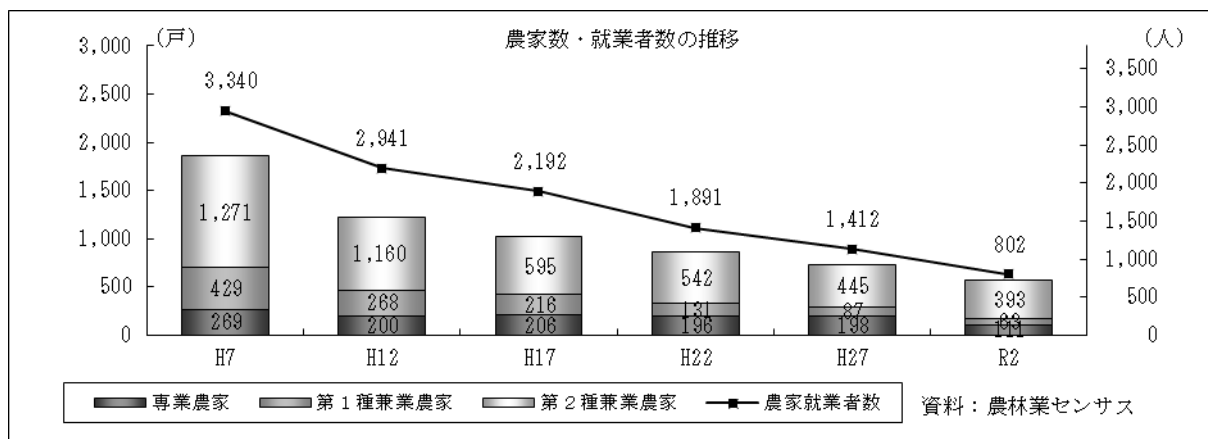
●死因の推移

(単位：人)

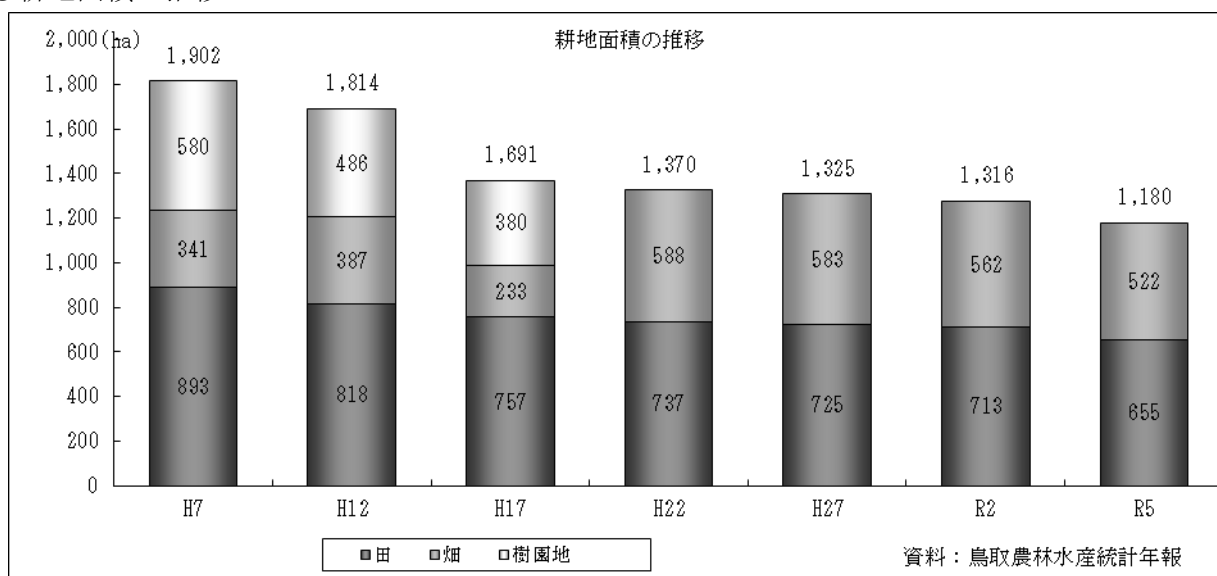
年 度	第1位		第2位		第3位	
R1	悪性新生物	82	心疾患	37	老衰	25
R2	悪性新生物	55	心疾患	31	肺炎	20
R3	悪性新生物	61	心疾患	32	老衰	27
R4	悪性新生物	69	心疾患	49	老衰	36
R5	悪性新生物	61	老衰	35	心疾患	31

(資料：鳥取県福祉保健部 鳥取県人口動態統計)

●農家数・就業者数の推移



●耕地面積の推移



●主要作物の生産指標

区分	H17		H22		H27		R2		R5	
	作付面積等 (ha)	生産量 (t)	作付面積等 (ha)	生産量 (t)	作付面積等 (ha)	収穫量 (t)	作付面積等 (ha)	収穫量 (t)	作付面積等 (ha)	収穫量 (t)
米	493	2,290	469	2,510	416	2,140	390	1,950	362	1,720
豆類	70	43	71	112	62	112	53	35	51	51

資料：中国四国農政局「農林水産統計データ集」

区分	H17		H22		H27		R2		R5	
	作付面積等 (ha)	生産量 (t)	作付面積等 (ha)	生産量 (t)	作付面積等 (ha)	生産量 (t)	作付面積等 (ha)	生産量 (t)	作付面積等 (ha)	生産量 (t)
梨	233	4,356	210	2,661	176	2,933	116	1,779	97	1,870
ぶどう	9	85	6	64	6	67	5	54	5	45
梅	8	27	8	24	7	26	6	13	3	16
スイカ	5	240	2	106	1	71	1	46	1	52
いちご	4	76	3	43	2	36	1	16	1	6
メロン	6	107	3	56	2	49	1	17	1	9
ホウレン草	6	145	6	176	18	113	13	88	11	52

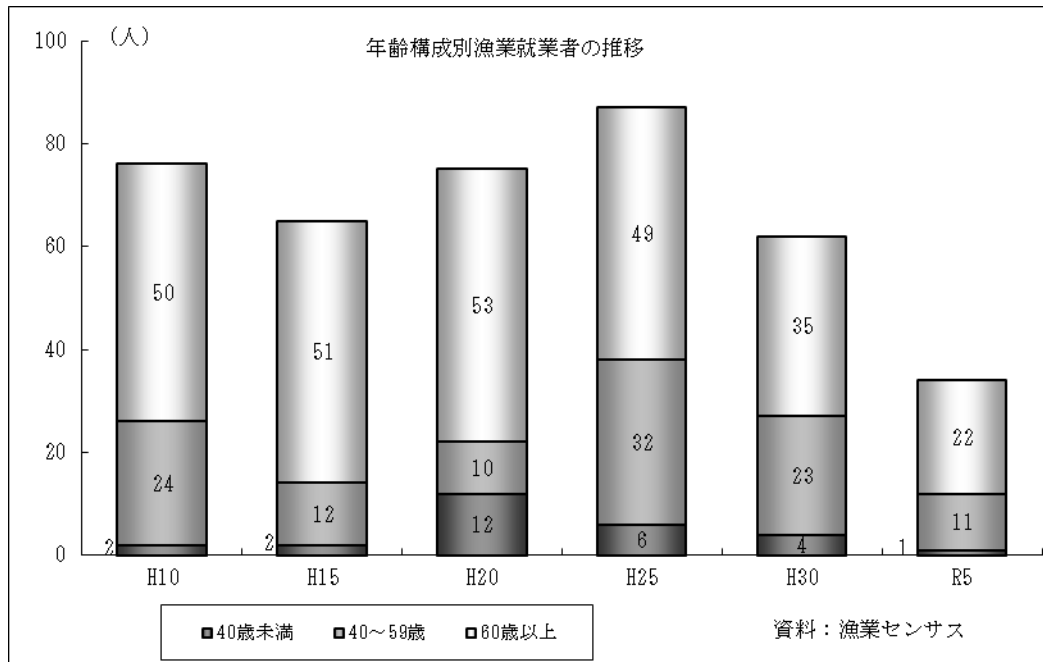
資料：JA 鳥取中央生産販売計画

●漁業就業者の推移

(単位：人)

区分	男	女	合計
H10	75	1	76
H15	61	4	65
H20	73	2	75
H25	81	6	87
H30	56	6	62
R5	33	1	34

(資料：漁業センサス)



●漁業経営体階層別経営体数の推移

(単位：経営体)

区分	合計	漁船 非使用	漁船操業(トン)					小型 定置網	地曳網	海面養殖
			無動力船	動力船 1未満	1～3	3～5	5～10			
H10	72	3	－	24	12	31	1	－	1	－
H15	60	3	－	17	8	30	－	－	1	1
H20	56	5	－	14	8	28	－	－	－	1
H25	49	7	－	16	7	18	－	－	－	1
H30	42	4	－	17	4	15	－	1	－	1
R5	27	1	－	－	－	9	－	1	－	2

(資料：漁業センサス)

●業種別商業の状況

産 業 分 類 細 分 類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	売場面積 (㎡)
各種商品卸売業				
繊維・衣服等卸売業				
飲食料品卸売業	4	26	195,566	—
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	5	13	16,161	—
機械器具卸売業	3	28	X	—
その他の卸売業	3	12	X	—
卸 売 業 計	15	79	325,260	—
各種商品小売業	—	—	—	—
織物・衣服・身の回り品小売業	10	30	41,106	2,595
飲食料品小売業	39	341	472,790	6,203
機械器具小売業	21	94	239,876	167
その他の小売業	38	160	292,594	8,095
無店舗小売業	5	19	11,365	—
小 売 業 計	113	644	1,057,731	17,060
合 計	128	723	1,382,991	17,060

(資料：R3 経済センサス)

※ 「x」は個々の事業所の秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

●町内への入り込み観光客の推移

(単位：年・人)

	R2	R3	R4	R5	R6
はわい温泉宿泊人員	70,341	51,179	76,255	88,009	93,607
東郷温泉宿泊人員	11,392	7,099	13,505	16,368	11,478
ハワイゆ〜たうん利用者数	35,758	51,454	75,718	74,702	87,049
ゆアシス東郷龍鳳閣利用者数	83,791	92,346	92,473	100,138	86,426
ハワイ海水浴場客数	8,305	7,960	10,895	11,010	9,625
燕趙園入園者数	30,760	45,276	56,225	60,269	67,848
潮風の丘とまり利用者数	33,136	34,384	37,205	37,515	36,060
道の駅はわい利用者数	282,402	257,489	280,127	271,707	267,768
道の駅燕趙園利用者数	80,521	104,468	127,404	149,568	125,501

(町内資料：産業振興課)

※宿泊人員は、旅館組合報告による。

※年集計である。

●指定文化財一覧

国指定文化財

(令和7年4月現在)

指定種別	分類	名 称	指定年月日	所在地・所蔵者等
国 宝	考古資料	伯耆一宮経塚出土遺物	昭和 28. 3. 31	東京国立博物館（寄託）・倭文神社
重要文化財	考古資料	伯耆長瀬高浜遺跡出土埴輪	昭和 61. 6. 6	羽合歴史民俗資料館等・町
重要文化財	建造物	尾崎家住宅（9棟・附3棟）	平成 25. 8. 7	宇野・個人
重要無形民俗文化財	民俗芸能	因幡・但馬の麒麟獅子舞	令和 2. 3. 16	国主神社麒麟獅子保存会
史 跡	祭祀信仰に関する遺跡	伯耆一宮経塚	昭和 10. 12. 24	宮内・倭文神社
史 跡	古墳	橋津古墳群	昭和 32. 6. 3	橋津、上橋津・個人
史 跡	古墳	北山古墳	昭和 55. 6. 3	野花、長和田・個人
史 跡	政治に関する遺跡	鳥取藩台場跡 橋津台場跡	昭和 63. 7. 27	長瀬・鳥取県
名 勝	庭園	尾崎氏庭園	昭和 12. 12. 21	宇野・個人

県指定文化財

指定種別	分類	名 称	指定年月日	所在地・所蔵者等
保護文化財	彫刻	弘法大師坐像	昭和 29. 6. 9	石脇・石脇区
保護文化財	彫刻	大日如来坐像	昭和 56. 2. 3	高辻・高辻区
保護文化財	考古資料	長瀬高浜遺跡玉作関係資料	平成 4. 4. 14	羽合歴史民俗資料館・町
保護文化財	彫刻	木造恵比寿像	平成 9. 2. 28	園・園区
保護文化財	彫刻	木造大黒天像	平成 9. 2. 28	園・園区
保護文化財	建造物	古御蔵 附古御蔵天保十四年建替棟 札1枚 片山蔵 三十間北蔵	平成 16. 2. 3	橋津・町
保護文化財	建造物	籠守神社本殿附墓股1枚	平成 18. 7. 18	埴見・籠守神社
保護文化財	古文書	岡本家文書	令和 5. 6. 13	町立図書館・町
保護文化財	建造物	安楽寺（本堂・鐘楼・山門・土地）	令和 6. 10. 1	宇野・安楽寺
有形民俗文化財	民俗資料	泊の漁業関係資料	平成 30. 4. 27	泊歴史民俗資料館等・町、泊漁協
無形民俗文化財	民俗芸能	東郷浪人踊	昭和 37. 10. 16	東郷浪人踊保存会
無形民俗文化財	風俗習慣	田後神社頭屋祭「宮の飯」	昭和 61. 4. 18	田後当渡し保存会
史 跡	城跡	羽衣石城跡	平成 13. 3. 23	羽衣石・町、個人
天然記念物	植物	湯梨浜町のトウテイラン群落	令和 4. 5. 2	上橋津、宇谷、小浜・個人

町指定文化財

指定種別	名 称	指定年月日	所在地・所蔵者等
有形文化財	野方廃寺瓦一括	昭和 52. 1. 1	中央公民館等・町
有形文化財	石帯	昭和 52. 1. 1	宮内・個人
有形文化財	小銅鐸	昭和 52. 1. 1	漆原・個人
有形文化財	陶経筒	昭和 52. 1. 1	高辻・個人
有形文化財	長栄寺天井絵	昭和 52. 1. 1	別所・長栄寺

有形文化財	装飾画「平和の苑」	昭和 52. 1. 1	町
有形文化財	装飾画「桐花瑞鳥図」	昭和 52. 1. 1	町
有形文化財	日本各時代意匠表紙図案	昭和 52. 1. 1	町
有形文化財	覚善寺天井絵	昭和 52. 1. 1	方地・覚善寺
有形文化財	長伝寺天井絵	昭和 52. 1. 1	町管理
有形文化財	薬師如来坐像	昭和 54. 1. 1	中興寺・龍徳寺
有形文化財	十一面観音菩薩立像	昭和 54. 1. 1	松崎・西向寺
有形文化財	不動明王像	昭和 54. 1. 1	松崎・西向寺
有形文化財	毘沙門天立像	昭和 54. 1. 1	松崎・西向寺
有形文化財	青面金剛像	昭和 54. 1. 1	松崎・西向寺
有形文化財	阿弥陀二十五菩薩立像	昭和 54. 1. 1	引地・大伝寺
有形文化財	中将姫像	昭和 54. 1. 1	引地・大伝寺
有形文化財	聖観音立像	昭和 54. 1. 1	埴見・円通庵
有形文化財	泊の地藏菩薩	昭和 60. 3. 25	泊・泊区
有形文化財	仿製三角縁獣帯文鏡	昭和 61. 1. 27	泊歴史民俗資料館・町
有形文化財	一石彫成五輪塔	平成 3. 1. 22	筒地・個人
有形文化財	南条元清寄進状	平成 3. 4. 25	小鹿谷・個人
有形文化財	後陽成天皇口宣案	平成 3. 4. 25	藤津・個人
有形文化財	鳥取藩着座和田氏旧領知分小鹿谷絵図	平成 3. 4. 25	小鹿谷・個人
有形文化財	天保 14 年河村郡宮内村田畑地続全図	平成 3. 4. 25	町
有形文化財	天保 14 年河村郡小鹿谷村田畑地続全図	平成 3. 4. 25	町
有形文化財	天保 14 年 12 月河村郡田畑村田畑地続全図	平成 3. 4. 25	町
有形文化財	天保 14 年河村郡中尾村田畑地続全図	平成 3. 4. 25	町
有形文化財	天保 14 年正月河村郡山辺村田畑地続全図	平成 3. 4. 25	町
有形文化財	天保 14 年 2 月河村郡別所村田畑地続全図	平成 3. 4. 25	町
有形文化財	天保 14 年 2 月河村郡別所村田畑地続全図(2 枚組)	平成 3. 4. 25	町
有形文化財	天保 14 年 11 月河村郡片面村田畑地続全図	平成 3. 4. 25	町
有形文化財	天保 14 年 3 月河村郡高辻村田畑地続全図	平成 3. 4. 25	町
有形文化財	天保 13 年 12 月河村郡河上村田畑地続全図	平成 3. 4. 25	町
有形文化財	天保 14 年 6 月河村郡久見村田畑地続全図	平成 3. 4. 25	町
有形文化財	天保 14 年 12 月河村郡中興寺村田畑地続全図	平成 3. 4. 25	町
有形文化財	天保 13 年 6 月河村郡白石村田畑惣絵図面	平成 3. 4. 25	白石区
有形文化財	天保 14 年 2 月河村郡別所村田畑地続全図(2 枚組)	平成 3. 4. 25	別所区
有形文化財	天保 14 年 9 月河村郡長江村田畑地続全図	平成 3. 4. 25	長江区
有形文化財	天保 14 年河村郡南谷村田畑地続全図	平成 17. 12. 25	町
有形文化財	天保 13 年河村郡下浅津村田畑地続全図	平成 17. 12. 25	町
有形文化財	天保 13 年河村郡上浅津村田畑字寄地続全図	平成 17. 12. 25	町
有形文化財	天保 13 年河村郡光吉村田畑地続全図	平成 17. 12. 25	町
有形文化財	天保 12 年河村郡赤池村田畑地続全図	平成 17. 12. 25	町
有形文化財	天保 15 年河村郡田後村田畑地続全図	平成 17. 12. 25	町
有形文化財	天保 15 年河村郡長瀬村田畑地続全図 (2 枚組)	平成 17. 12. 25	町
有形文化財	天保 15 年河村郡水下村田畑地続全図	平成 17. 12. 25	町
有形文化財	西向寺天井絵	平成 26. 10. 23	松崎・西向寺
有形文化財	丈六の地藏菩薩立像	平成 26. 10. 23	橋津・西蓮寺
有形文化財	灘郷神社狛犬一對	平成 26. 10. 23	泊・灘郷神社
有形文化財	天保 13 年河村郡赤池村田畑地續全図	平成 26. 10. 23	町
有形文化財	天保 15 年河村郡赤池村田畑地續字限絵図	平成 26. 10. 23	町
有形文化財	天保 15 年湊村田畑地續字限絵図	平成 26. 10. 23	町
有形文化財	嘉永 2 年上浅津村田畑全図	平成 26. 10. 23	町
有形文化財	天保 15 年河村郡久留村田畑字限絵図	平成 26. 10. 23	町
有形文化財	天保 15 年河村郡上浅津村田畑字限絵図	平成 26. 10. 23	町
有形文化財	弘化 5 年南谷村田畑地續全図	平成 26. 10. 23	町

有形文化財	弘化2年南谷村分絵図面写し	平成26.10.23	町
有形文化財	河村郡長瀬村田畑字限絵図・東畑方	平成26.10.23	町
有形文化財	宇谷村田畑地續全図（2枚組/北・南）	平成26.10.23	町
有形文化財	弘化2年宇谷村分絵図面写し	平成26.10.23	町
有形文化財	河村郡園村田畑地續全図	平成26.10.23	町
有形文化財	竜吐水	平成26.10.23	橋津・町
有形文化財	天保14年河村郡宇谷村田畑地続全図（2枚組/北・南）	令和4.12.28	町
有形文化財	天保14年河村郡泊村田畑地続全図	令和4.12.28	町
有形文化財	弘化3年河村郡泊村田畑字限絵図	令和4.12.28	町
有形文化財	天保14年河村郡石脇村田畑地続全図	令和4.12.28	町
有形文化財	天保14年河村郡小浜村田畑地続全図	令和4.12.28	町
有形文化財	長瀬高浜遺跡出土小銅鐸	令和6.10.10	羽合歴史民俗資料館・町
有形文化財	長瀬高浜遺跡1号墳出土組紐鞘巻き鉄刀	令和6.10.10	羽合歴史民俗資料館・町
無形民俗文化財	茶町踊り	昭和56.6.1	橋津ふるさとの文化を守る会
無形民俗文化財	宇野三ツ星盆踊り	昭和61.4.1	宇野三ツ星盆踊り保存会
無形民俗文化財	湊神社の祭礼行事	平成19.6.1	橋津ふるさとの文化を守る会
無形民俗文化財	泊の大名行列	平成19.12.17	泊大名行列保存会
無形民俗文化財	泊貝がら節	平成19.12.17	泊貝がら節保存会
無形民俗文化財	九品山・中将姫の練供養	平成26.10.23	引地
無形民俗文化財	百万遍念仏・数珠繰り（上橋津観音堂）	平成26.10.23	上橋津
無形民俗文化財	百万遍念仏・数珠繰り（長伝寺）	平成26.10.23	長和田
無形民俗文化財	百万遍念仏・数珠繰り（佐美公民館）	平成26.10.23	佐美
史跡	河口城跡	昭和49.1.23	泊
史跡	報国盡忠碑（関連石碑4基）	平成26.10.23	橋津
史跡	宮戸弁天	平成26.10.23	宮内
名勝	今滝	昭和61.11.1	北福
名勝	亀石	平成26.10.23	宇野
名勝	海食崖（海食洞）	平成26.10.23	上橋津
名勝	宇野地藏ダキ	平成26.10.23	宇野
名勝	出雲山展望台	平成26.10.23	宮内
名勝	馬ノ山展望台	平成26.10.23	上橋津
名勝	羽衣岩	平成26.10.23	羽衣石
名勝	羽衣池	平成26.10.23	羽衣石
天然記念物	松崎神社社叢	昭和52.1.1	松崎・松崎神社
天然記念物	宮内井戸の椿	昭和52.1.1	宮内
天然記念物	更田家のシイの木	昭和61.11.1	久見・個人
天然記念物	更田家墓地のマキの木	昭和61.11.1	久見・個人
天然記念物	国主神社の社叢	昭和61.11.1	漆原・国主神社
天然記念物	百年樹（二十世紀梨の古木）	平成26.10.23	久見・個人

国登録有形文化財

登録種別	分類	名称	登録年月日	所在地・所蔵者等
登録有形文化財	建造物	旧富士市橋家住宅主屋	令和1.12.5	小鹿谷・個人

（町内資料：生涯学習・人権推進課）

3. 町民アンケート

1. 調査の目的

幸せの価値観は人それぞれ異なりますが、住み慣れたまちで子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが健幸で、お互いに認め合いながら、「持続可能な環境・社会・経済」と「心ゆたかな暮らし」の実現を目指すため、町民の皆様の日常生活における実感を調査しました。

アンケートは10代から80代までの町民1,500名に対して実施し、回収数は491名（回収率32.7%）でした。

2. 調査設計

調査対象者：湯梨浜町に住む16歳以上の町民（住民基本台帳から無作為抽出）

対象者数：1,500人

調査期間：令和7年6月26日（調査票発送）～令和7年8月19日（最終回答締切日）

調査方法：調査票による本人記入方式（郵送配布・回収またはインターネット回答）

3. 回収結果

調査対象者数 (配布数)	到達数	回収数	回収率
1,500	1,496	491	32.7%

4. 主な集計結果

【幸せの実感に関する質問】

○ 現在、あなたはどの程度幸せですか。

「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。

点数	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	平均点
回答数	42	48	155	72	47	85	15	11	5	3	0	7.1

○ 湯梨浜町は、住み良いまちだと感じていますか。

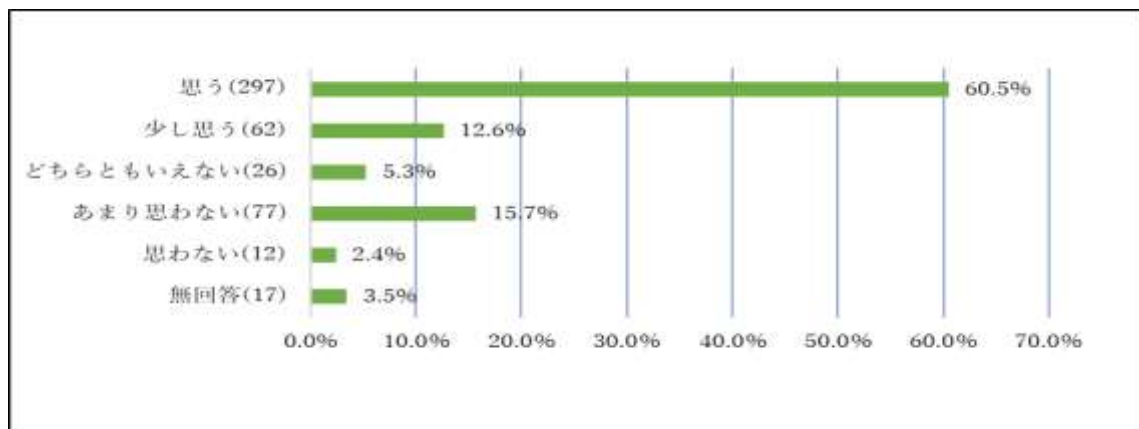
回答内容	回答数	割合
感じる	138	28.1%
どちらかといえば、感じる	281	57.2%
どちらかといえば、感じない	50	10.2%
感じない	10	2.0%
無回答	12	2.4%
計	491	100.0%

- あなたは、町の施策として特に何に関心がありますか。
次の中から、あなたのお考えに最も近いものを2つ選んでください。

回答内容	回答数	割合
保健・医療	141	15.2%
子育て支援	118	12.7%
福祉	105	11.3%
雇用	106	11.4%
観光	96	10.3%
交通	86	9.2%
産業振興	62	6.7%
教育	60	6.5%
環境問題	49	5.3%
地域活動	33	3.5%
消防・防災	31	3.3%
文化	25	2.7%
多様性	18	1.9%
総計	930	100.0%

【暮らしに関する質問】

- 現在の居住地区に住み続けたいと思いますか。



- 湯梨浜町内の日常生活や仕事の場で、デジタルサービスにより利便性が向上したと思いますか。

回答内容	回答数	割合
向上した	74	15.1%
どちらとも言えない	245	49.9%
不便になった	21	4.3%
わからない	148	30.1%
無回答	3	0.6%
計	491	100.0%

【つながりに関する質問】

- 自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOなどの地域づくり活動によって、お互いに支え合っていると感じますか。

回答内容	回答数	割合
感じる	23	4.7%
どちらかといえば、感じる	138	28.1%
どちらかといえば、感じない	86	17.5%
感じない	39	7.9%
わからない	201	40.9%
無回答	4	0.8%
計	491	100.0%

- 自治会やコミュニティの活動に参加していますか。

回答内容	回答数	割合
積極的に参加している	92	18.7%
仕方なく参加している	152	31.0%
参加していたが、現在は参加していない	63	12.8%
参加したことはないが、 きっかけがあれば参加してみたい	76	15.5%
参加したことがなく、 今後も参加するつもりはない	90	18.3%
無回答	18	3.7%
計	491	100.0%

【安心安全に関する質問】

- あなたは健康だと思いますか。

回答内容	回答数	割合
思う	112	22.8%
どちらかといえば、思う	248	50.5%
どちらかといえば、思わない	98	20.0%
思わない	32	6.5%
無回答	1	0.2%
計	491	100.0%

- 地震や火災などの災害に対して、備えをしていますか。

回答内容	回答数	割合
十分な備えをしている	24	4.9%
ある程度の備えをしている	161	32.8%
あまり備えをしていない	234	47.7%
備えをしていない	65	13.2%
無回答	7	1.4%
計	491	100.0%

【生きがいに関する質問】

○ 湯梨浜町は子育てがしやすいまちですか。

回答内容	回答数	割合
子育てがしやすいまちだ	77	15.7%
どちらかといえば、 子育てがしやすいまちだ	209	42.6%
どちらかといえば、 子育てがしやすいまちではない	16	3.3%
子育てがしやすいまちではない	8	1.6%
わからない	99	20.2%
無回答	82	16.7%
計	491	100.0%

○ 社会と関わりの中で、自分の居場所や力を活かせる場があると感じていますか。。

回答内容	回答数	割合
感じる	56	11.4%
どちらかといえば、感じる	199	40.5%
どちらかといえば、感じていない	137	27.9%
感じていない	79	16.1%
無回答	20	4.1%
計	491	100.0%

4. 計画策定関係者

(1) 湯梨浜町総合計画審議会委員

会 長 等	委 員 名	備 考
会 長	山田 修平	ゆりはま創生総合戦略会議会長
副 会 長	石原 春代	湯梨浜町女性団体連絡協議会
委 員	中村 博孝	湯梨浜町教育委員会
委 員	長谷川 誠一	湯梨浜町農業委員会会長
委 員	濱田 淳	鳥取中央農業協同組合理事
委 員	川田 憲一	湯梨浜町商工会会長
委 員	清水 幸弘	東郷湖漁業協同組合筆頭理事
委 員	谷口 朝宏	鳥取県漁業協同組合泊支所組合員
委 員	湯村 大介	はわい温泉・東郷温泉旅館組合副組合長
委 員	澤田 裕司	はわいこども園 PTA 会長
委 員	山下 梨紗	羽合小学校 PTA 会長
委 員	千熊 一弘	湯梨浜中学校 PTA 会長
委 員	谷川 由佳子	湯梨浜町社会福祉協議会
委 員	岩山 久子	ル・サンテリオン東郷介護福祉士
委 員	杉井 俊介	長瀬東部区長
委 員	津村 睦男	筒地区長
委 員	瀬能 勲	羽衣石区長
委 員	多田 憲一郎	鳥取大学地域学部教授
委 員	河本 定幸	湯梨浜町消防団長
委 員	遠藤 公章	特定非営利活動法人とまり副理事長
委 員	山増 香里	湯梨浜町国際交流協会会長
委 員	市川 義章	ゆりはま子育てネットワークくぶくぶ会長
委 員	水野 彰	湯梨浜町高齢者クラブ連合会会長
委 員	田嶋 和好	湯梨浜町身体障害者福祉協会会長
委 員	吉岡 悟志	湯梨浜町人権教育推進協議会人権教育研究推進員
委 員	中前 雄一郎	湯梨浜町体育協会会長
委 員	松岡 恭正	湯梨浜町文化財保護委員会委員
委 員	前田 佳寛	JA 鳥取県青壮年連盟委員長
委 員	佐々木 里桜	大学生
委 員	渡邊 由佳	公募者
委 員	小原 将大	公募者

(2) 専門部会

専 門 部 会	部 会 長 等	委 員 名	備 考
総務企画部会	部 会 長	河本 定幸	
	副 部 会 長	遠藤 公章	
	委 員	石原 春代	
	委 員	多田 憲一郎	
	委 員	山増 香里	
	委 員	佐々木 里桜	
	委 員	杉井 俊介	
福祉環境部会	部 会 長	水野 彰	
	副 部 会 長	谷川 由佳子	
	委 員	山田 修平	
	委 員	澤田 裕司	
	委 員	岩山 久子	
	委 員	市川 義章	
	委 員	田嶋 和好	
	委 員	瀬能 勲	
産業建設部会	部 会 長	川田 憲一	
	副 部 会 長	湯村 大介	
	委 員	長谷川 誠一	
	委 員	濱田 淳	
	委 員	清水 幸弘	
	委 員	谷口 朝宏	
	委 員	前田 佳寛	
	委 員	渡邊 由佳	
教育文化部会	部 会 長	中前 雄一郎	
	副 部 会 長	中村 博孝	
	委 員	津村 睦男	
	委 員	山下 梨紗	
	委 員	千熊 一弘	
	委 員	吉岡 悟志	
	委 員	松岡 恭正	
	委 員	小原 将大	

(3) 策定幹事会

部 会 等	氏名 《○は代表幹事》	備 考
会 長	吉川 寿明	副町長
副 会 長	山田 直樹	教育長
総務企画部会	○ 西田 貴頼	まちづくり企画課長
	山田 志伸	総務課長
	尾崎 寿彦	総務課（財務管理・行革担当）参事
	西原 秀昭	デジタル・みらい戦略課長
	杉原 美鈴	議会事務局長
	宮脇 一善	出納室長
福祉環境部会	○ 前田 知代	福祉課長
	林 紀明	健康推進課長
	香川 佐織	子育て支援課長
	石本 義之	町民生活課長
産業建設部会	○ 三ツ井 和彦	産業振興課長
	出西 剛	建設水道課長
	吉野 和男	農業委員会事務局長
教育文化部会	○ 上井 明彦	教育総務課長
	池田 豊具	生涯学習・人権推進課長
	村岡 正憲	中央公民館長
	秋久 敏彦	図書館長